



第3期福津市地域福祉計画 第2期福津市地域福祉活動計画

令和4年度～令和8年度

～みんなが安心して生活できる共生のまちづくり～

令和4年3月

福 津 市

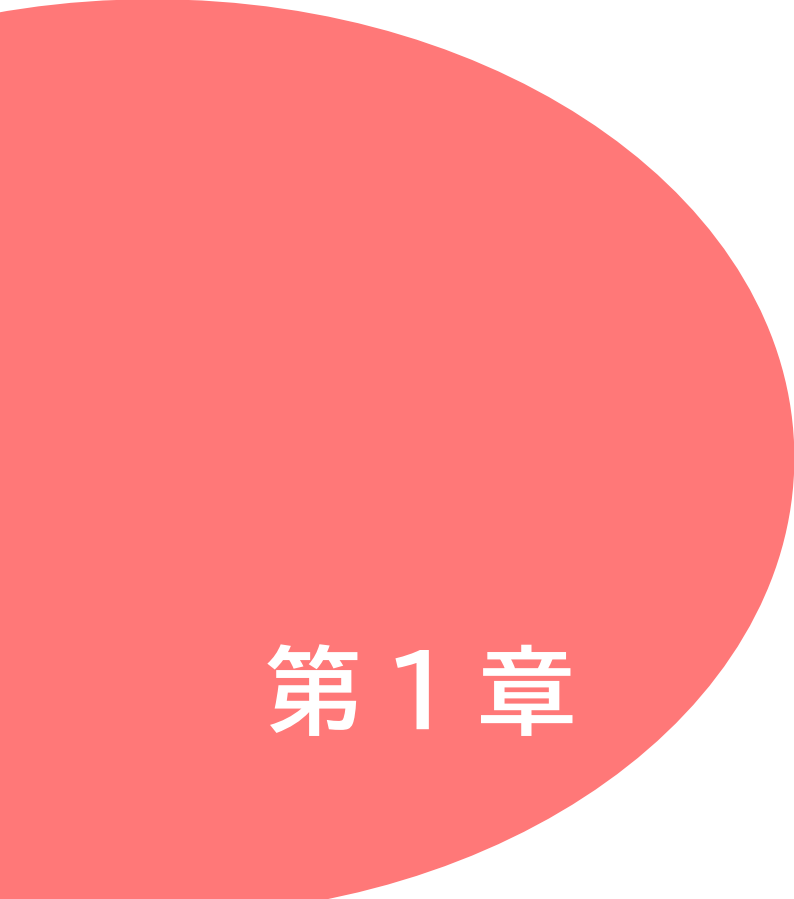
社会福祉法人 福津市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 基本的な考え方	3
3. 計画の位置づけ	8
4. 計画の期間	9
5. 計画の策定体制	10
6. 計画の推進	11
7. 計画とSDGsの関係性	12
第2章 地域福祉を取りまく現状と課題.....	13
1. 福津市の状況	14
2. 市民意識調査から見た福津市の現状	26
3. 関連する分野別計画から見た共通して取り組む事項(各計画からの抜粋).....	52
4. 統計や分野別計画から見た重点的に取り組む事項	56
第3章 計画の理念と目標	57
1. 基本理念	58
2. 基本目標	59
3. 施策の体系	61
第4章 施策の展開	63
基本目標1 地域で支えあう「まちづくり」.....	64
施策1 地域のつながりづくり	64
施策2 地域活動の強化.....	66
施策3 市民活動やボランティア活動の活性化.....	68

基本目標2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」.....	70
施策4 災害時における支えあいの仕組みづくり	70
施策5 成年後見制度の利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)	72
施策6 虐待防止の推進.....	74
基本目標3 いつでも相談できる「まちづくり」.....	76
施策7 民生委員・児童委員活動への支援.....	76
施策8 生活困窮者の自立に向けた支援	78
施策9 相談を包括的に受け止める体制づくり	80
「共生のまちづくり」に向けた取り組み	82
第5章 資料編	85
1. 福津市福祉施策策定審議会規則	86
2. 福津市福祉施策策定審議会委員名簿.....	88
3. 計画の策定経過	89
4. 用語解説	90

＊の印が付いている語句は、90ページ以降の「用語解説」に説明があります。

A large, solid red circle is positioned in the upper left corner of the page, partially cut off by the edge.

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

福津市では、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「計画」という。）とともに、高齢者や障がい者、子ども・子育てなどの分野別の計画を策定し、福祉施策を推進してきました。

しかし、近年、虐待、孤独死、孤立、貧困、格差、ひきこもり、ヤングケアラー*などの「地域生活課題」は複雑多様化し、分野別の縦割りでは対応が困難な課題が顕在化しており、各分野を超えた横断的な連携体制の整備が求められてきています。

国においても、平成29年6月に「地域包括ケアシステム*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この法改正に伴う社会福祉法の改正では、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの方向性が示されました。また、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携などによる解決を図ることが明記されるとともに、必要な支援が包括的に提供される体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

さらに、令和2年6月には、「地域共生社会*の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村が地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備する観点から、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援（P82～P84参照）を一体的に実施する重層的支援体制整備事業*が新たに創設されました。

このような状況を踏まえ、前回計画の考え方を引き継ぎながら、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「つながる」ことで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現していくため、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定します。

地域生活課題とは(社会福祉法第4条第3項抜粋)

- ①福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題
- ②福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立
- ③その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

2. 基本的な考え方

地域福祉計画とは？

「地域福祉計画」は、市町村が策定する計画で社会福祉法第107条の規定に基づく計画であり、地域福祉推進の主体である市民などの参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制づくりなどに取り組むための総括的な計画です。

前回計画策定後、平成29年（2017年）の社会福祉法の一部改正により、これまで任意とされてきた計画の策定が、努力義務とされ、高齢者や障がい児・者、子ども・子育てなどの福祉分野の上位計画として位置付けられました。各分野で共通して取り組むべき理念や方向性を明確にするとともに、まちづくりや防災、観光など幅広い他の計画とも連携を図っていきます。

社会福祉法抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

地域福祉活動計画とは？

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条で地域福祉の推進団体として規定されている社会福祉協議会が策定する計画で、地域にあるさまざまな生活課題に対して、それを解決するために住民、行政、福祉活動を行う団体、民生委員・児童委員協議会などと連携しながら、住民の立場から地域福祉の推進を行うための計画です。

社会福祉法抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

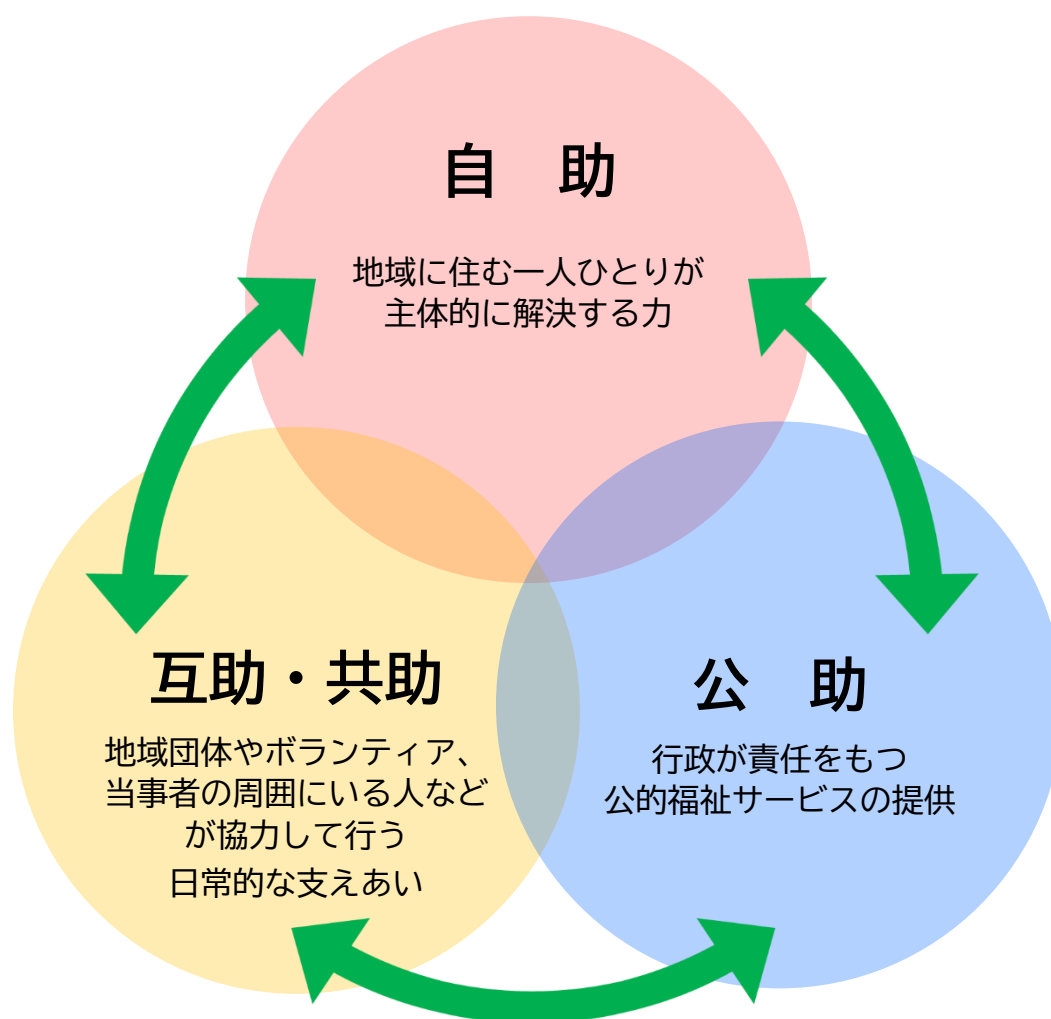
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに「地域福祉の推進」という目的を同じくする計画で、市全体の理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が、すなわち「地域福祉活動計画」です。

これら2つの計画は、ともに地域住民などの参画を得て策定されるものであり、住民の福祉意識の醸成、住民相互の関係の形成、地域福祉活動への参加の促進など、計画策定自体が豊かで住みよい地域づくりにつながるものとして一体的策定の意義があります。

市と社会福祉協議会は、それぞれの役割を明確にしたうえで、2つの計画がお互いに補完・補強しあう関係として連携します。

計画における地域福祉を推進するために

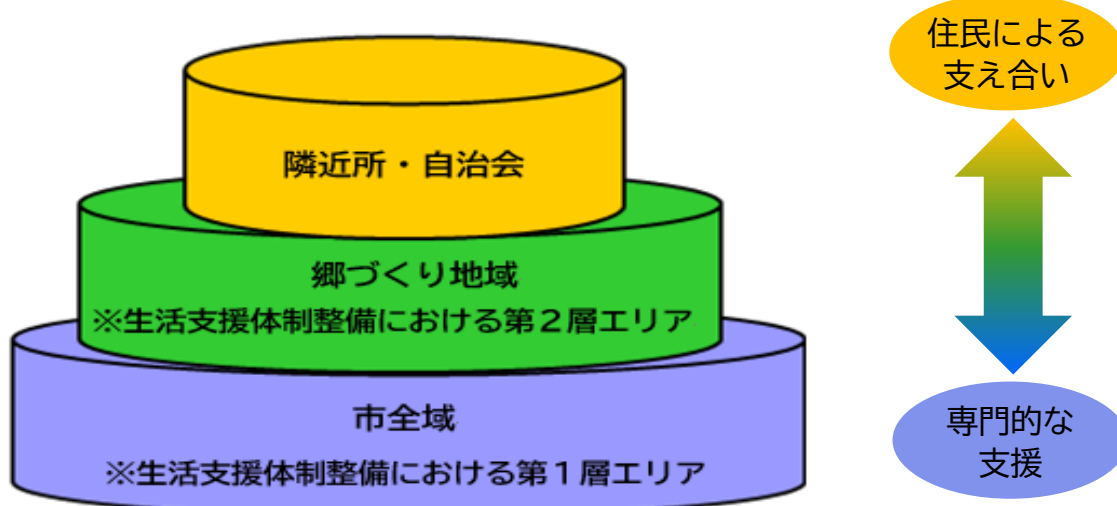
地域福祉を推進するために、「地域に住む一人ひとりが主体的に解決する力（自助）」、「地域団体やボランティア、当事者の周囲にいる人などが協力して行う日常的な支えあい（互助・共助）」、「行政が責任をもつ公的福祉サービスの提供（公助）」がそれぞれ役割を分担し、互いに連携しながら機能を発揮することが求められています。



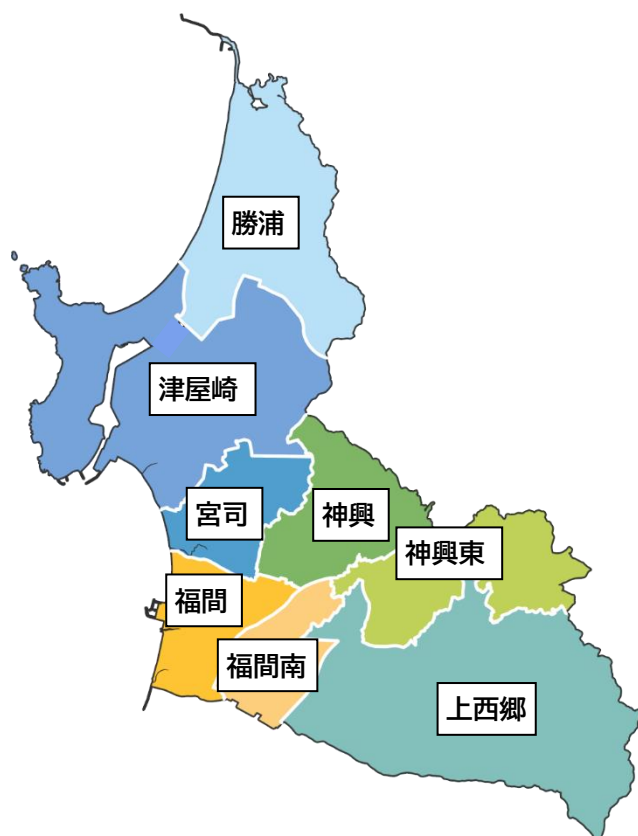
地域福祉を推進するための圏域

地域福祉の考え方を具体的に実践していくため、地域生活課題に応じて、地域住民にとって身近な自治会や隣近所、あるいは郷づくり地域での地域住民による支え合いから、市全域での総合的・専門的な取り組みなどを次のような圏域として捉え、地域福祉ネットワークの推進を図ります。

○圏域のイメージ図



○郷づくり地域（概ね小学校区）



福間

花見1～4、南町、緑町、本町、福間松原、昭和、西福間1・5、古町、大和1・2

福間南

四角、両谷、原町1～3、有弥の里1・2、光陽台1～3、光陽台南、日蔭野1～6

上西郷

畦町、本木、舍利蔵、内殿、上西郷

神興

手光、冠、小竹、東福間1～12、高平、光陽台4～6

神興東

通り堂、津丸、久末、八並、若木台1～6、桜川、三角、あけぼの

勝浦

奴山、桂、西東、勝浦浜、勝浦松原、塩浜

津屋崎

在自、須多田、大石、生家、梅津、末広、渡、東町1、東町2、天神町、新成、岡の2・3、新町、北の1・2、五反田、新東、堅川

宮司

善福、的岡、宮司1～3、宮司西、宮司ヶ丘、星ヶ丘

○各圏域における主な組織や活動

隣近所・自治会

- ・ご近所でのあいさつ、声かけ
- ・自治会や小地域福祉会*が組織され、日常的な交流が行われる
- ・個々の民生委員・児童委員*等が日常的な相談支援を行う

（活動例）あいさつ、声かけ、回覧板、訪問、サロン活動

（特 性）いわゆる[ごみ屋敷]や虐待、孤独死などの異変にいち早く気づくことができる

郷づくり地域（概ね小学校区）

- ・郷づくり推進協議会*が組織され、4つの分野（福祉、防犯・防災、子育て、環境・景観）などの活動が定期的に行われる。
- ・民生委員・児童委員がブロックごとに活動している。
- ・シニアクラブ*や子ども会、ボランティアグループなどが活動している。

（活動例）定例的な会議、お祭りなどのイベント、健康測定会、松林清掃などの大規模清掃活動、防災訓練など

（特 性）小学校や地域集会施設など拠点となる施設があり、顔の見える範囲の住民が組織的に活動

市 全 域

- ・高齢者、障がい者、子ども・子育てなど分野別の相談支援機関が設置されている。
- ・公的福祉サービスの提供、ニーズの施策化
- ・法や制度への関与
- ・社会福祉協議会による小地域福祉会や郷づくりの活動の支援



3. 計画の位置づけ

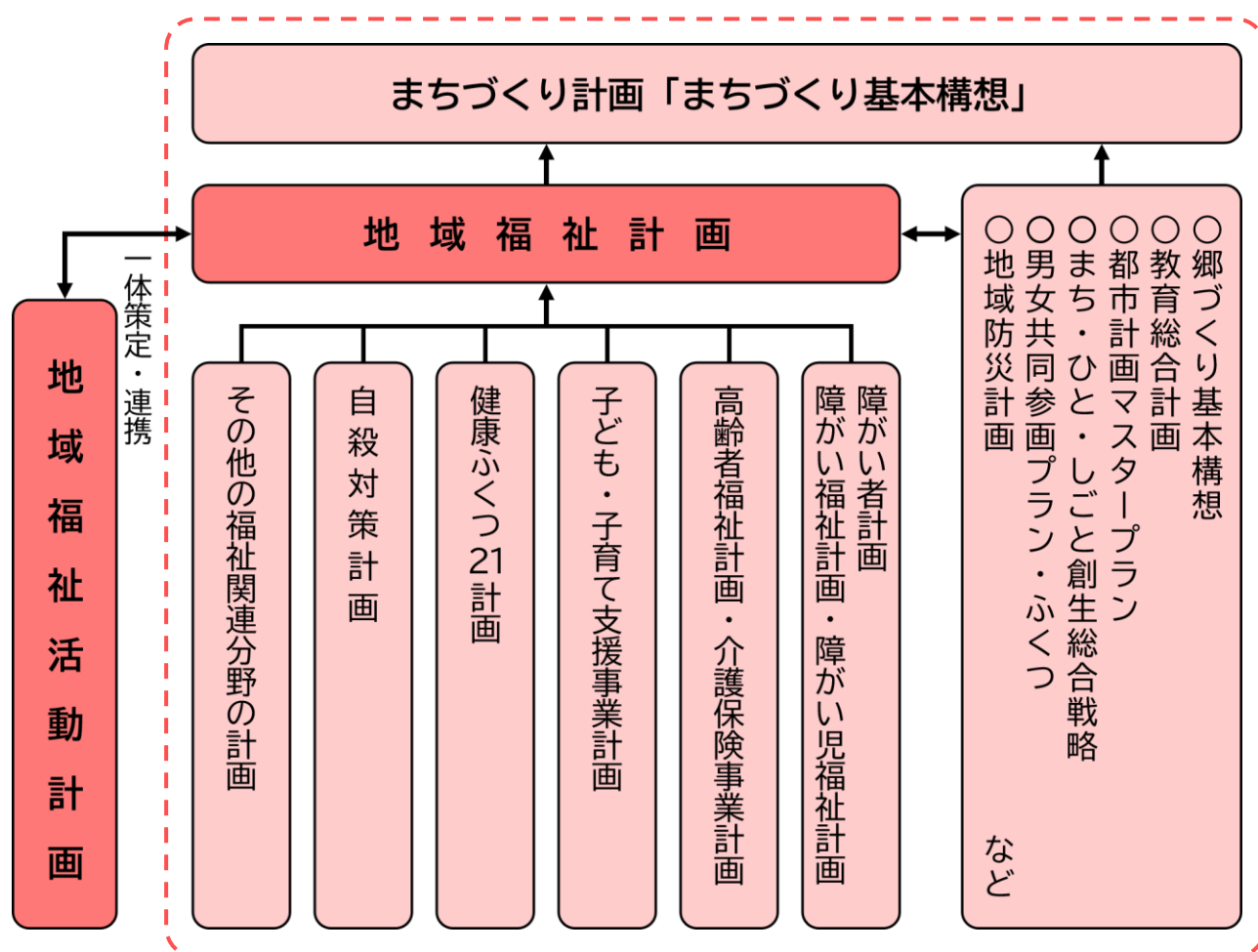
本計画は、福津市まちづくり計画における地域福祉分野の施策を具体化する計画であり、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。

また、「福津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「福津市障がい者計画」、「福津市子ども・子育て支援事業計画」、「福津市健康ふくつ21計画」などに関連した保健福祉の上位計画として位置づけられ、各計画との整合・連携を図っていくものとします。

併せて、成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画*」を包含しています。

本計画とその他の分野別計画をまとめると、次の図のようになります。

<第3期福津市地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画の位置づけ>



4. 計画の期間

計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や大きな制度改正などに対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

各分野別計画の期間

計画の名称	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
まちづくり計画 「まちづくり基本構想」	第2期									
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3期・第2期					第4期・第3期				
障がい者計画	第3期					第4期				
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期・第2期		第7期・第3期			第8期・第4期				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期・第8期		第10期・第9期			第11期・第10期				
子ども・子育て支援 事業計画	第2期				第3期					
健康ふくつ21計画	第2次						第3次			
自殺対策計画	第1期		第2期					第3期		
郷づくり基本構想	第1期					第2期				
教育総合計画	第2期						第3期			
都市計画 マスタープラン	第2次								第3次	
まち・ひと・しごと 創生総合戦略	第2期									
男女共同参画プラン・ ふくつ	第2次									

※福津市地域防災計画は、法・制度改正毎に随時改正となっており、期間の定めがありません。

5. 計画の策定体制

福祉施策策定審議会

本計画の策定・推進にあたっては、地域福祉の学識者、障がい児・者、高齢者などの福祉事業の各団体の代表者、福祉事業に携わっている市民、公募による市民代表などによる策定審議会を設置し、審議を重ねました。

地域福祉計画等庁内ワーキング会議

庁内関係各課職員で構成し、健康福祉部に設置された事務局及び社会福祉協議会とともに計画策定・推進に関わる施策を検討しました。

地域福祉に関する市民意識調査の実施

本計画を策定するにあたり、地域福祉活動の状況や市民の意識を把握することを目的に、市内在住の20歳以上を対象に無作為抽出のうえ、調査を実施しました。

- ・調査期間：令和3年1月18日～令和3年2月8日
- ・調査対象：令和3年1月5日現在、福津市にお住まいの20歳以上の方を無作為抽出
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・配布数　：2,000人
- ・回答数　：1,029人（回答率51.4%）

6. 計画の推進

計画の推進体制

本計画を推進するためには、市民、自治会、郷づくり、民生委員・児童委員、ボランティア、まちづくり活動を行う関係団体、行政、社会福祉協議会がそれぞれ連携・共働することが大切です。

行政と社会福祉協議会の連携・共働を基礎としながら、多様な主体が地域福祉の推進に参画する体制づくりを進めます。また、行政においても、福祉分野に関わらず様々な担当部門と連携し、計画を推進していきます。

計画の進捗管理

計画の進捗管理は、地域福祉計画庁内ワーキング会議で進捗状況を把握し、福祉施策策定審議会で評価・検証を行い、改善につなげていきます。

また、社会福祉協議会の取り組みについては、毎年度「事業報告書」の中で進捗状況の確認を行い、理事会・評議員会において評価・検証を行います。

計画の普及啓発

本計画に基づく地域福祉活動を効果的に展開していくには、市民、郷づくり推進協議会、民生委員・児童委員、行政、社会福祉協議会などが共通の理解・認識を持つことが大切です。市・社会福祉協議会の広報紙やホームページの広報媒体を活用し普及とその取り組みの周知に努めます。

また、各地域において、会議や研修の場を活用して普及啓発を図るとともに、各地域から提起された課題を本計画の推進や見直し時に反映します。

7. 計画とSDGsの関係性

国において、中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方創生に資するSDGsの達成に向けた取り組みを推進しています。

本市も令和元年度に「SDGs未来都市*」として選定され、本計画で取り組む施策もSDGsの考え方を踏まえ、事業を進めていきます。

SDGsとは

2015年の「国際持続可能な開発サミット」で合意された、2030年度までに取り組むべき、経済・社会・環境をめぐる世界共通の目標であり、誰一人取り残さない社会づくりを目指しています。

 目標1【貧困】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 目標10【不平等】 各国内及び各国間の不平等を是正する
 目標2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 目標11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 目標3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 目標12【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する
 目標4【教育】 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 目標13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 目標5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 目標14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 目標6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 目標15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 目標7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	 目標16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 目標8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	 目標17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
 目標9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	



第2章

地域福祉を取りまく現状と課題

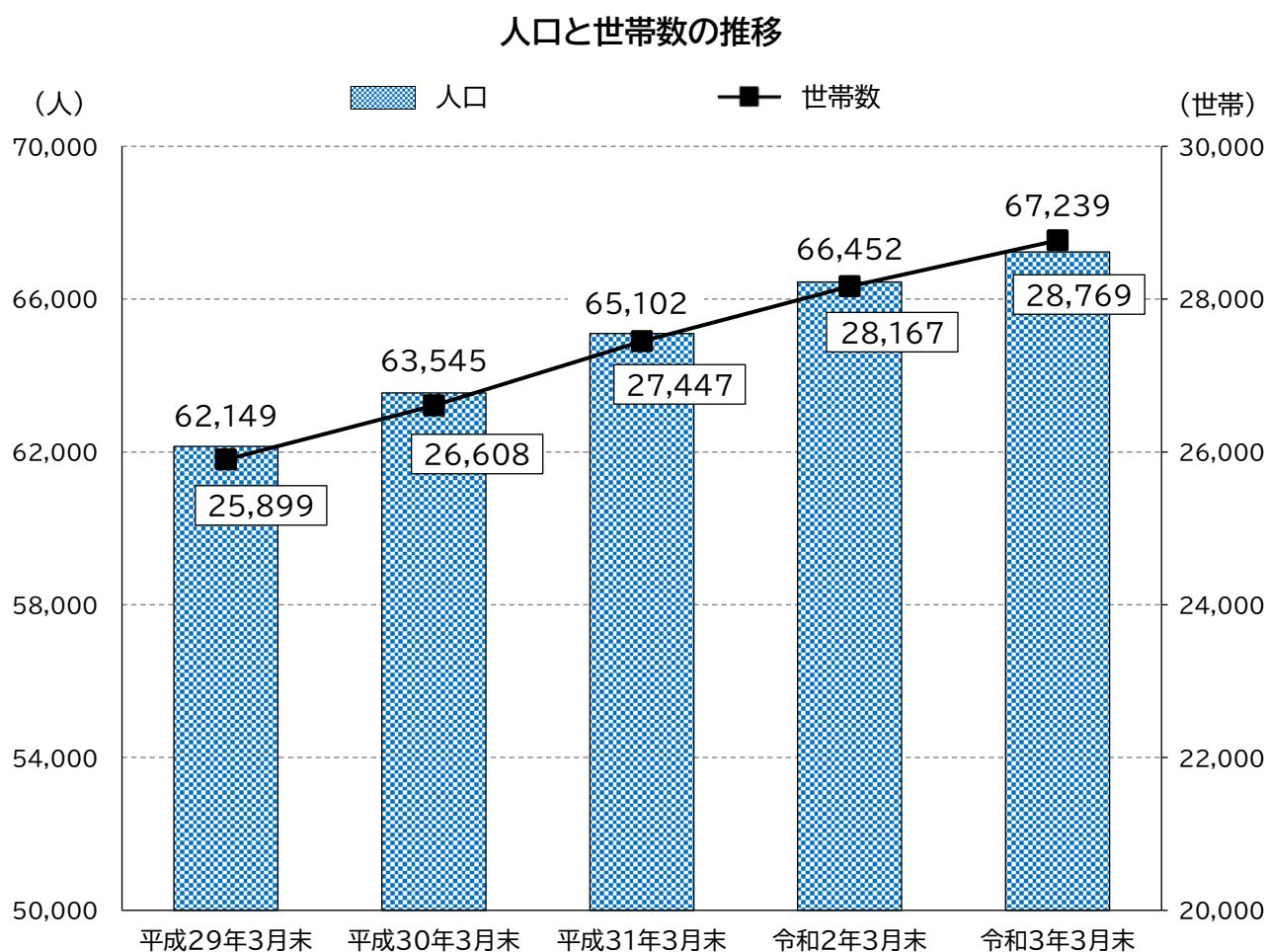
1. 福津市の状況

統計からみる福津市の現状

(1) 人口と世帯数の推移

本市の人口・世帯数ともに、年々増加しており、令和3年3月末での総人口は67,239人、世帯数は28,769世帯となっています。

前回計画策定時の平成29年3月末と比較すると、総人口は、8.2%増加し、世帯数は、11.1%増加しています。



資料：福津市住民基本台帳

(2) 年齢区分別人口構成の推移

年齢区分別に見ると、全ての人口区分で増加しています。

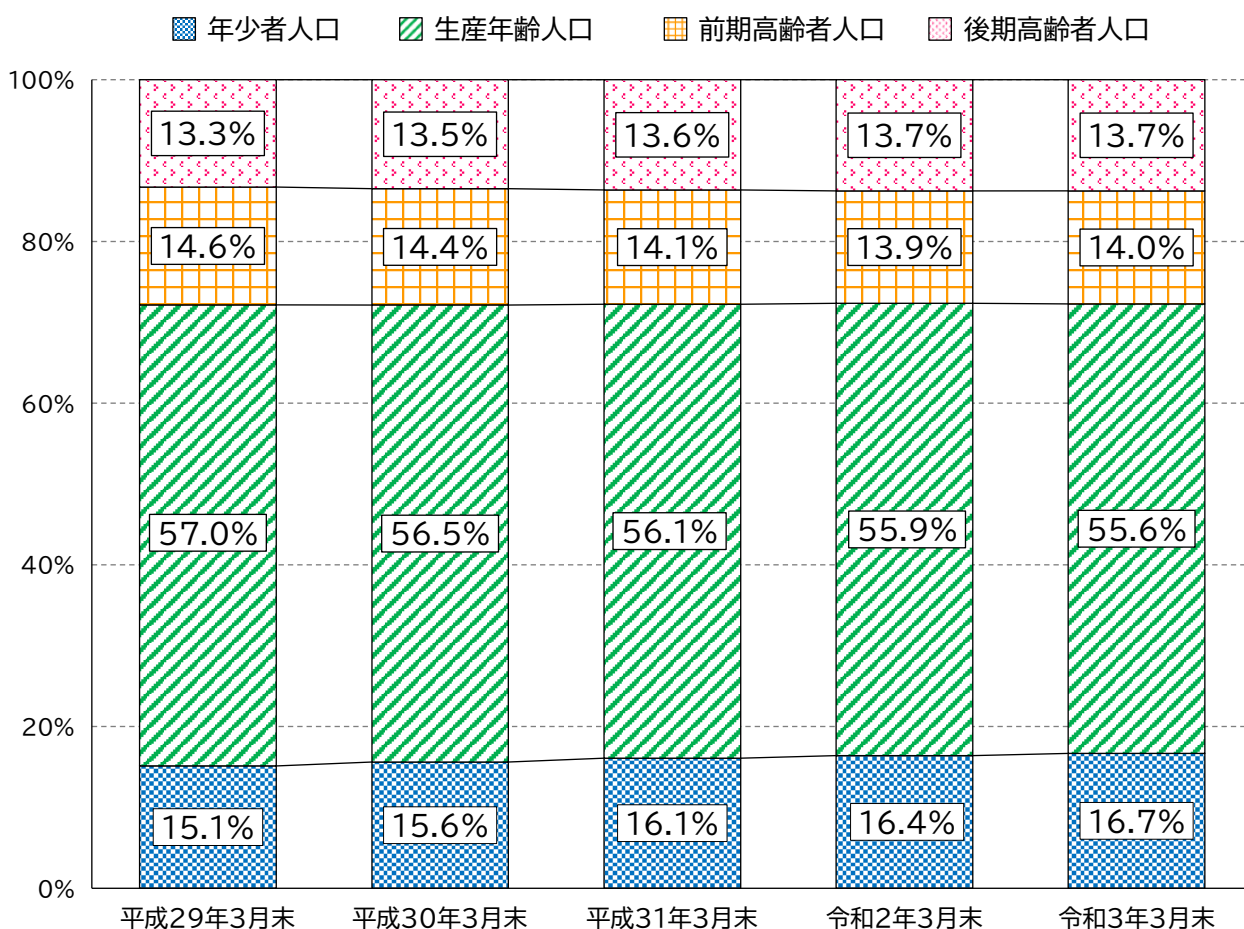
人口比率でみると、年少人口が増加しており、生産年齢人口は減少、前期高齢者人口、後期高齢者人口は横ばいの傾向にあります。

年齢区分別人口構成の推移

(人)

区分	年齢	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末	令和 3 年 3 月末
年少者人口	0～14 歳	9,404	9,915	10,488	10,910	11,216
生産年齢人口	15～64 歳	35,434	35,921	36,534	37,165	37,366
前期高齢者人口	65～74 歳	9,060	9,137	9,202	9,244	9,413
後期高齢者人口	75 歳以上	8,251	8,572	8,878	9,133	9,244
総人口		62,149	63,545	65,102	66,452	67,239

年齢区分別人口構成の比率



資料：福津市住民基本台帳

(3) 地域別人口の状況

地域別の人口状況をみると、総人口が最も多い地域は福間地域となっています。次いで福間南地域、津屋崎地域、宮司地区、神興東地域、神興地域、上西郷地域、勝浦地域の順となっています。

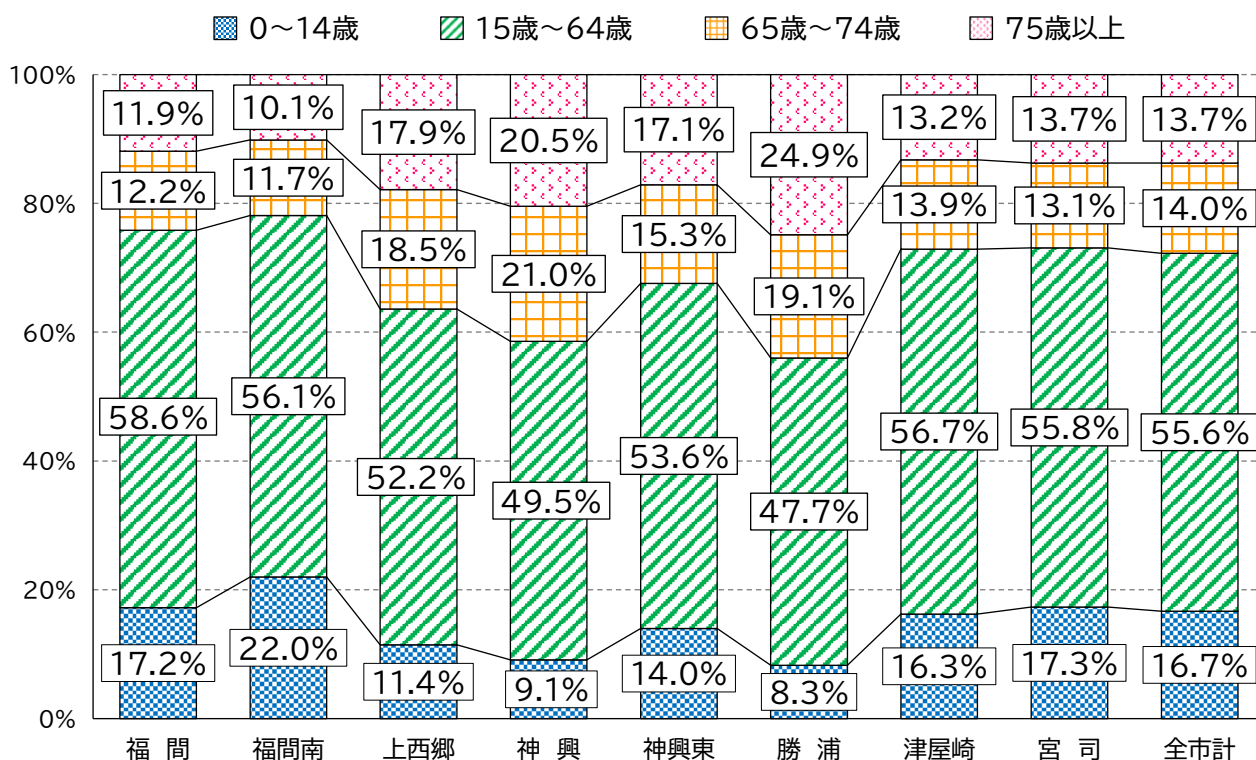
人口比でみると、年少者人口比率は福間南地域が最も高く、前期高齢者比率、後期高齢者比率ともに勝浦地域が最も高くなっています。

地域別人口（令和3年3月末）

(人)

地域	総人口	0～14歳	15歳～64歳	65歳～74歳	75歳以上
福 間	17,521	3,020	10,270	2,146	2,085
福間南	15,478	3,404	8,688	1,817	1,569
上西郷	2,682	307	1,399	497	479
神 興	6,556	597	3,244	1,374	1,341
神興東	7,698	1,077	4,125	1,180	1,316
勝 浦	1,073	89	512	205	267
津屋崎	8,227	1,337	4,661	1,142	1,087
宮 司	8,004	1,385	4,467	1,052	1,100
全市計	67,239	11,216	37,366	9,413	9,244

地域別人口の状況

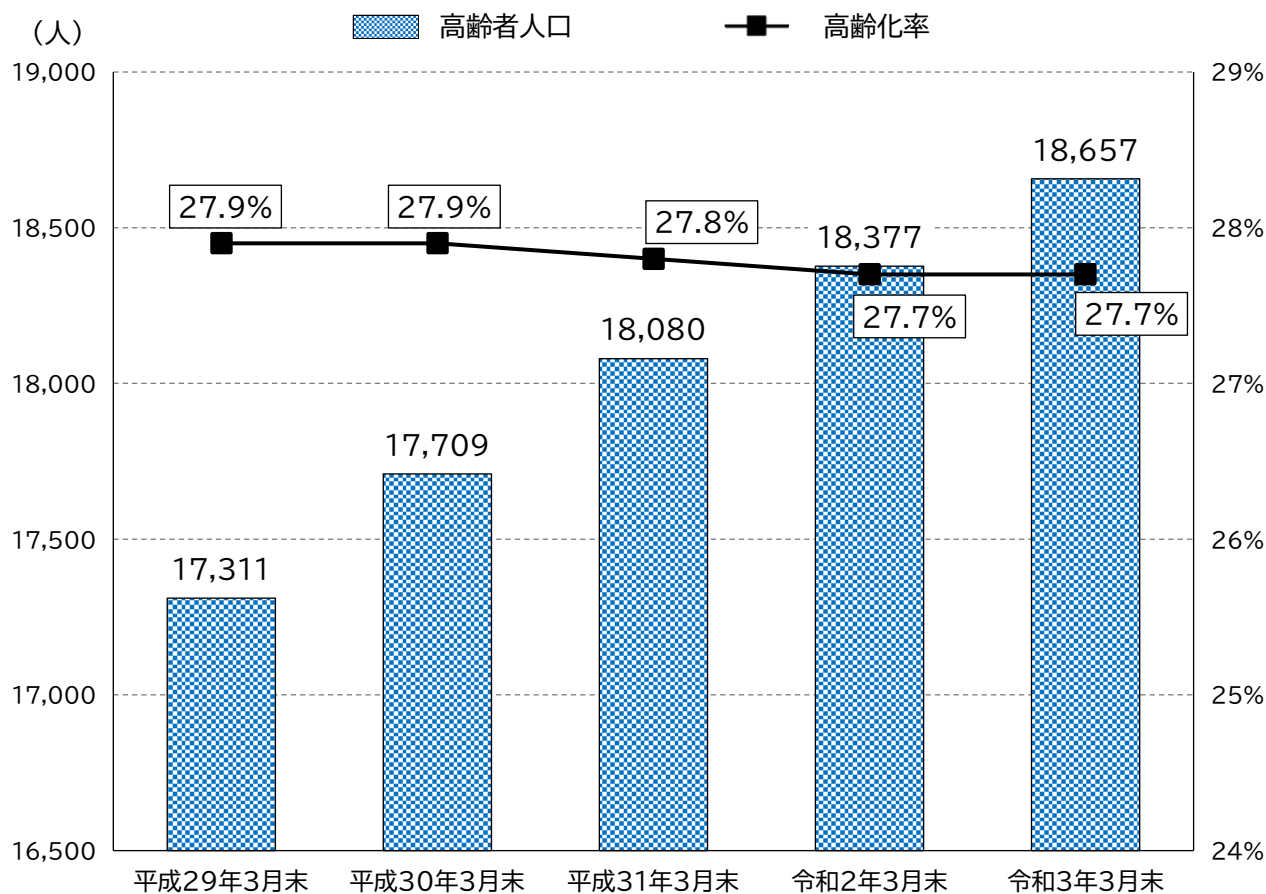


資料：福津市住民基本台帳

（４）高齢化の進行

年齢別に人口を見ると、65歳以上高齢者の総人口に占める割合（高齢化率）は横ばい傾向ですが、実数としては計画策定時の平成29年3月末からは、1,346人増加しています。

高齢者人口と高齢化率の推移



資料：福津市住民基本台帳

(5) 高齢者世帯の状況

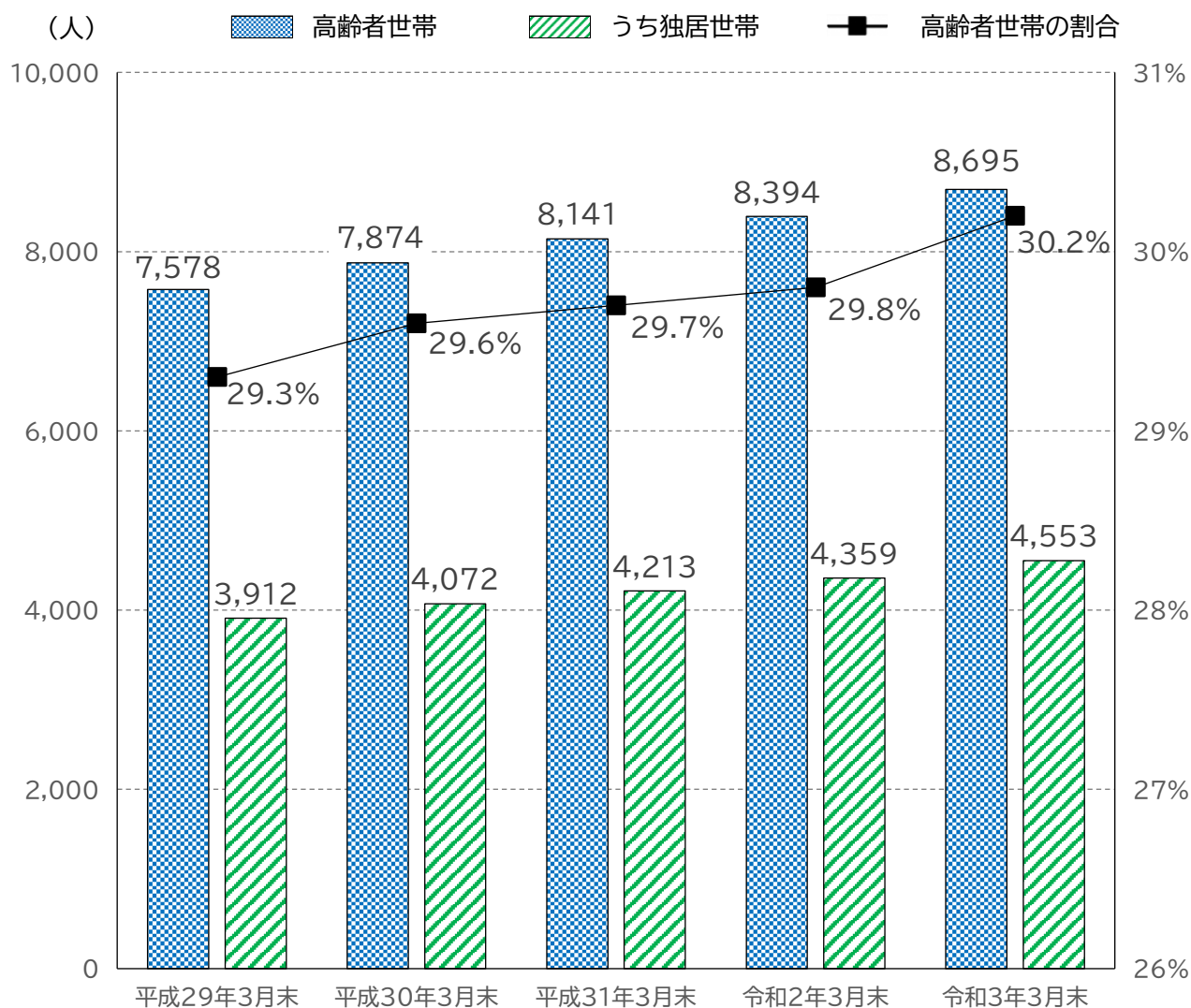
高齢者世帯、独居高齢者の世帯は年々増加しています。

また、総世帯数が年々増加している中において、総世帯数に占める高齢者世帯の割合も年々増加しています。

(世帯)

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末	令和 3 年 3 月末
高齢者世帯	7,578	7,874	8,141	8,394	8,695
うち独居世帯	3,912	4,072	4,213	4,359	4,553
総世帯数	25,899	26,608	27,447	28,167	28,769
高齢者世帯の割合	29.3%	29.6%	29.7%	29.8%	30.2%

高齢者世帯数の推移



資料：福津市住民基本台帳

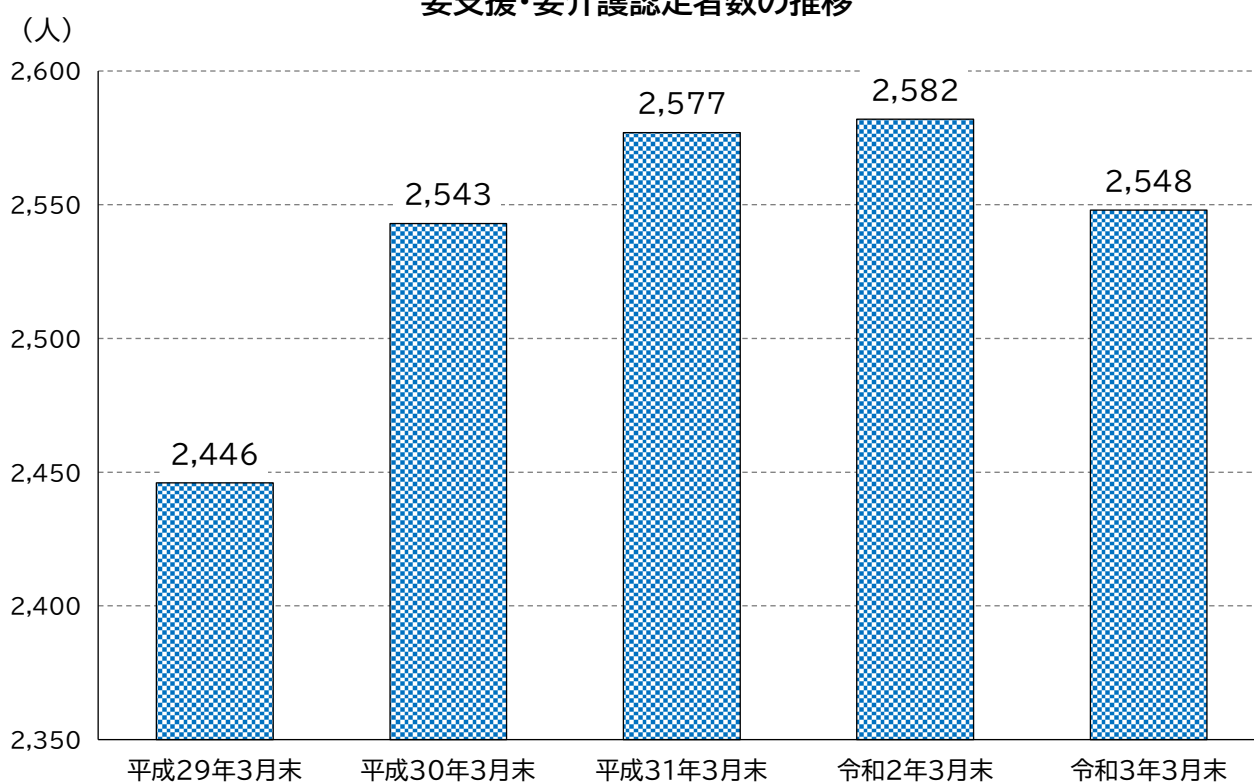
(6) 要支援・要介護者の状況

平成29年3月末の2,446人から令和3年3月末には、2,548人となっており、平成29年3月末と令和3年3月末で102人増加しています。

(人)

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末
要支援・要介護 認定者数	2,446	2,543	2,577	2,582	2,548

要支援・要介護認定者数の推移



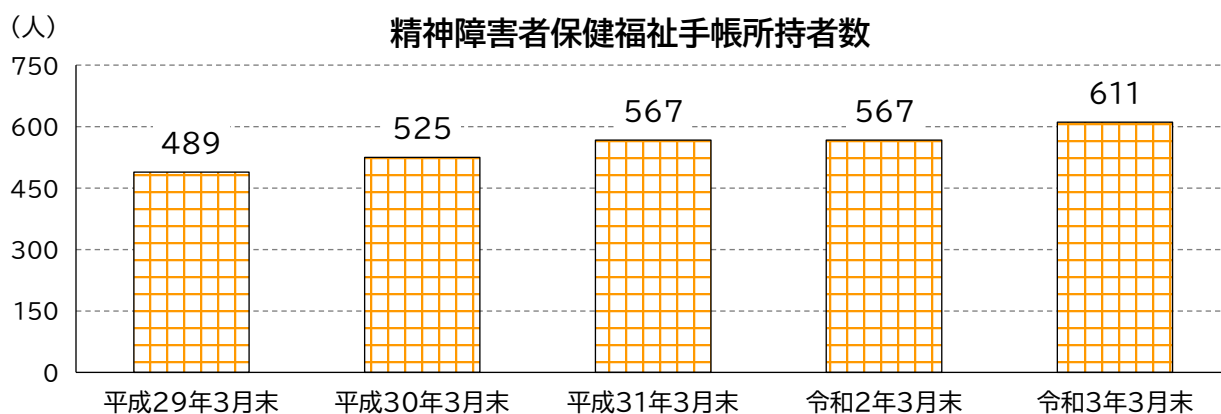
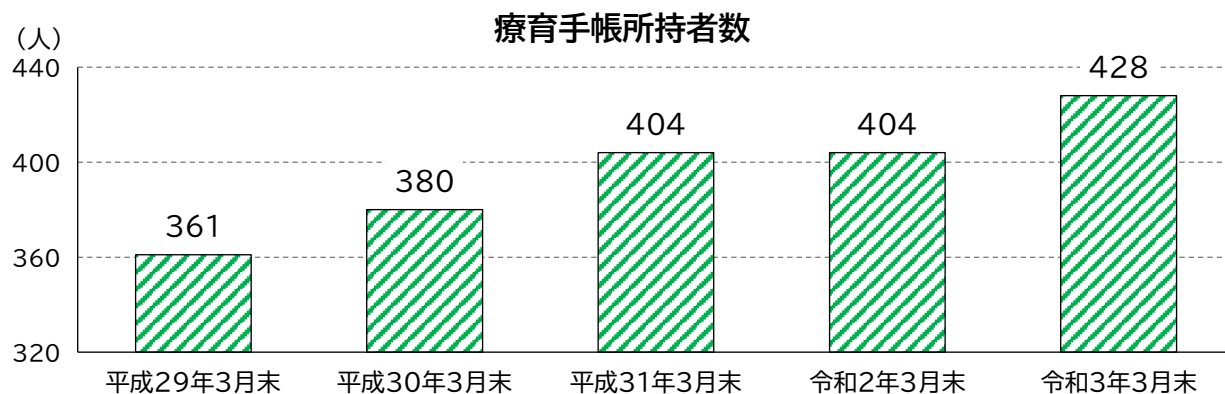
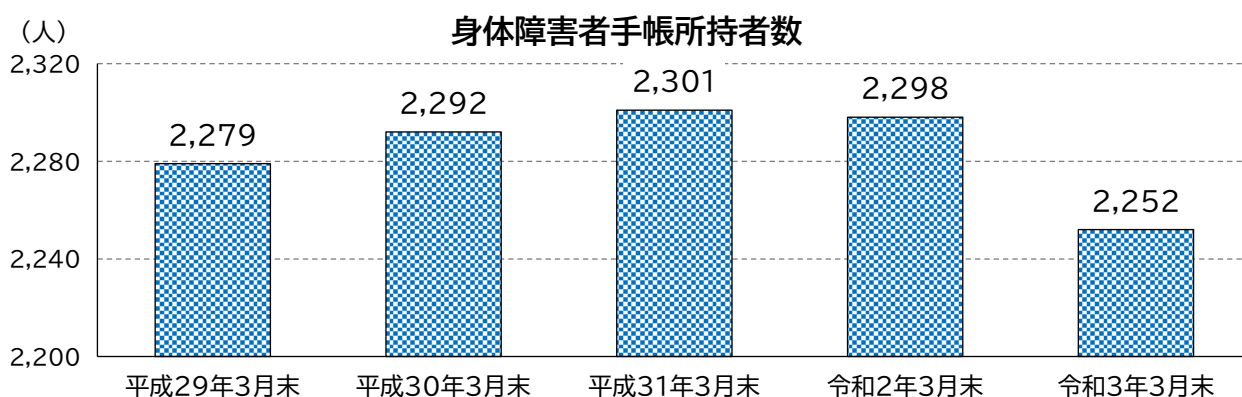
資料：福津市

(7) 障がい者手帳所持者の状況

平成29年3月末と令和3年3月末を比較すると、身体障害者手帳所持者は27人減少、療育手帳所持者は67人増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は122人増加しています。

(人)

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末
身体障害者手帳 所持者数	2,279	2,292	2,301	2,298	2,252
療育手帳所持者数	361	380	404	404	428
精神障害者保健福祉 手帳所持者数	489	525	567	567	611



資料：福津市

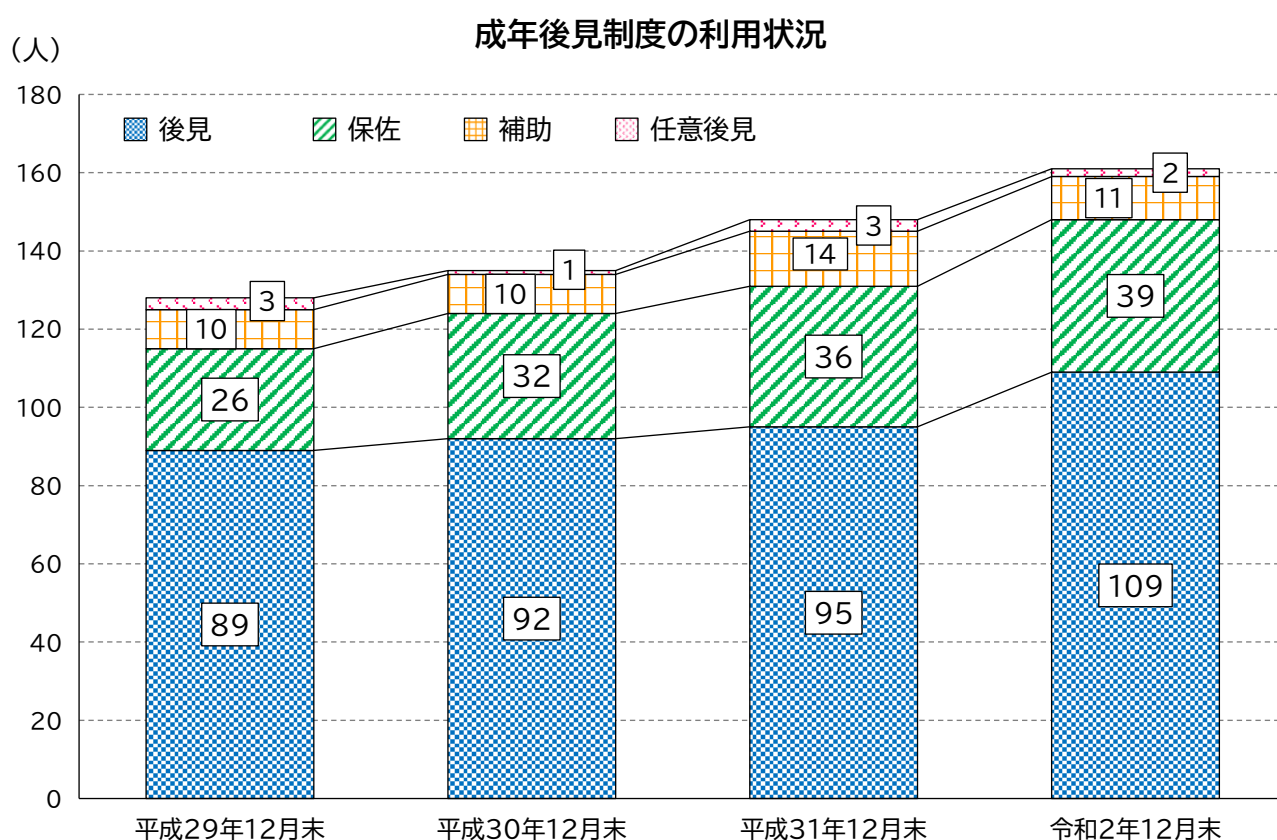
(8) 成年後見制度の利用状況

福津市の成年後見制度の利用者数は、年々増加しています。

○福津市内の成年後見制度利用者数

資料：福岡家庭裁判所提供

類型	平成 29 年 12月末	平成 30 年 12月末	平成 31 年 12月末	令和 2 年 12月末
後 見	89	92	95	109
保 佐	26	32	36	39
補 助	10	10	14	11
任意後見	3	1	3	2
合計	128	135	148	161



成年後見制度・任意後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方々の代理人として、財産を管理したり、介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだりする制度です。判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の類型があります。

任意後見制度*とは、判断能力のあるうちに、あらかじめ後見人になってもらう人を選び「任意後見契約」を締結しておく制度です。判断能力が衰えてきたとき、事前に契約した後見人にサポートしてもらうことができます。

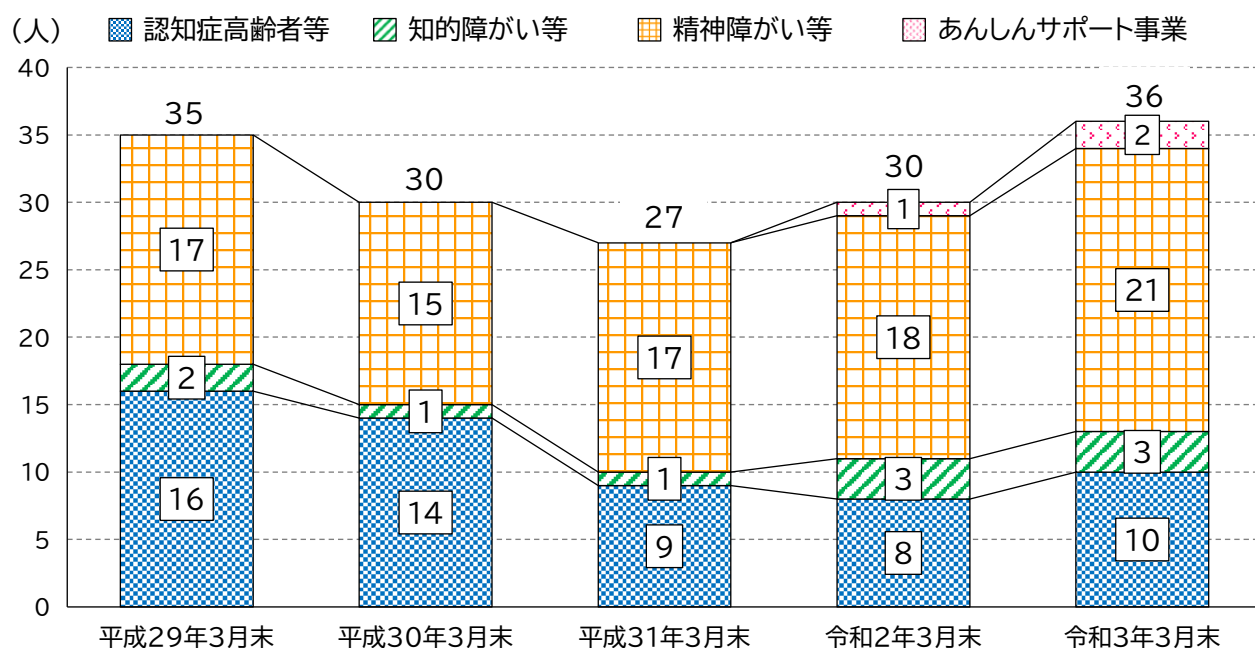
(9) 日常生活自立支援事業*・あんしんサポート事業*の利用状況

利用者状況の推移をみると、認知症高齢者等の利用は減少しており、知的障がいの利用は横ばい、精神障がい者の利用が増加しています。利用者の全体数としては、増加傾向にあります。

(人)

症状	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末	令和 3 年 3 月末
認知症高齢者等	16	14	9	8	10
知的障がい等	2	1	1	3	3
精神障がい等	17	15	17	18	21
あんしん サポート事業			0	1	2
合計	35	30	27	30	36

日常生活自立支援事業・安心サポート事業の利用者推移



資料：福岡県社会福祉協議会・福津市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業・あんしんサポート事業

日常生活自立支援事業とは、認知症、知的障がい、精神障がいで判断能力が不十分な方が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類の預かりなどを行う事業です。サービスの利用にあたっては、利用者本人と契約を結び、支援計画を作成して支援を行います。

また、平成30年7月からは、身体障がいや難病など日常生活自立支援事業の対象から外れる方を補完するために、福津市社会福祉協議会が独自で「あんしんサポート事業」を開始しました。

(10) 虐待認定件数

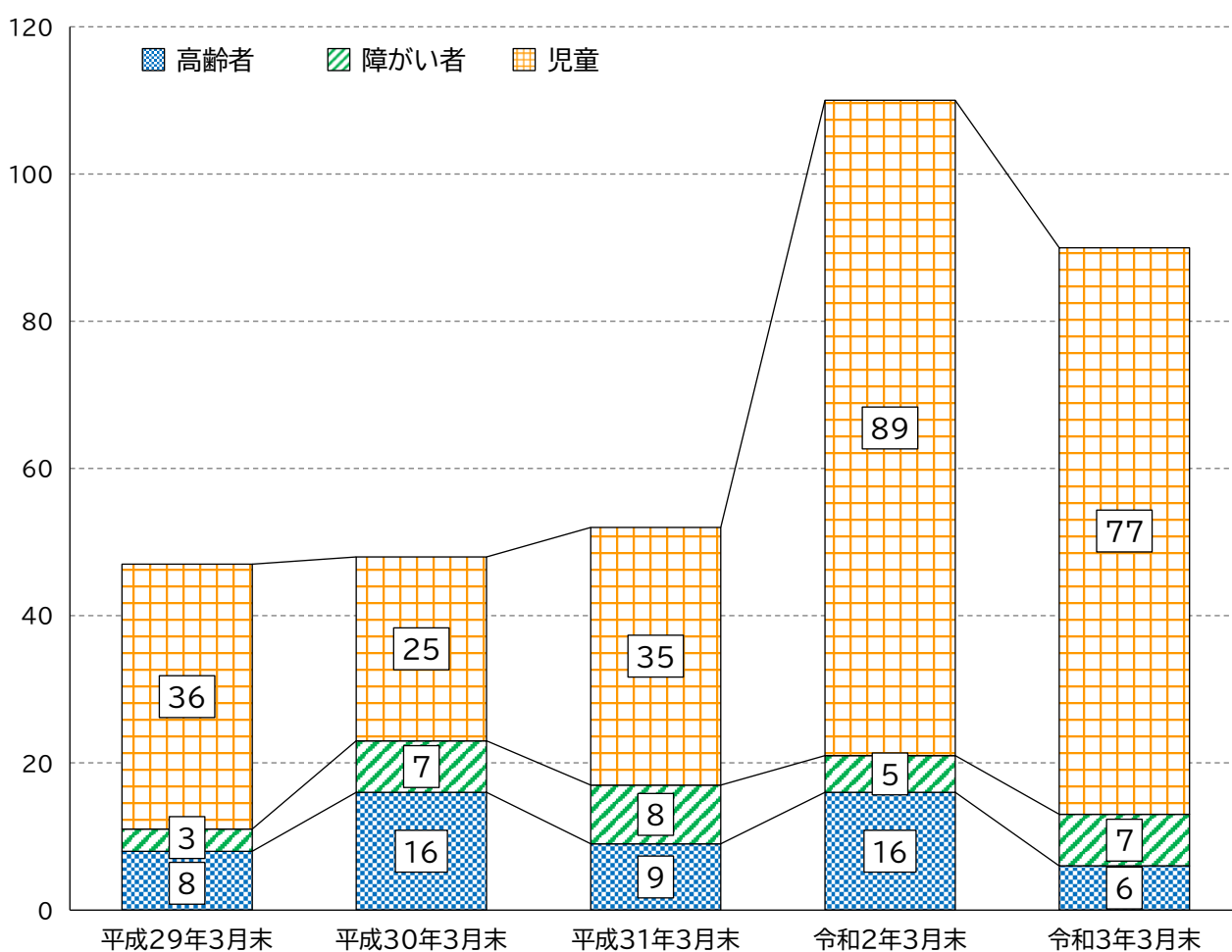
福津市内の虐待認定件数を「高齢者」「障がい者」では、年度による傾向はありませんが、児童については、平成29年3月末と令和3年3月末を比較すると、およそ2.1倍の増となっており、子どもへの心理的虐待にあたる面会DVの認定が考えられます。

(人)

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末
高齢者	8	16	9	16	6
障がい者	3	7	8	5	7
児童	36	25	35	89	77
合計	47	48	52	110	90

虐待件数の推移

(人)



資料：福津市

(11) 生活保護受給世帯の状況

生活保護受給世帯数は、平成31年3月末までは減少傾向でしたが、以降は増加の傾向にあります。

(人)

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末
生活保護受給世帯数	455	455	430	440	455

(12) 自立相談支援機関*への新規相談件数の状況

自立相談支援の新規相談件数は年々増加しています。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯への特例貸付*に伴い、申込要件に自立相談支援機関への面談が要件となったことから件数が急増しています。

(人)

	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末
自立相談支援新規相談件数	111	119	145	152	329

自立相談支援機関とは

自立相談支援機関とは、生活保護に至る前の段階から困窮者を支援するため、家計や仕事など生活に関する困り事に幅広く対応する相談窓口です。

自立相談支援機関では、「収入が減って家計が苦しい」「求職活動がうまくいかない」などの相談に支援員が無料に対応。必要な支援と一緒に考え、支援計画を作成して、寄り添いながら課題解決を手伝います。

計画に基づく支援としては、就労に関する助言や就労体験、家計改善支援*のほか、家賃を払えない人のために家賃相当額を給付する住居確保給付金*（同機関で相談・申請に対応）などがあり、相談者の状況に応じたサービスが提供されます。

福津市の窓口は市役所の福祉課になります。



(13) 地域支えあい制度*の状況

地域支えあい制度は、高齢者や障がい者及びこれに準ずる状態にある人が平常時、緊急時又は災害時を問わず日頃から地域社会の中で、支援を受けられるようにするための制度を整備することにより、安全に安心して生活できる支えあいの地域づくりを推進することを目的としています。

地域支えあい連絡カードに支援を受けるために必要な情報を記載し、市に申請することにより、地域支えあい登録者名簿及び避難行動要支援者*名簿に登載され、地域の支援団体や民生委員・児童委員、消防署、警察署による平常時の見守りや災害時等の支援活動に活用されます。

○地域支えあい制度要配慮者の範囲(人数は令和3年9月末現在)

登録区分		対象者	人数 (重複あり)	連絡カード 提出済数
高齢者	①ひとり暮らし	65歳以上のひとり暮らしの人	4,627	1,991
	②高齢者のみ世帯 (①の人を除く)	65歳以上の高齢者のみの世帯の人	8,493	2,041
	③要介護認定者	要介護認定者で要介護3以上であり 福祉施設等に入所していない人	590	484
障がい者	④身体障がい者	身体障害者手帳の総合等級1～2級の 交付を受けている人	1,079	679
		うち 65歳未満	289	151
	⑤知的障がい者	療育手帳の総合判定Aの交付を受けて いる人	184	126
		うち 65歳未満	168	116
	⑥精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付 を受けている人	35	22
		うち 65歳未満	19	8

※上記③～⑥に該当する人については、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援関係者等に対し本人の同意を得ることなく避難行動要支援者名簿情報を提供することがあります。

※65歳以上の障がい者で①～③に該当する場合は、高齢者と障がい者の両方でカウントしています。

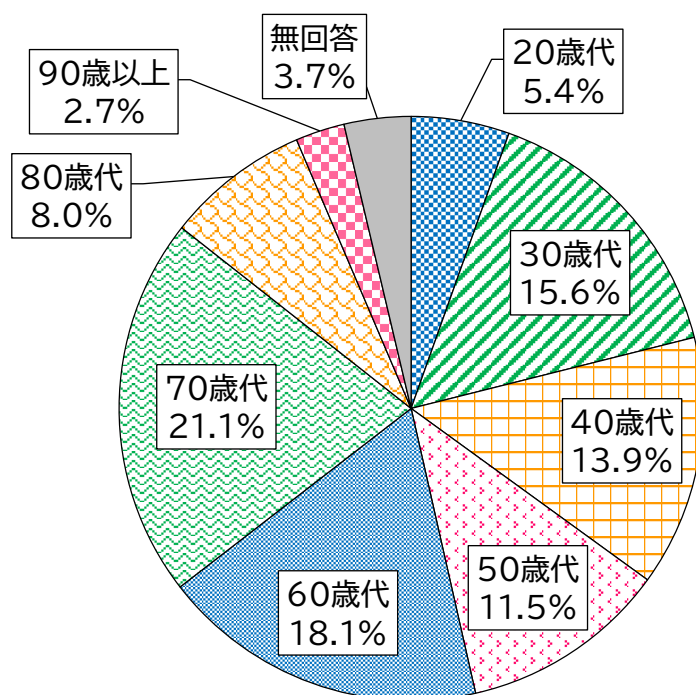
2. 市民意識調査から見た福津市の現状

本計画を策定するにあたり、地域福祉活動の状況や市民の意識を把握することを目的に、市内在住の20歳以上の方を対象に無作為抽出のうえ、調査を実施しました。

調査期間	令和3年1月18日～令和3年2月8日
調査対象	令和3年1月5日現在、福津市にお住まいの20歳以上の方を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	2,000人
回答数	1,029人（回答率51.4%）

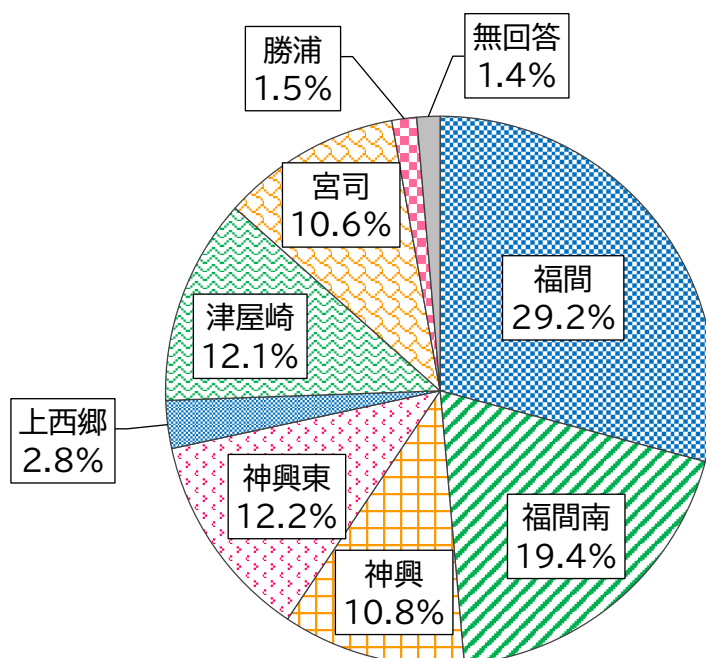
（1）回答者の年齢

回答者の年齢別では、「70歳代」の回答が21.1%で最も多く、次いで「60歳代」「30歳代」「40歳代」「50歳代」「80歳代」「20歳代」「90歳代」の順で多くなっています。



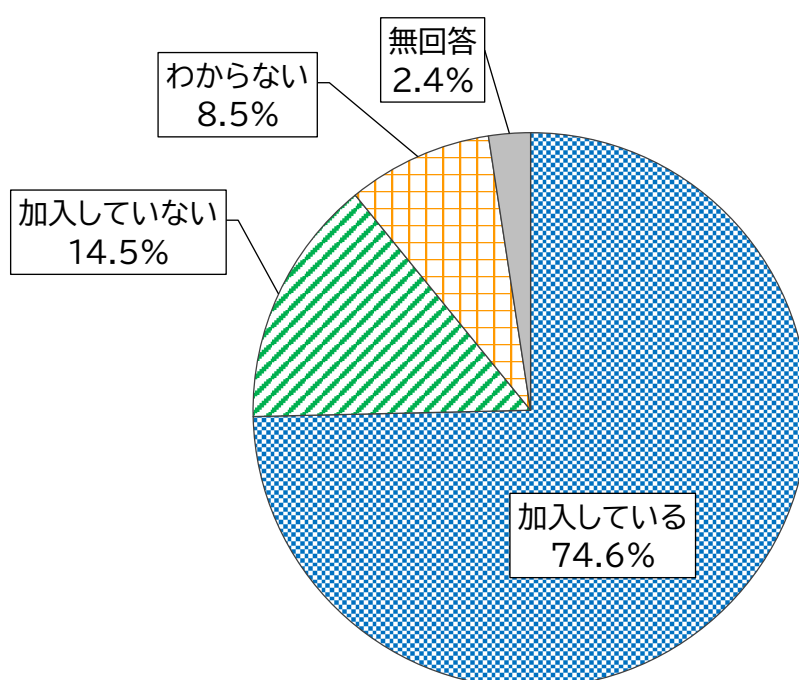
(2) 居住している地域

回答者の居住している地域は、福間地域が29.2%で最も多く、次いで福間南地域、神興東地域、津屋崎地域、神興地域、宮司地区、上西郷地域、勝浦地域の順で多くなっています。



(3) 自治会加入について

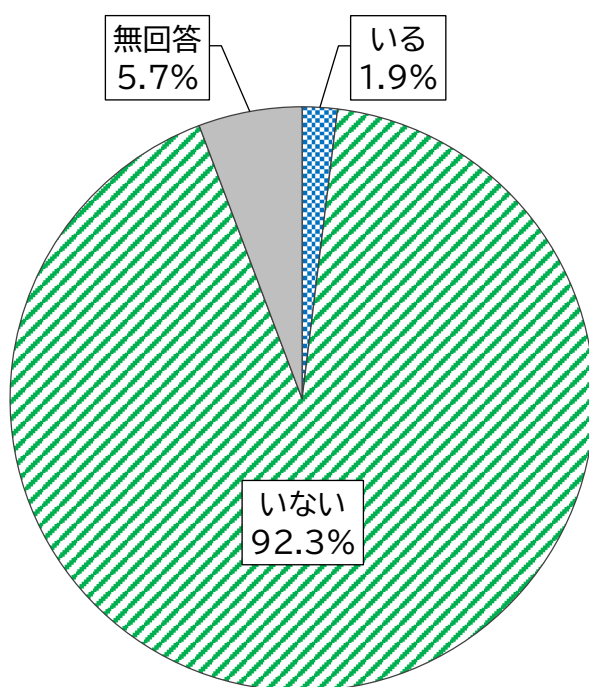
今回、初めて調査した自治会への加入について、「加入している」が74.6%で最も多く、「加入していない」が14.5%、「わからない」が8.5%となっています。



(4) ひきこもりについて

『現在、あなた自身、もしくはあなたが同居している15歳以上の家族の中で、「仕事や学校に行かず、家族以外の方と交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方」はいますか。(ただし妊娠中の方、病気の方、家事専業の方は除く)』の問いについて、「いる」が1.9%、「いない」が92.3%となっており、「いない」の割合が「いる」の割合を大きく上回っています。

また、「いる」について、調査時の人口(令和2年12月末)が67,837人であり、ひきこもっている状態の方が人口の1.9%と考えると、1,288人の方がひきこもり状態にあると推計されます。

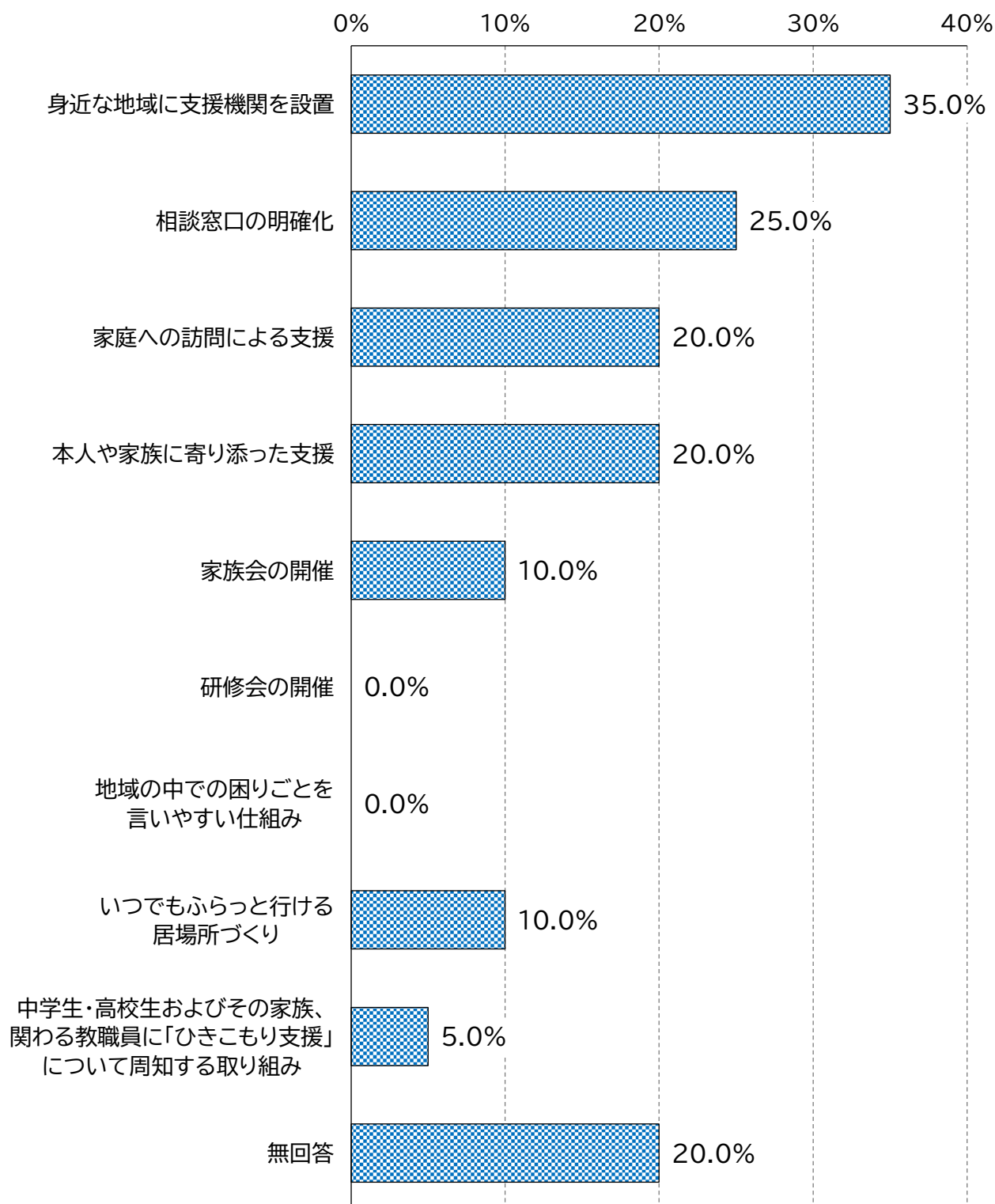


「ひきこもり」について

ひきこもりには、単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じます。本人もどうしてひきこもっているのか、よく分からないという場合もあります。「自分の趣味等の用事の際は外出するが、仕事や学校などの社会参加の場がほとんどない」、「近所のコンビニには出かける」、「家族との交流がなく、自室からはほとんど出ない」など、人によって状態は様々です。そのため、相談や支援にあたっては、個人の状況に十分な配慮を要するとともに、本人のみならず家族の心理的ケア、専門機関と連携した支援等が重要です。

(5) ひきこもりの人に必要な支援について

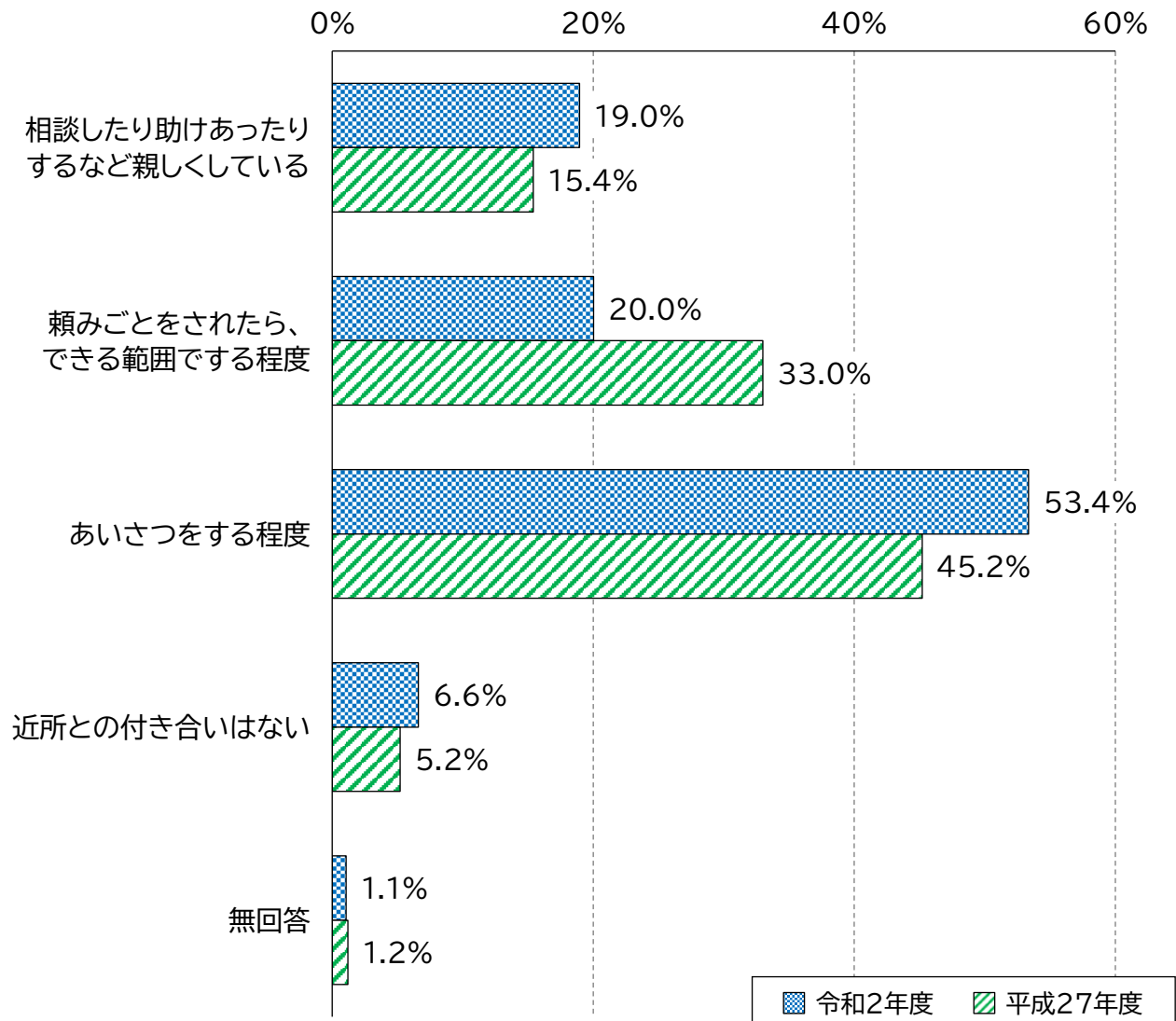
ひきこもり状態の方がいると回答した20人(1.9%)に、ひきこもりの方への必要と思われる支援についての問いに、「身近な地域に支援機関を設置」が35.0%で最も多く、次いで「相談窓口の明確化」「家庭への訪問による支援」「本人や家族に寄り添った支援」の順で多くなっています。



(6) 近所付き合いについて

あなたは、現在どの程度近所付き合いをしていますかという問いに、「あいさつする程度」が53.4%で最も多くなっています。

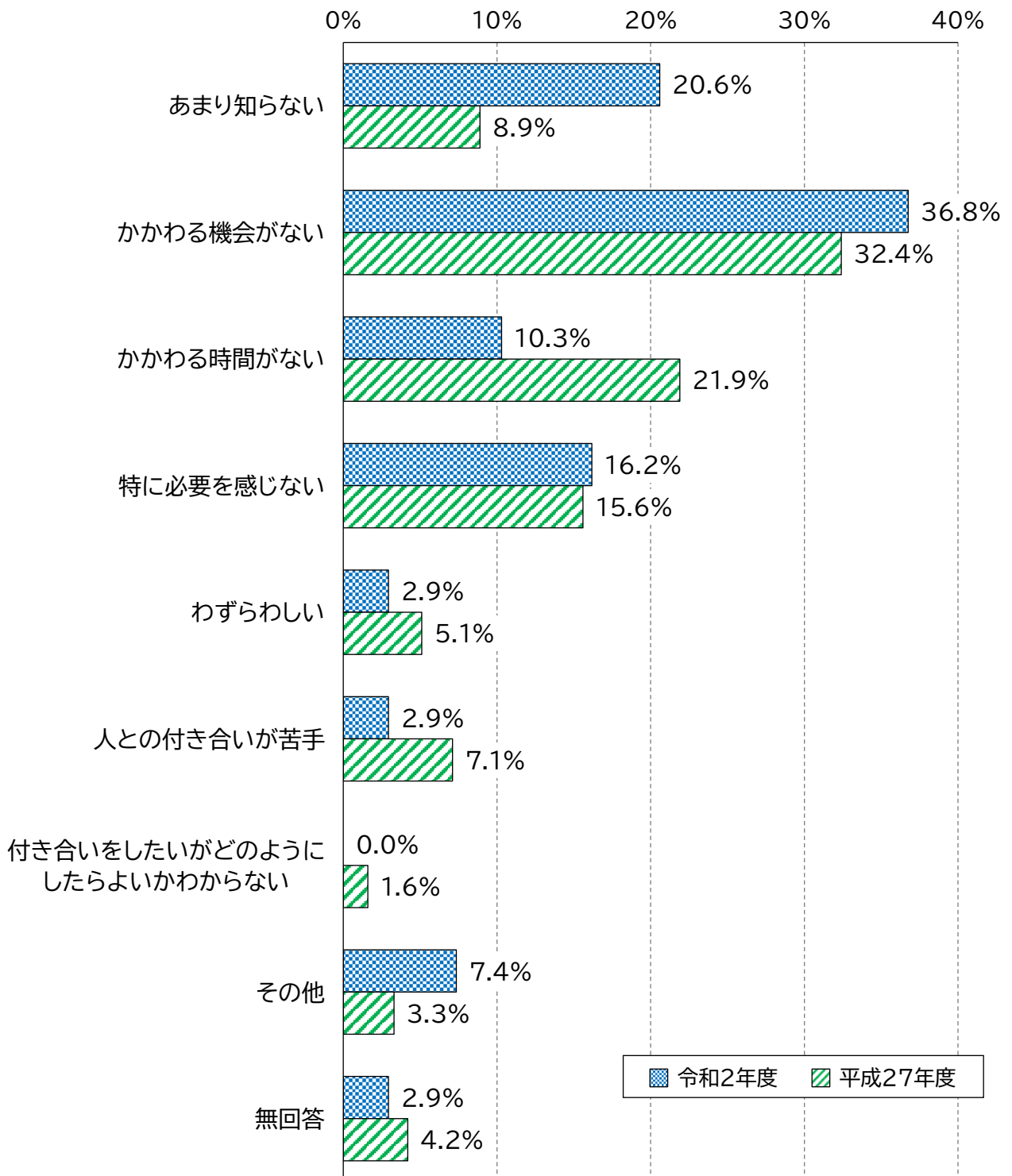
前回調査と比較すると、「あいさつする程度」「相談したり助けあったりするなど親しくしている」の回答が上昇しており、「頼みごとをされたらできる範囲でする程度」が低下しています。



(7) 近所との付き合いがない理由

近所との付き合いがない理由について、「かかわる機会がない」が36.8%で最も高く、次いで「あまり知らない」が20.6%、「特に必要を感じない」が16.2%となっています。

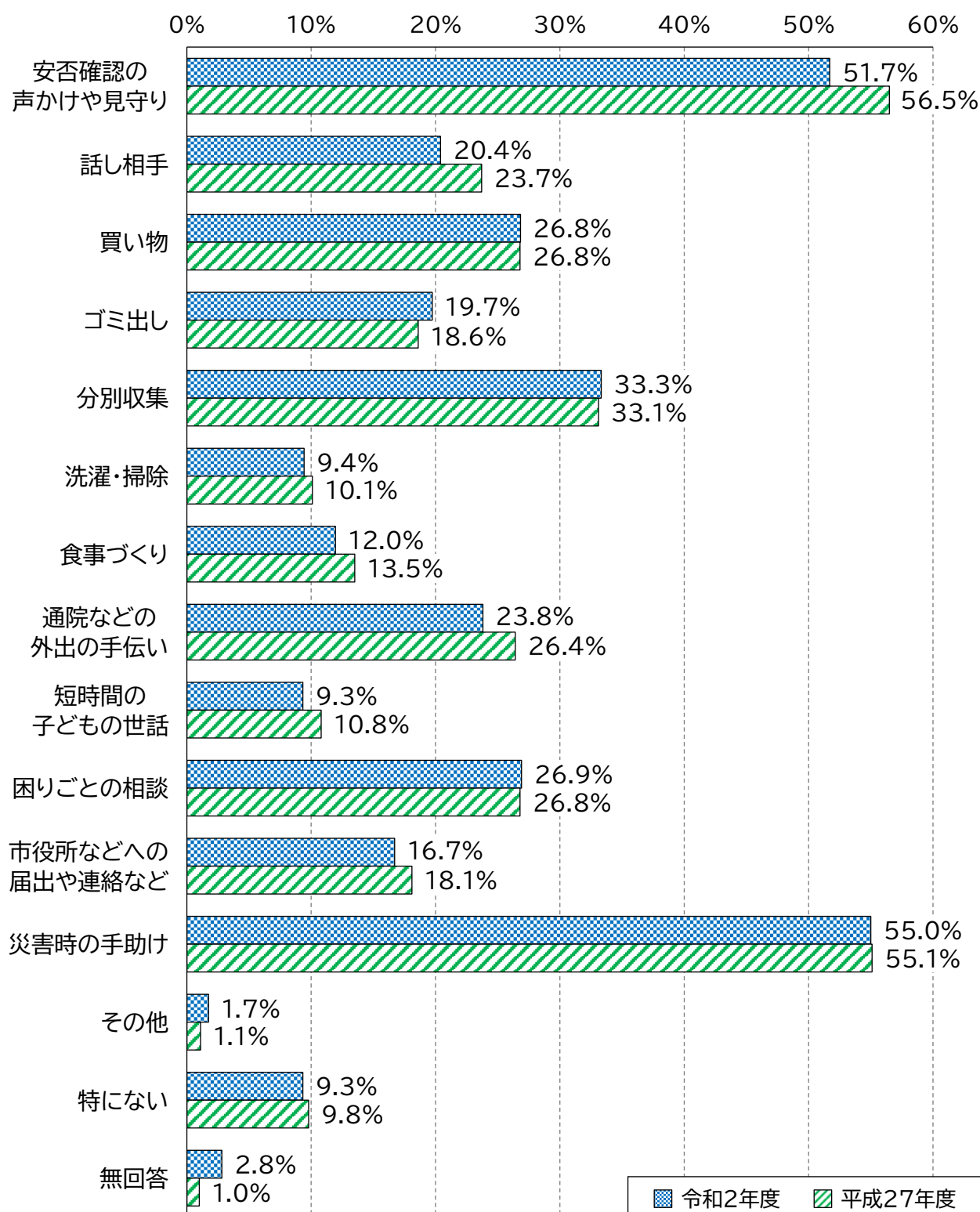
前回調査を比較すると、「あまり知らない」の割合が上昇し、「かかわる時間がない」が低下しています。



(8) 地域に手助けしてほしいこと

あなたやご家族が高齢や障がい、病気や子育てなどで日常生活に困ったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますかという問いに、「災害時の手助け」が55.0%と最も多く、次に「安否確認の声かけや見守り」が51.7%となっています。

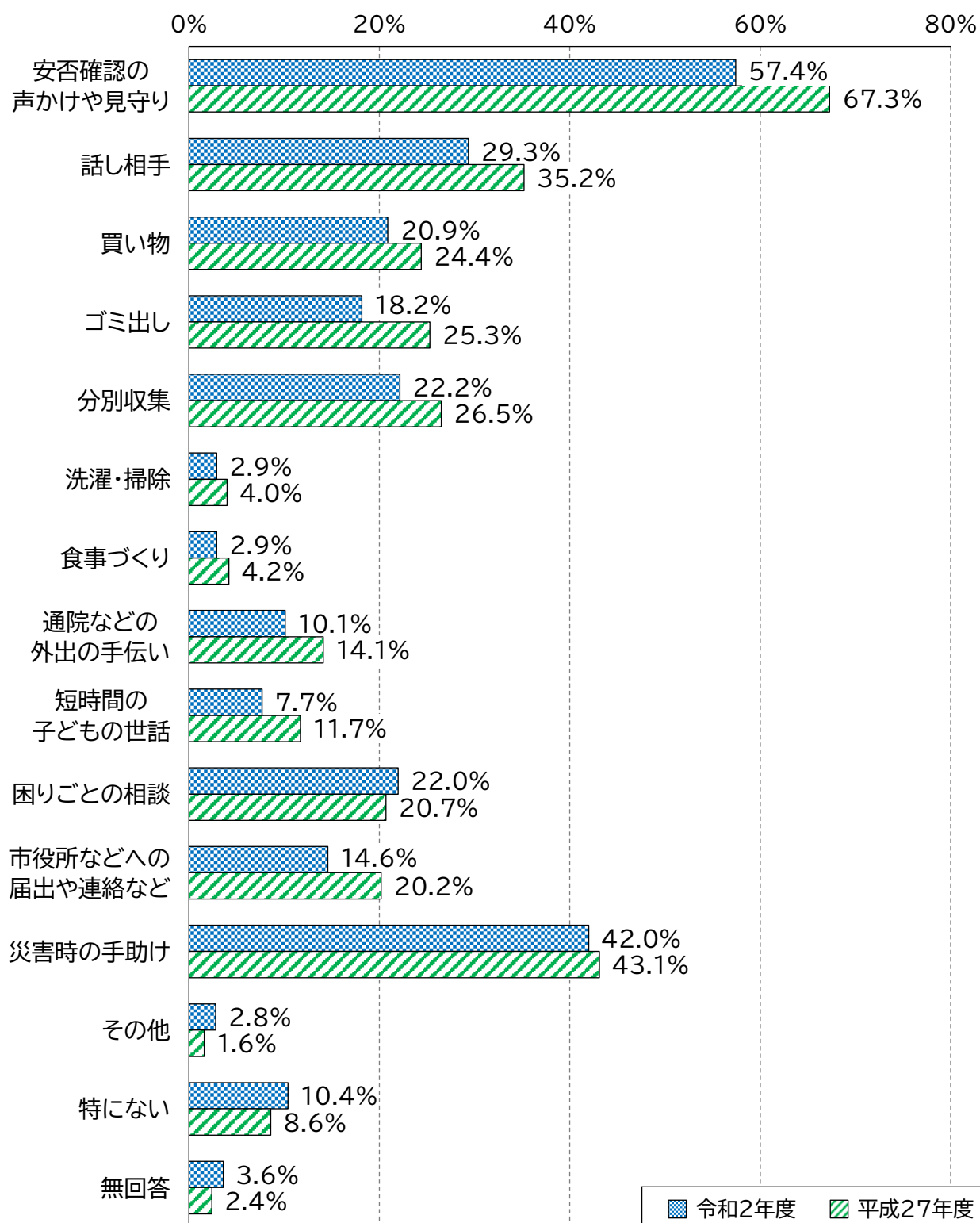
前回調査と比較しても、「見守りや声かけ」の回答が減少しているほかは、どの項目も大きな差はありませんでした。



(9) 困っている家庭への手助けとしてできること

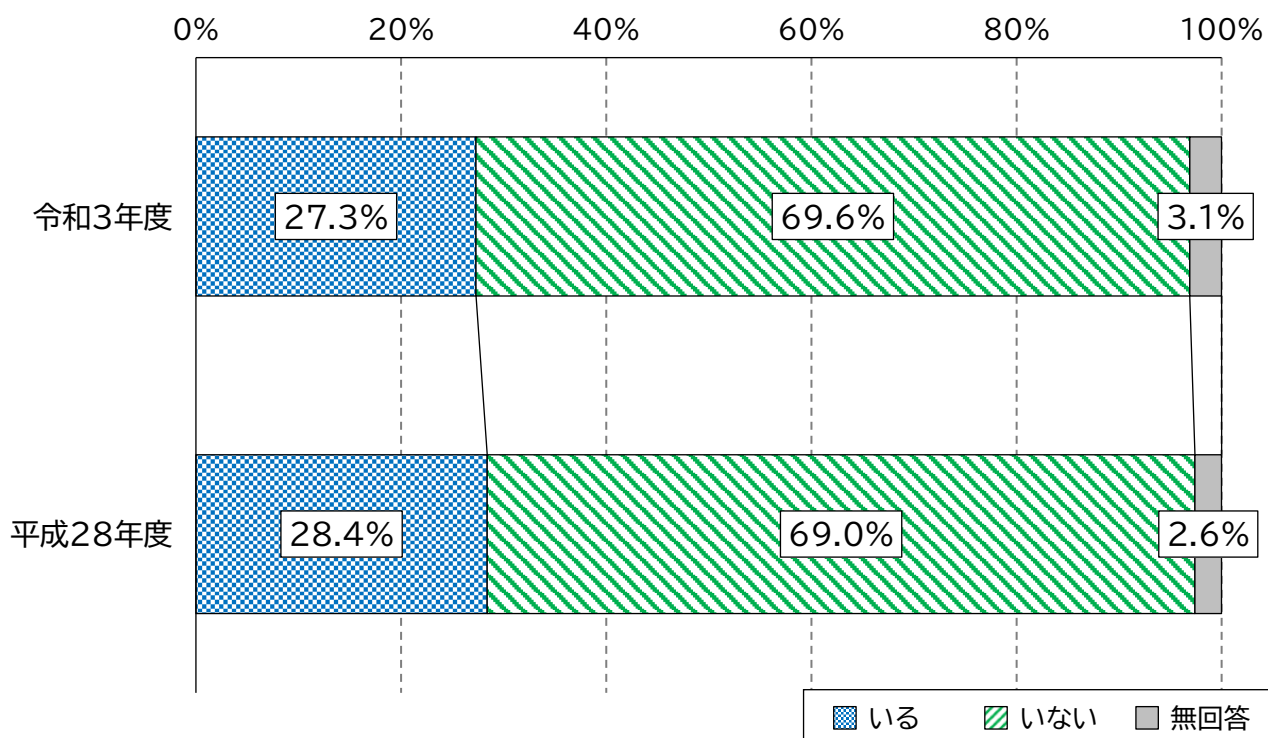
隣近所で、高齢や障がい、子育てなどで日常生活に困っている家庭に、あなたはどのような手助けができますかという問いについて、「安否確認の声かけや見守り」が57.4%で最も多く、次いで「災害時の手助け」が42.0%となっています。

「手助けしてほしいこと」と「手助けできること」で回答が多い項目が共通しています。



(10) 災害発生時に気になる方

ひとり暮らし高齢者など、災害発生時に気になる方が隣近所にいますかという問いに、「災害発生時に気になる方がいる」の回答が27.3%となっており、前回調査時よりも減少しています。



災害に備えた地域の取り組み

若木台3区では、地域で災害に備えるために自治会、民生委員・児童委員、小地域福祉会などが協力して、自主防災組織「介助支援の会」を令和3年7月に結成しました。

災害発生直後には、自分自身での備え(自助)や隣近所による助け合い(互助)が大切になってきます。

若木台3区では、緊急時の連絡網の整備や、地域の要支援者に早期避難を呼びかける担当、避難誘導の担当を事前に決めて発災時に備えるとともに、いざというときに助け合いがスムーズにできるように、日頃から見守り、声かけを行い、地域での顔の見える関係づくりに取り組んでいます。

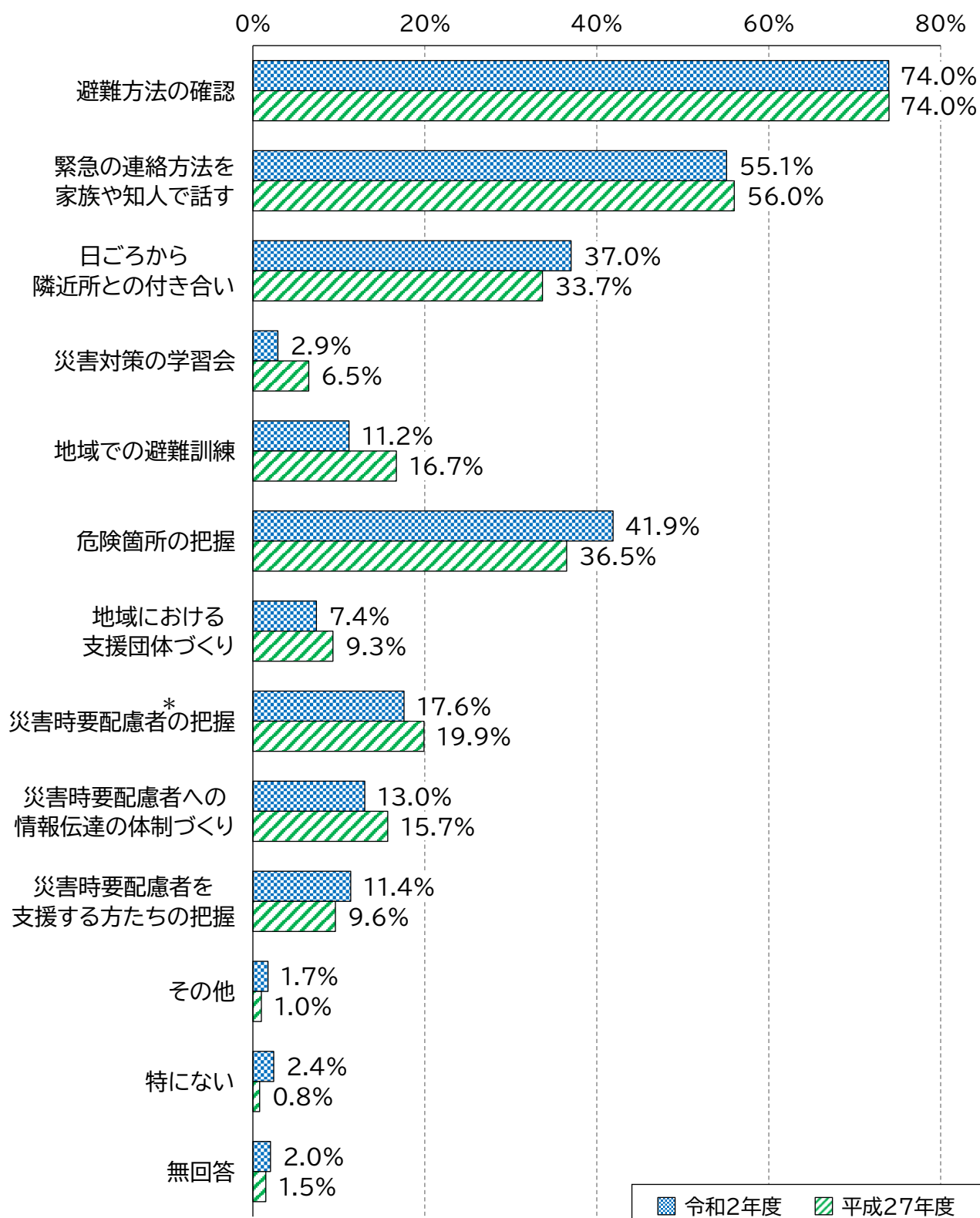
また、今後は、個別に避難の手順や災害への備えについて予め計画を定める「個別避難計画*」を自治会独自に策定していくことを目指しています。



若木台3区在住の高校生が制作した活動PRためのポスター

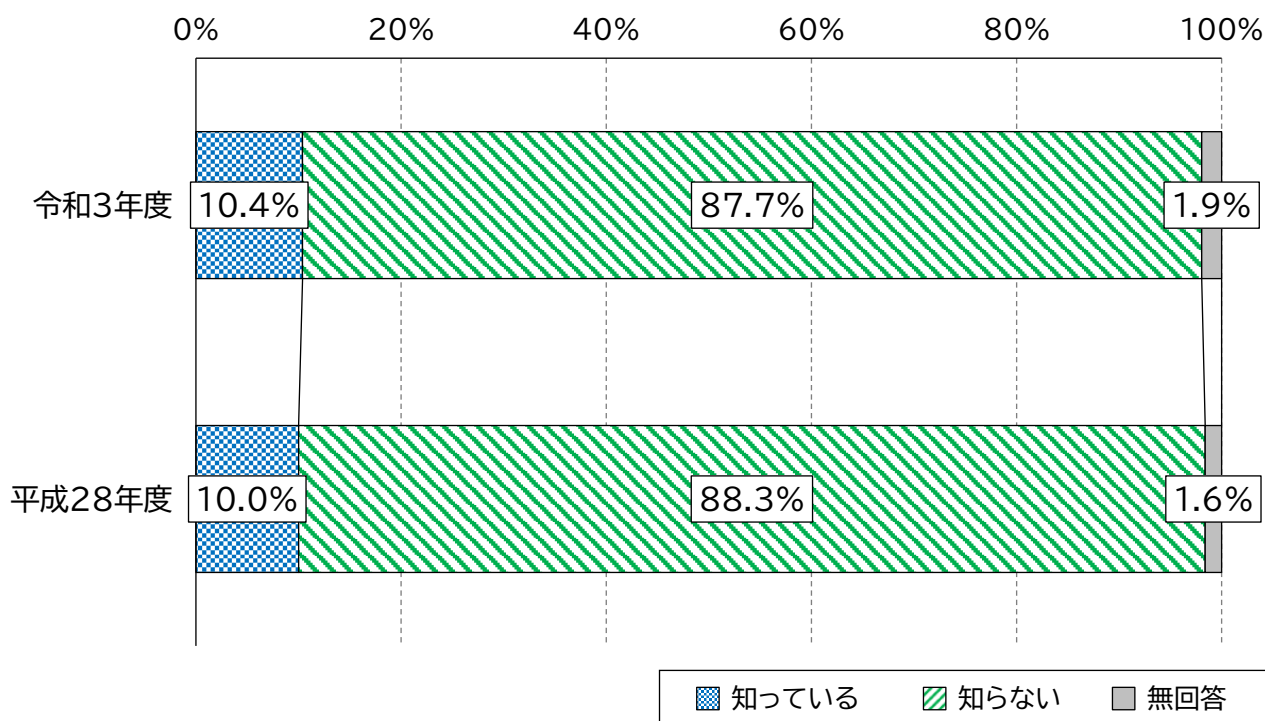
(11) 災害発生時の備え

地震や台風などの災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思うかの問いについて、「自分や同居する家族の避難方法の確認」が74.0%で最も多く、次いで「災害時の緊急の連絡方法を家族や知人で話しあっておくこと」が55.1%、「危険箇所の把握」が41.9%となっています。



(12)「地域支えあい制度」の認知度

あなたは「福津市地域支えあい制度」の取り組みを知っていますかの問いについて、「知らない」が87.7%と最も多く、「知っている」の割合を大きく上回っています。



福津市地域支えあい制度

「福津市地域支えあい制度」とは、高齢者や障がい者およびこれに準ずる状態にある人を、緊急時または災害時だけでなく日頃から地域で支え助け合う制度です。この制度は、市が要配慮者の情報を台帳として整備し、郷づくり推進協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの地域の支援団体と情報を共有して、災害時の安否確認や避難支援、日ごろの見守り活動や防災訓練など、地域の支えあい活動に活用するものです。

「福津市地域支えあい制度」の対象者

高齢者	① 65歳以上でひとり暮らしの人	
	② 65歳以上で高齢者のみの世帯の人	
要介護者	③ 要介護3以上	
障がい者	④ 身体障がい者	手帳1級または2級
	⑤ 知的障がい者	療育手帳A
	⑥ 精神障がい者	手帳1級

※いずれも市内在住で、在宅で生活をする人が対象です。
上記以外でも、本人が希望すれば登録が可能です。

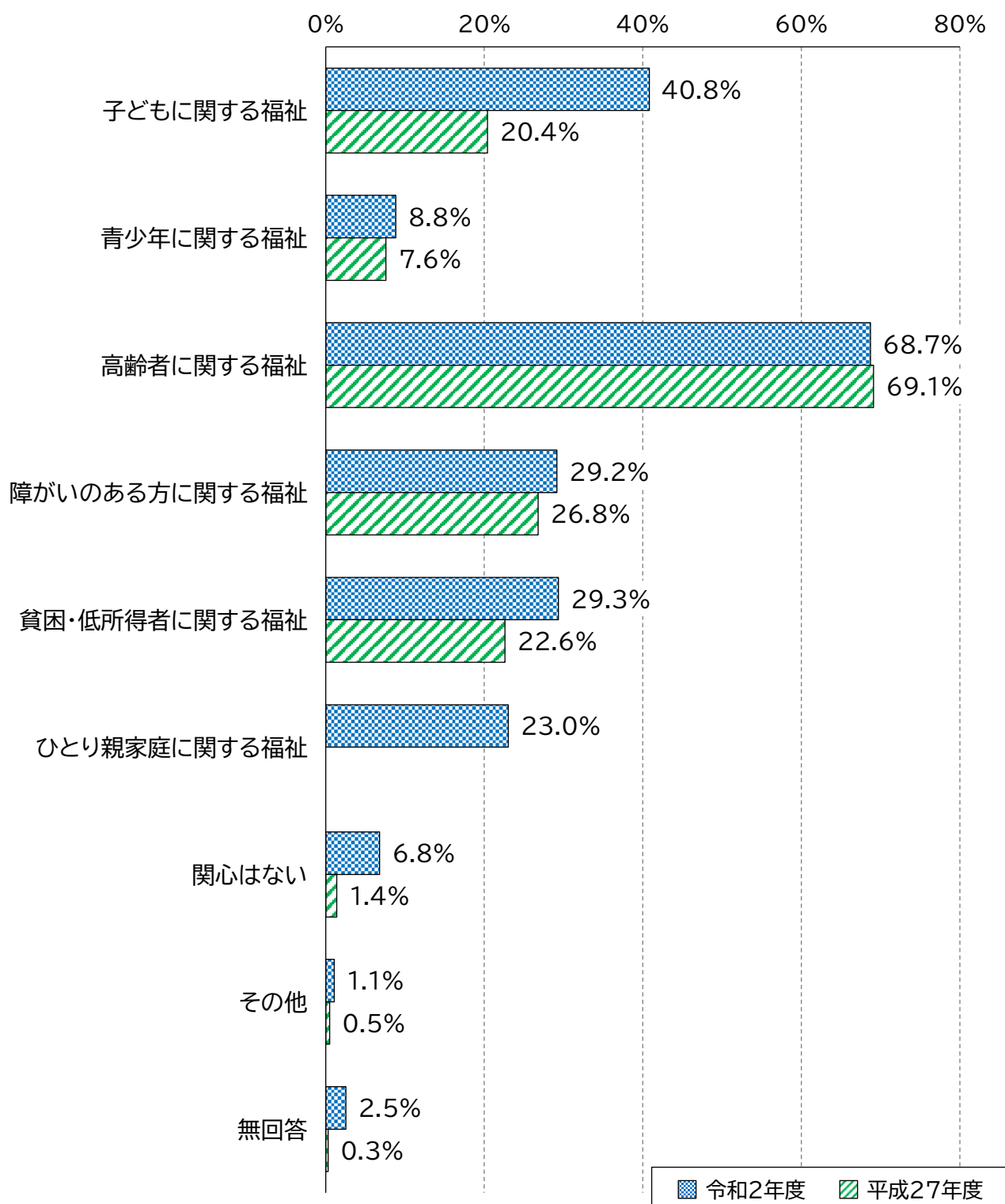


登録者にはキーホルダーとシールが配布されます

(13)「福祉」への関心度

「高齢者に関する福祉」が68.7%と最も多く、次いで「子どもに関する福祉」、「貧困・低所得者に関する福祉」となっています。

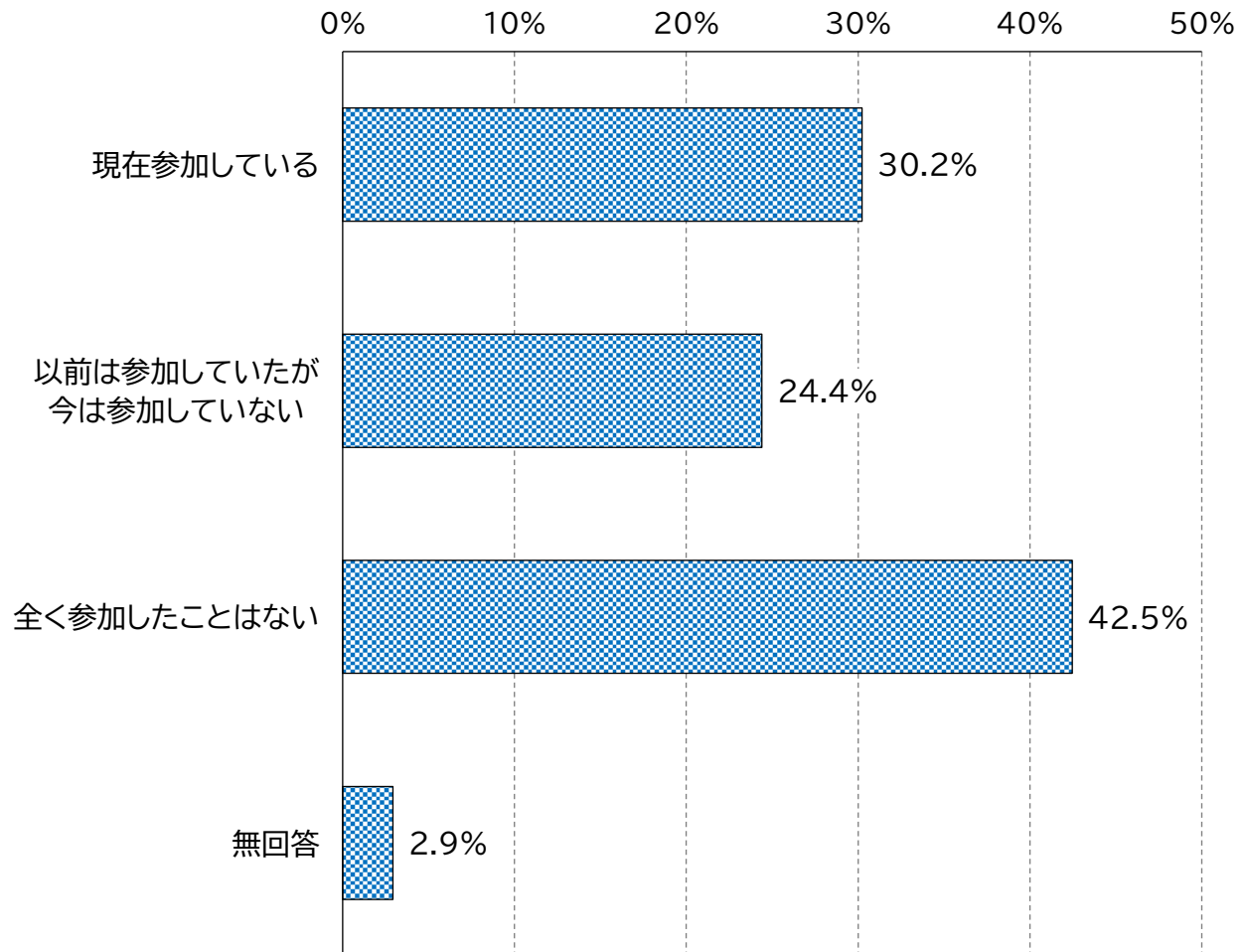
前回調査と比較すると「子どもに関する福祉」「貧困・低所得者に関する福祉」への関心が特に高まっています。



「ひとり親家庭」は平成27年度調査で回答項目なし

(14) 自治会や子ども会などの地域活動への参加について

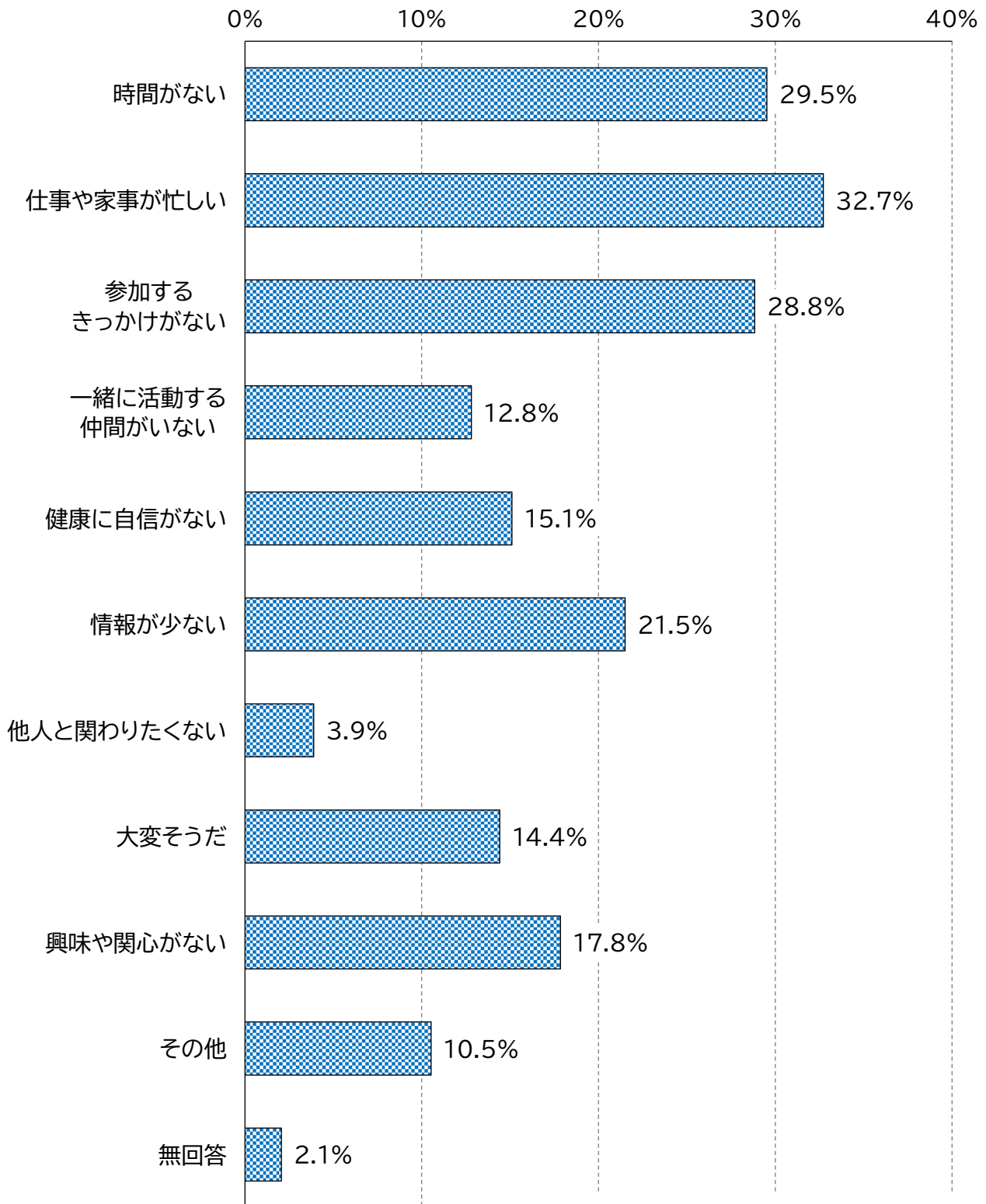
「全く参加したことはない」が42.5%で最も多く、次いで「現在参加している」が30.2%、「以前は参加していたが今は参加していない」が24.4%となっています。



平成27年度調査では項目なし

(15) 自治会や子ども会などの地域活動に参加しない理由について

「仕事や家事が忙しい」が32.7%で最も多く、次いで「時間がない」が29.5%、「参加するきっかけがない」が28.8%、「情報が少ない」が21.5%の順で多くなっています。

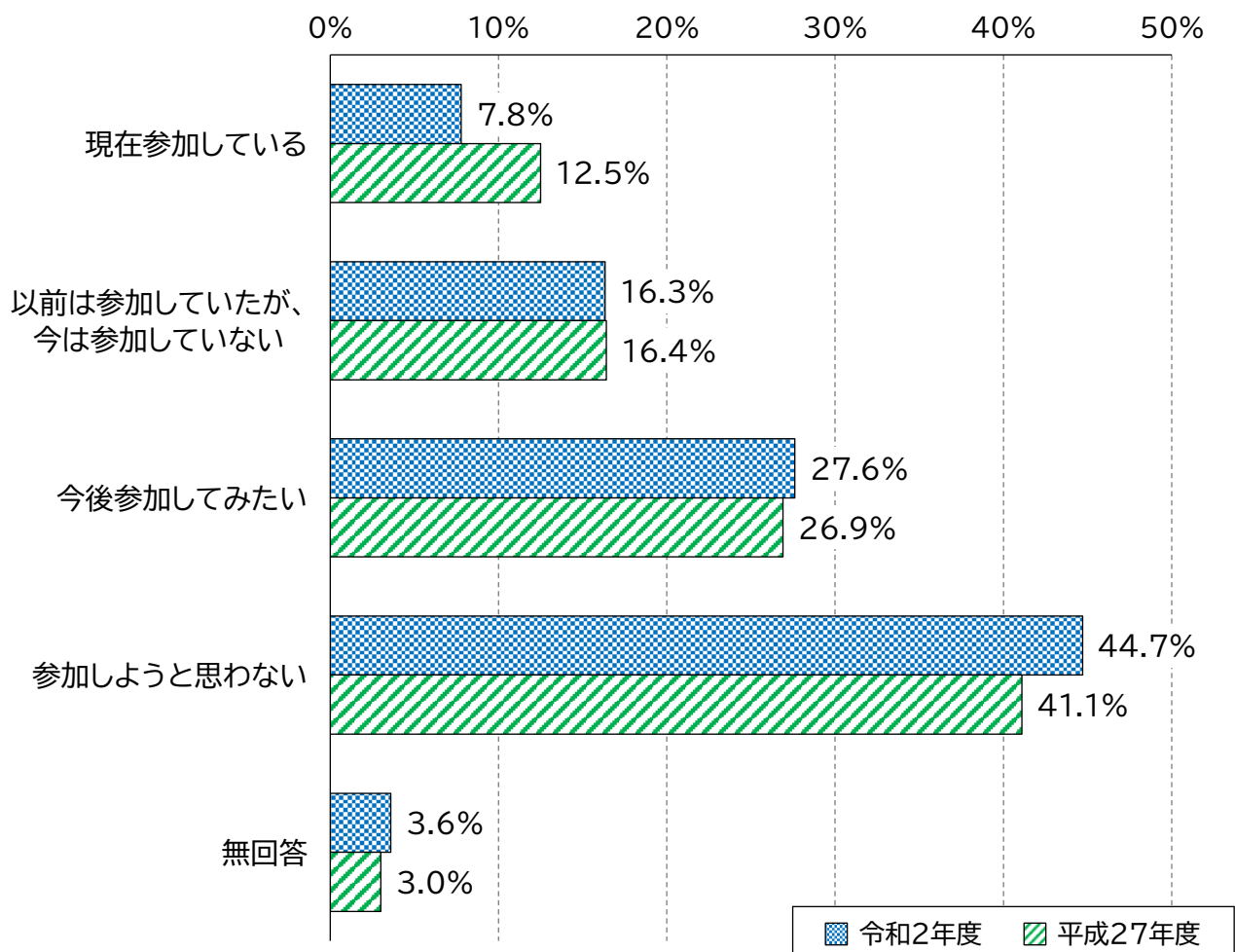


平成27年度調査では項目なし

(16) 地域の活動以外のボランティア活動への参加

「全く参加したことはなく、これからも参加しようと思わない」が44.7%で最も多く、次いで「全く参加したことはないが、今後参加してみたい」「以前は参加していたが、今は参加していない」の順で回答が多くなっています。

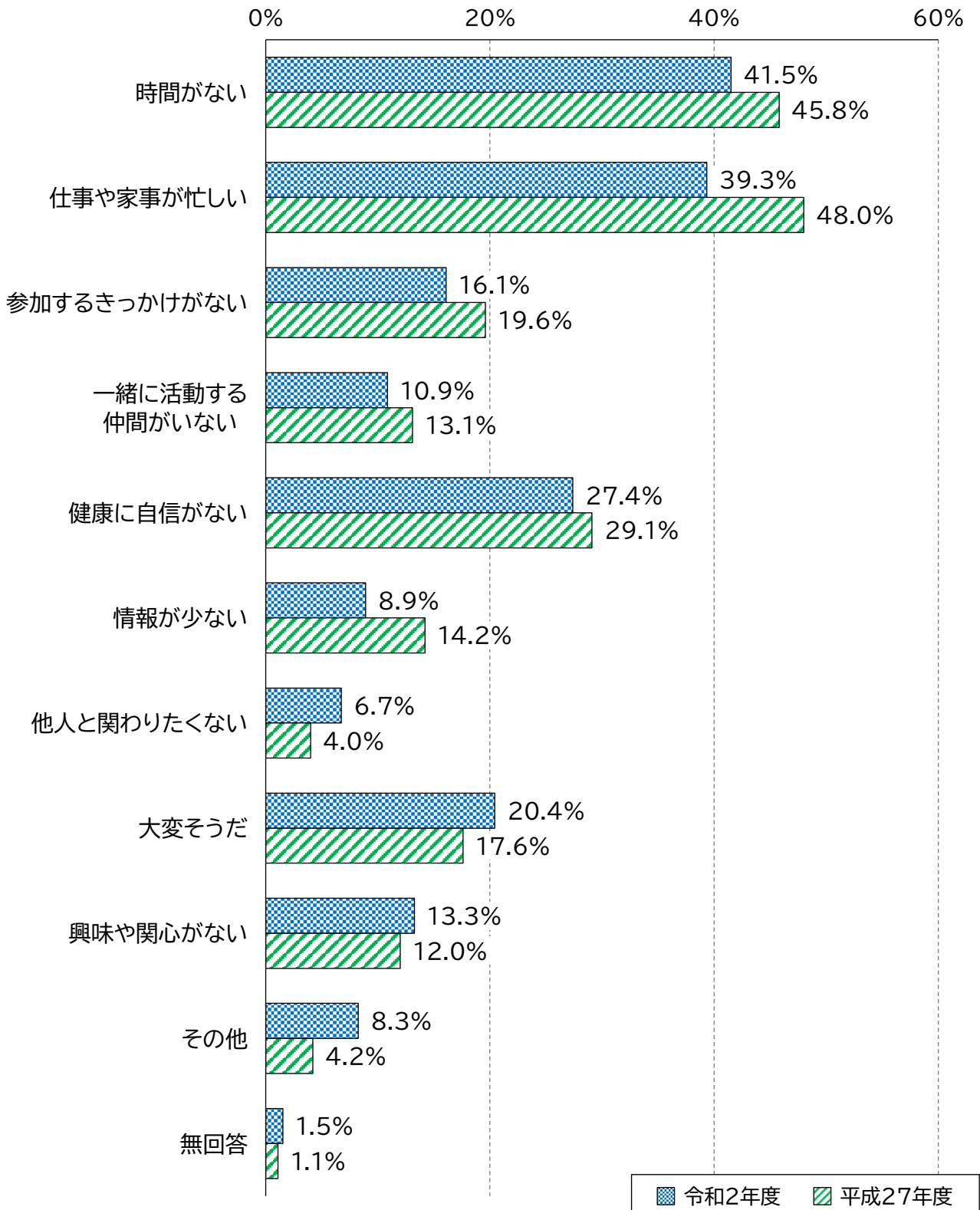
前回調査と比較すると、「現在参加している」割合が減少し、「全く参加したことはなく、これからも参加しようと思わない」が上昇しています。



(17) ボランティア活動に参加したくない理由

「時間がない」と回答した割合が41.5%でもっとも高く、次いで、「仕事や家事が忙しい」「健康に自信がない」となっています。

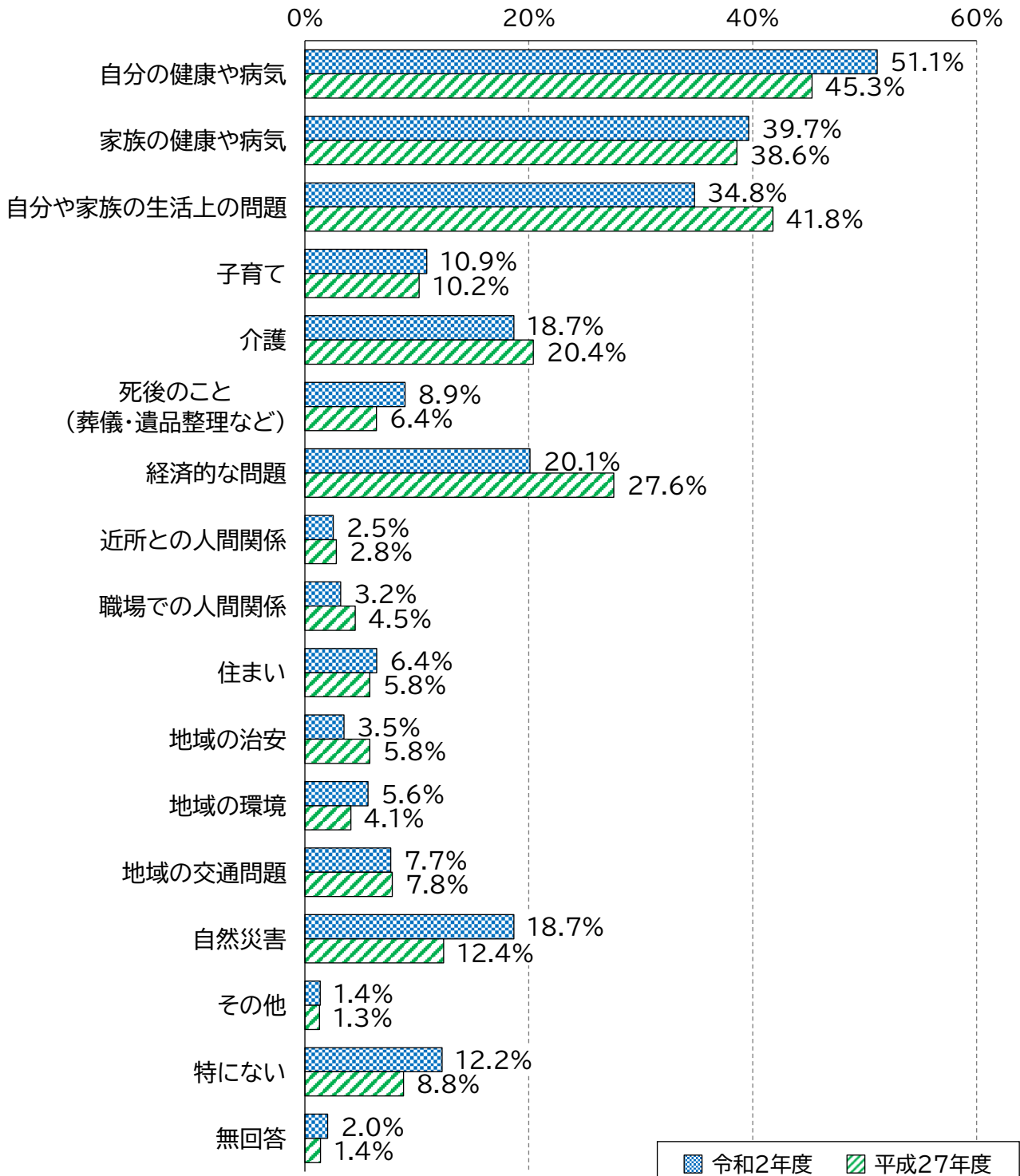
前回調査と比較すると、「時間がない」「仕事や家事が忙しい」「参加するきっかけがない」「情報が少ない」の割合が低下し、「大変そうだ」の割合が高くなっています。



(18) 日々の生活において、どのような悩みや不安を感じていますか

「自分の健康や病気のこと」が51.1%で最も高く、次いで「家族の健康や病気のこと」、「自分や家族の生活上の問題（進学、就職、結婚、老後の生活など）」となっています。

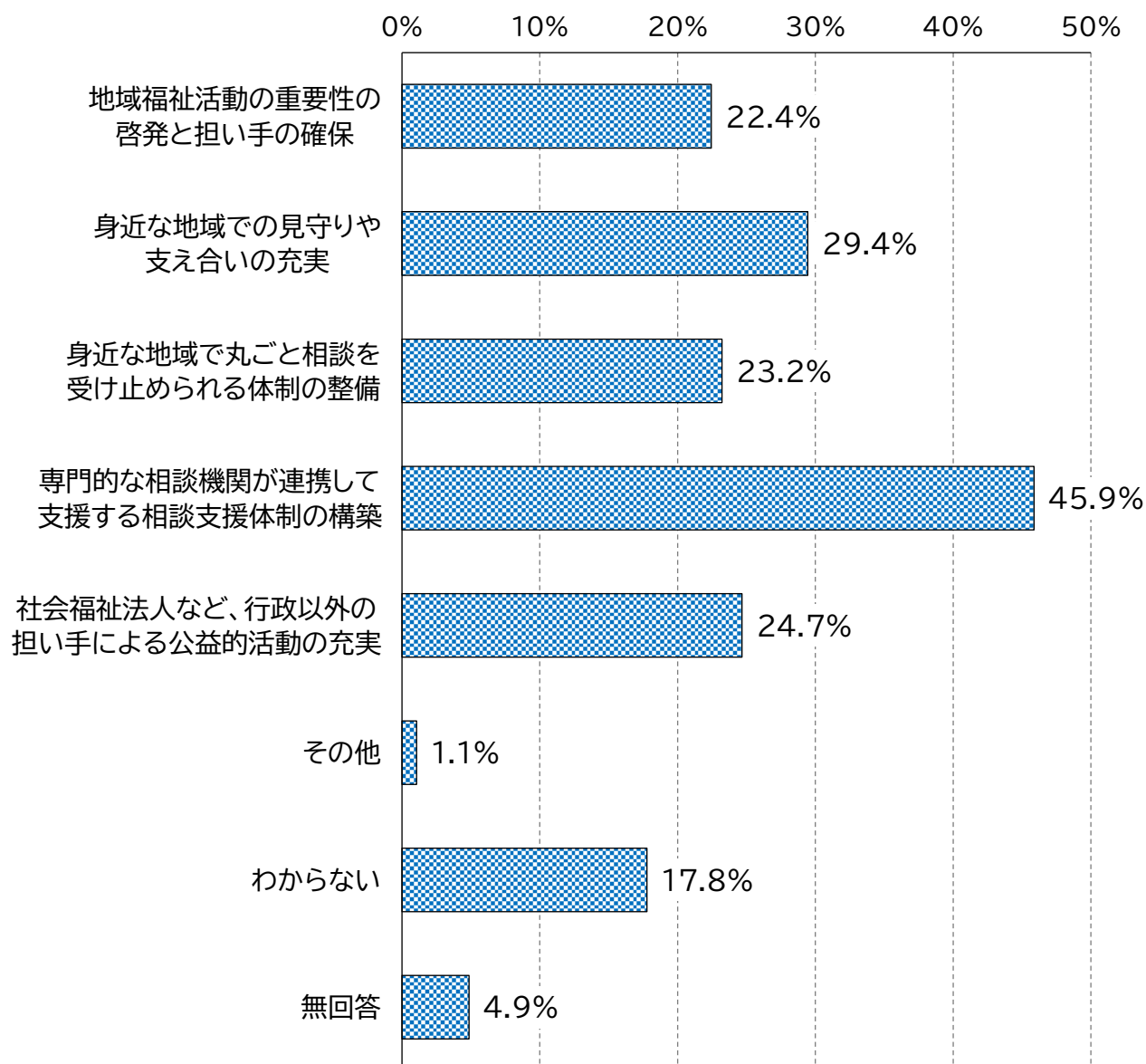
前回調査と比較すると、「自分の健康や病気のこと」「自然災害に関すること」「死後のこと」の回答割合が高くなっており、「自分や家族の生活上の問題」「経済的な問題」の回答割合が減少しています。



(19) 福祉サービスでは対応が難しい問題を抱えている世帯への支援

福祉制度や福祉サービスでは対応が難しい問題を抱えている世帯に対する支援で何が必要かとの問いで、「専門的な相談機関が連携して支援する相談支援体制の構築」が45.9%で最も高くなっており、次いで、「身近な地域での見守りや支え合いの充実」が29.4%となっています。

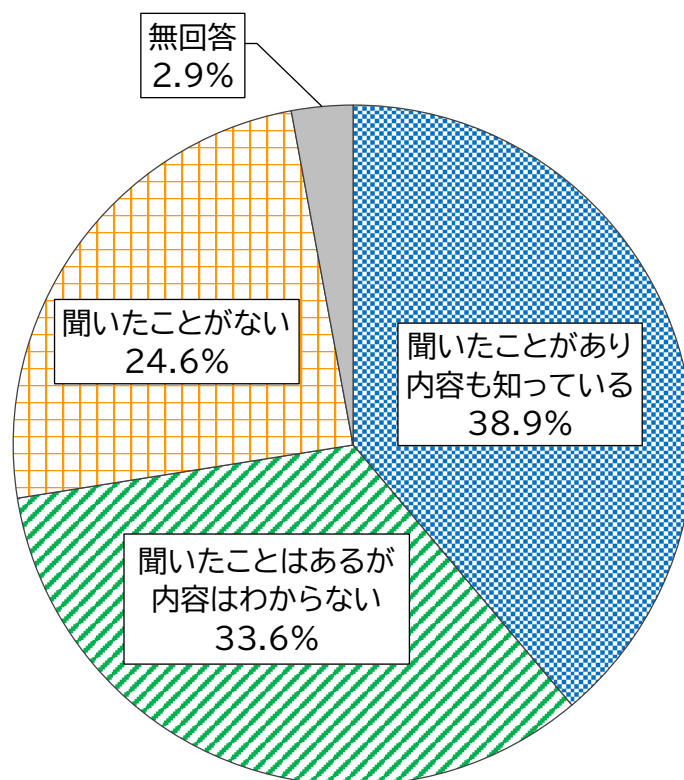
専門的な相談機関による包括的な支援体制の構築や地域の見守りや支え合いの充実が求められています。



平成27年度調査では項目なし

(20)「成年後見制度」の認知度

「聞いたことがあります内容も知っている」と回答した割合が38.9%最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は分からない」が33.6%となっています。



市民後見人*の活動

これまで、成年後見人等は、本人の親族が行うケースが多かったのですが、家族間の付き合い方の変化などにより、現在では、弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門職など、第三者が成年後見人等を選任されるケースが多くなっています。

このような中、新たな担い手として注目されているのが、一定の研修を受講した市民が成年後見人等となる「市民後見人」です。

福津市では、市民後見人養成研修を修了し、市に登録された市民後見人候補者の方々が、現在、福津市社会福祉協議会が法人後見を受任している被後見人等の後見支援員として、本人の意思を丁寧に把握しながら財産管理や身上監護*を行っています。

地域のことをよく知る人が成年後見人等になることで、より地域に密着した支援ができると期待されています。



市民後見人養成研修

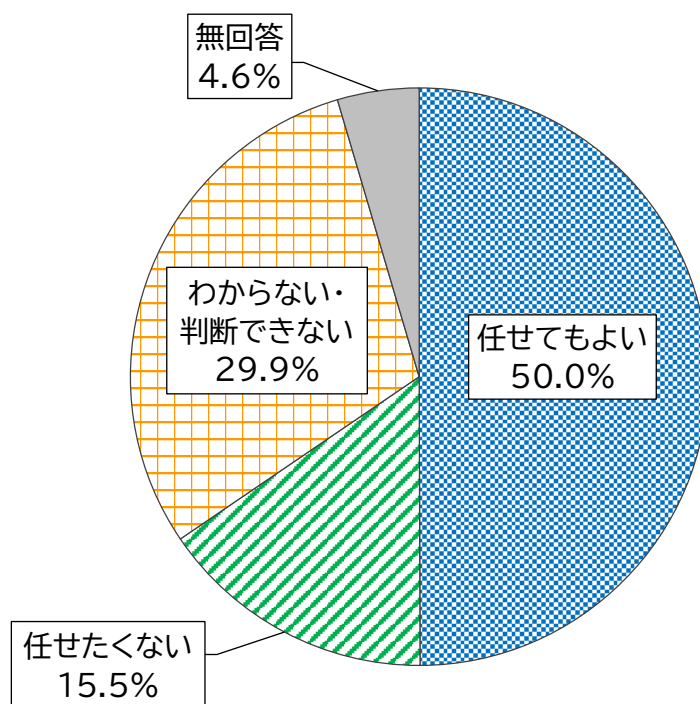


支援の様子

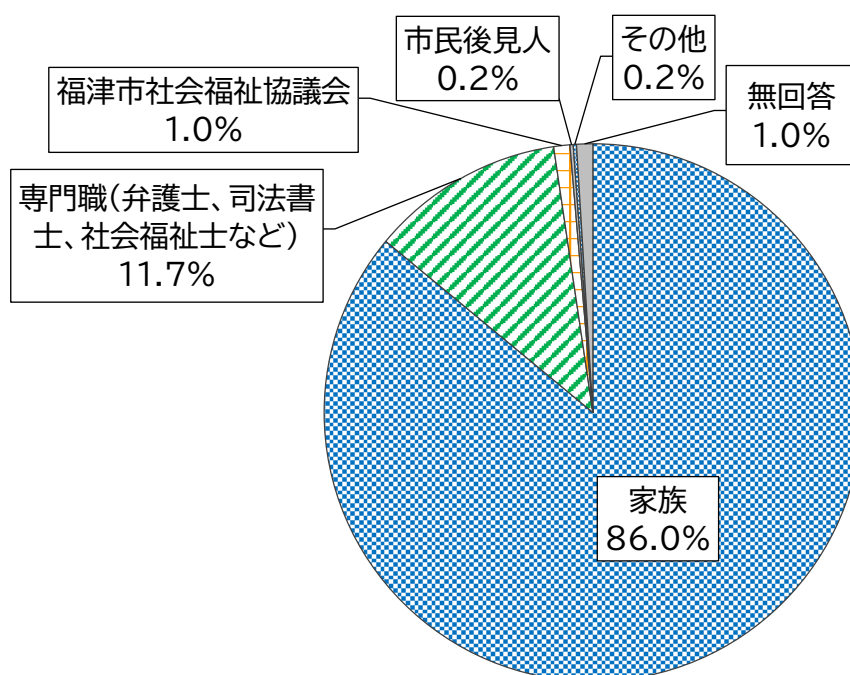
(21) 判断能力が不十分になった時に「成年後見人」に任せることについて

「任せてもよい」が半数の50.0%と最も多くなっています。ついで「わからない・判断できない」が29.9%、「任せたくない」が15.5%となっています。

また、誰なら任せてもよいかという問いについて、「家族」が86.0%となっており、次いで「専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士など）」が11.7%となっています。



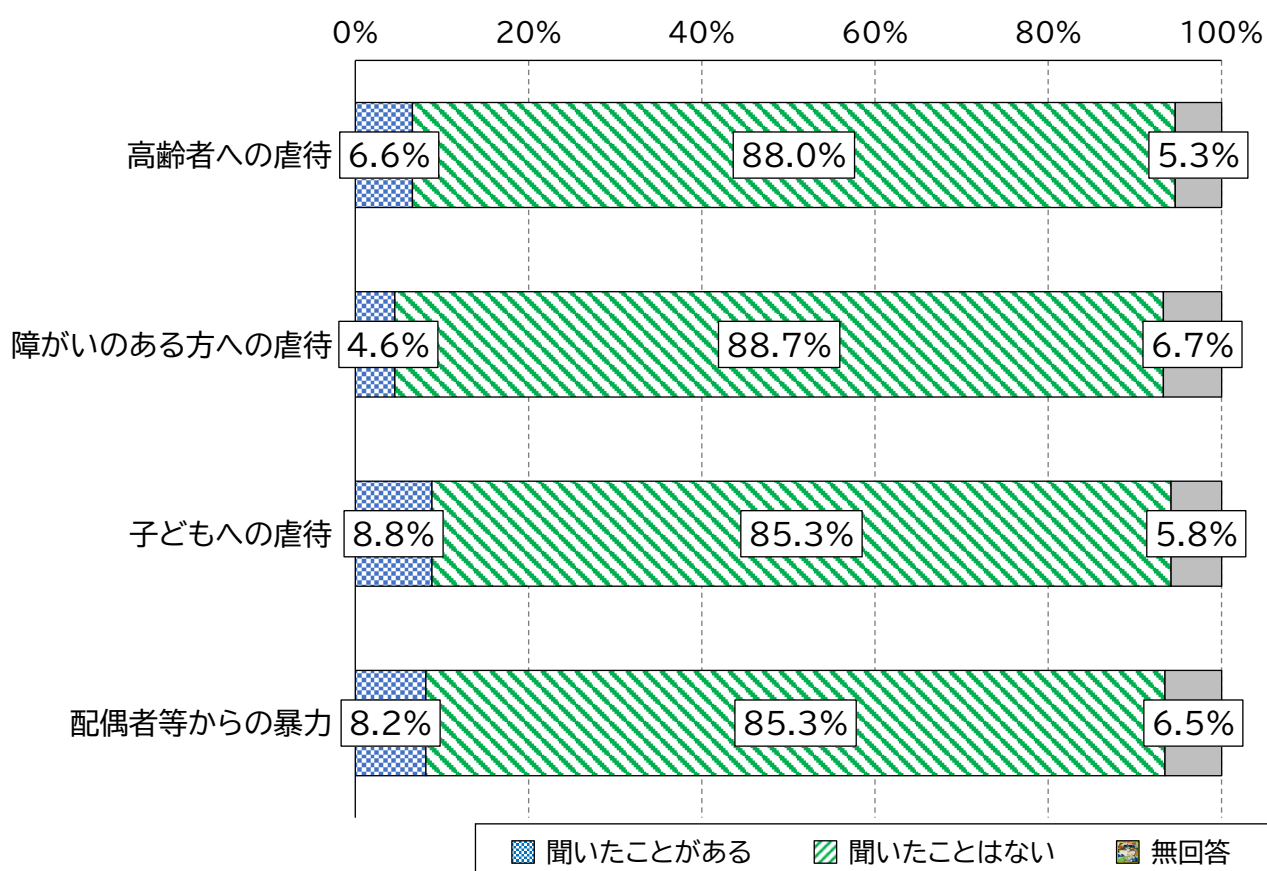
【誰なら任せてもよいか】



(22) 虐待について

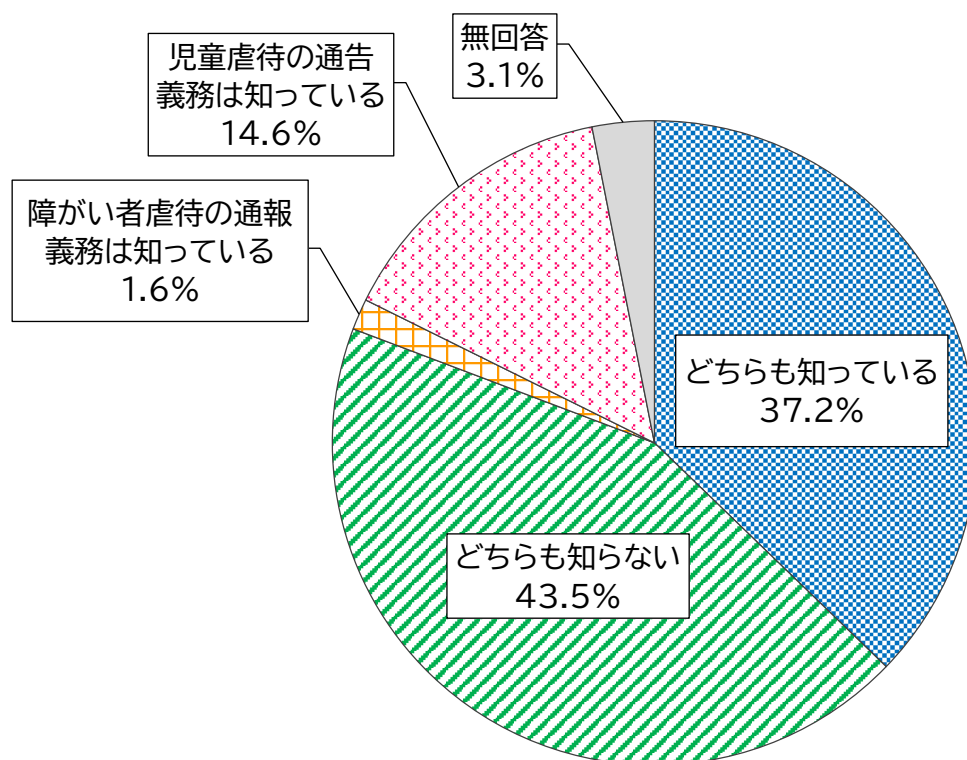
地域の出来事として、家族等による虐待があったことを聞いたことがあるかという問いを分野別に調査しています。

「聞いたことがある」と回答があったのは、【高齢者への虐待】が6.6%、【障がいのある方への虐待】が4.6%、【子どもへの虐待】が8.8%、【配偶者等からの暴力】が8.2%となっています。



(23)「障害者虐待防止法」の通報義務、「児童虐待防止法」の通告義務の認知度

「どちらも知らない」が43.5%で「どちらも知っている」37.2%を上回っています。

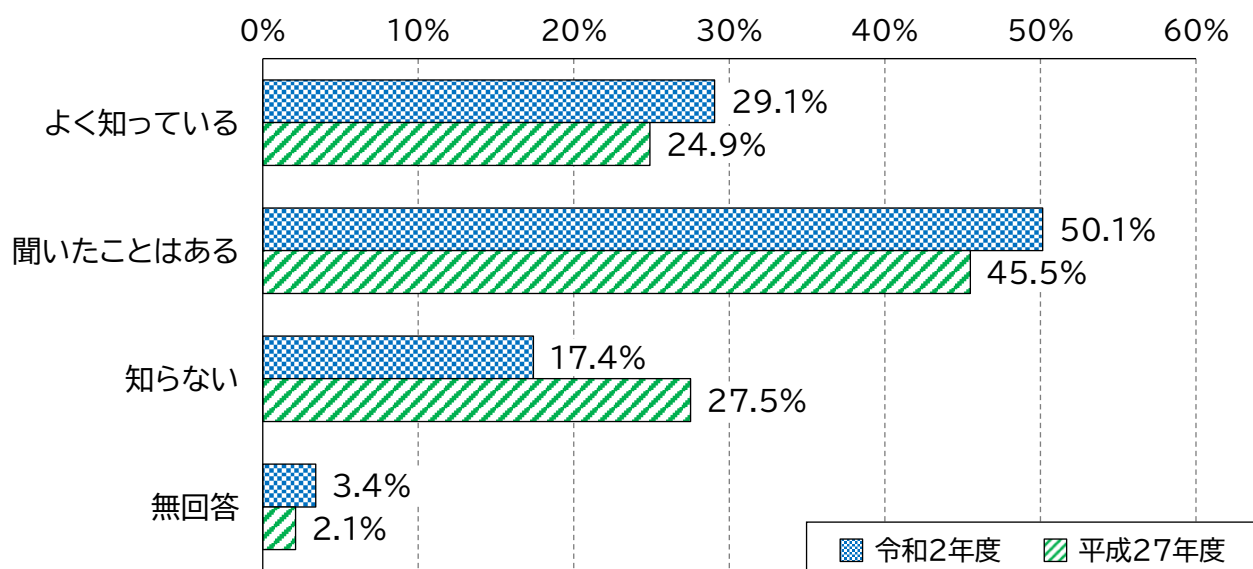


(24)「民生委員・児童委員」の認知度

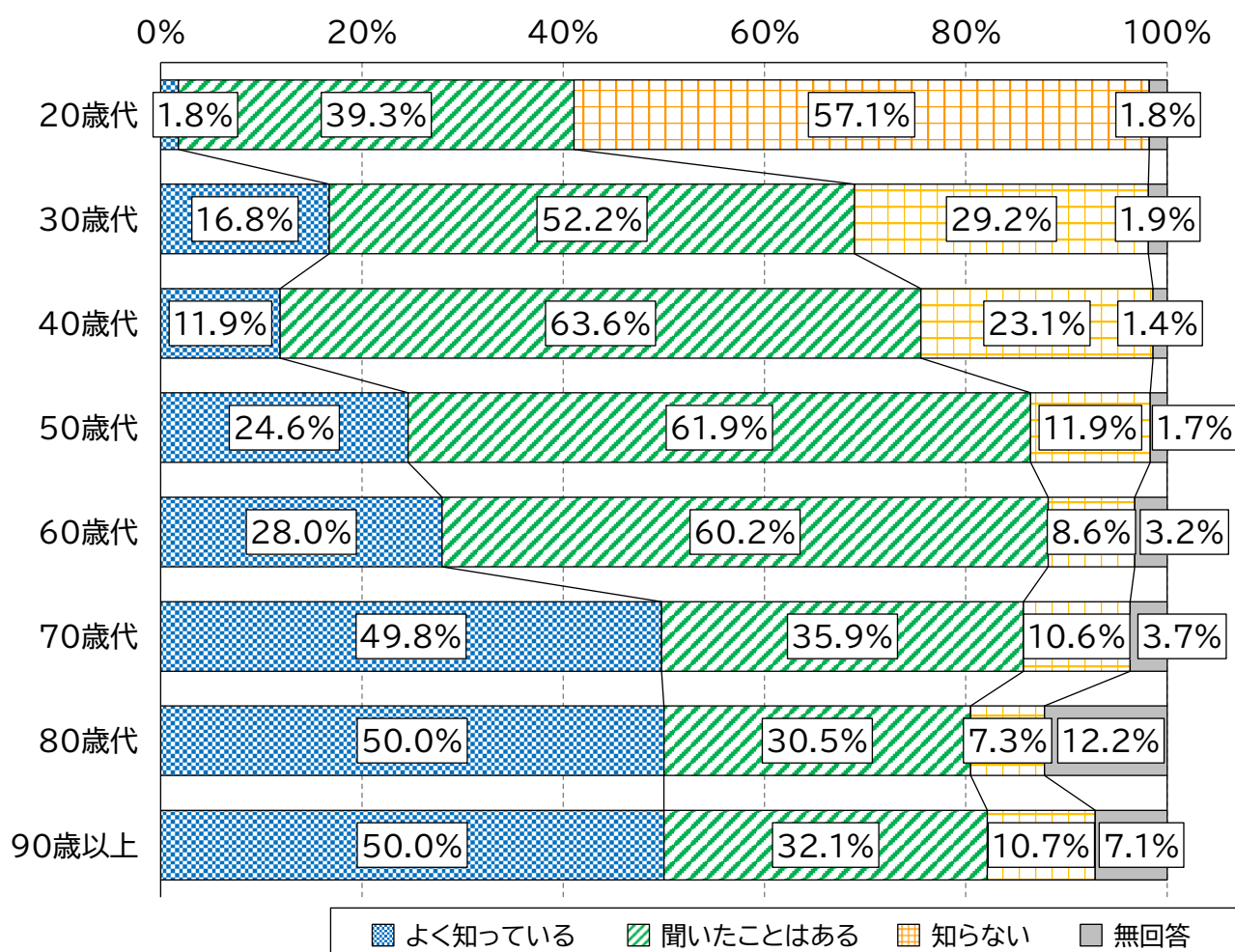
「聞いたことはある」が50.1%で最も多くなっています。

また、前回調査と比較すると、「よく知っている」「聞いたことはある」の回答割合が上昇しており、「知らない」の割合が減少しています。

年齢別にみると、高齢になるほど「よく知っている」の割合が高くなっています。



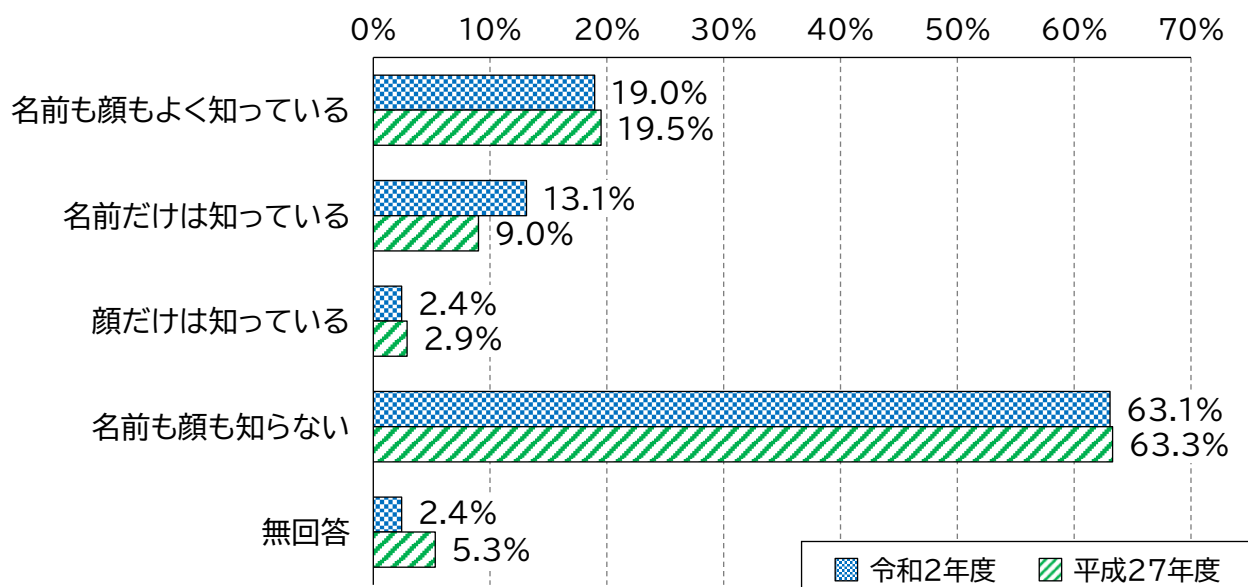
【年齢別の認知度】



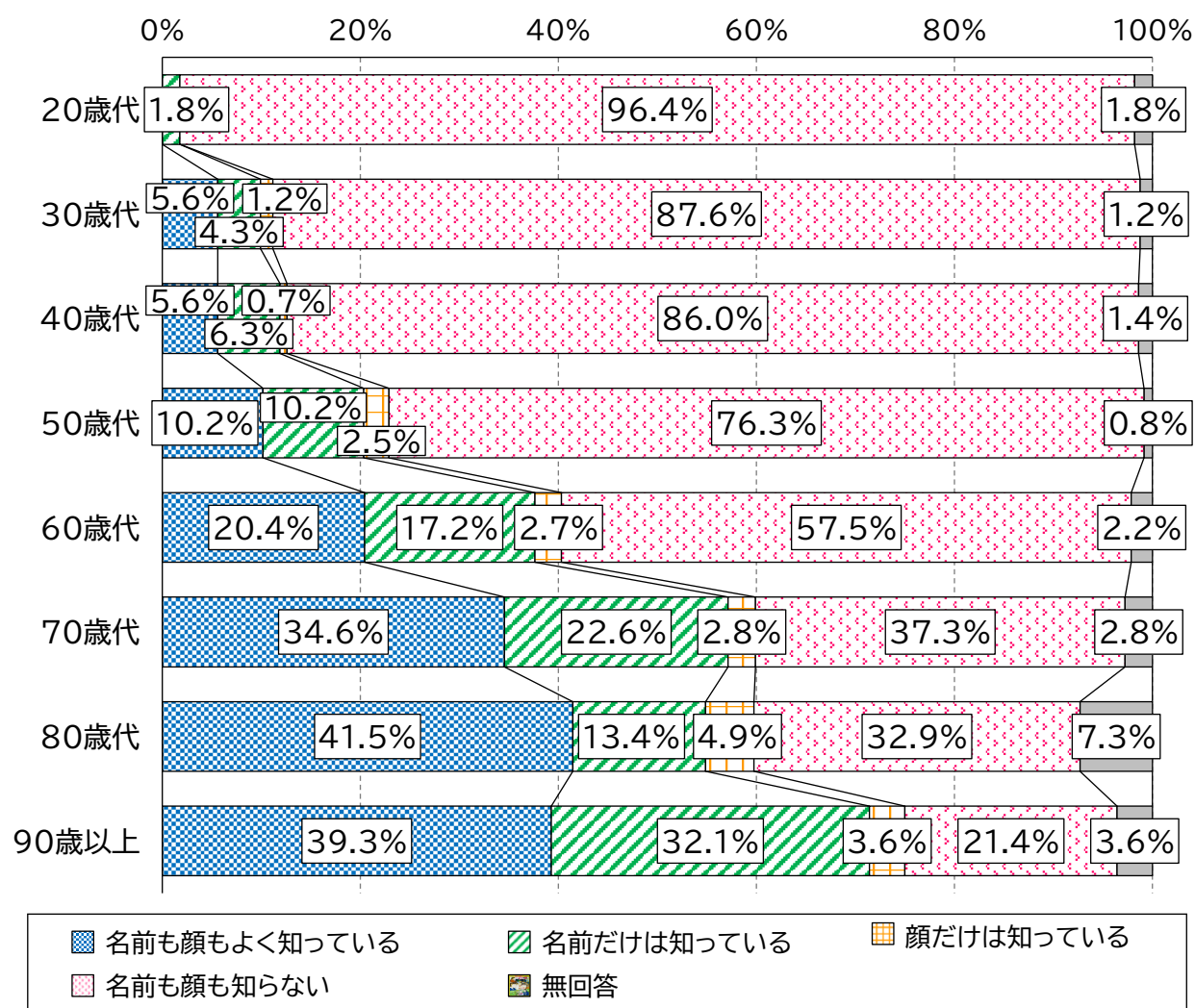
(25) 住んでいる地区の担当民生委員・児童委員の認知度

「名前も顔も知らない」が63.1%で最も多く、次いで「名前も顔もよく知っている」が19.0%、「名前だけは知っている」が13.1%となっています。

年齢別でみると、年齢が若いほど「名前も顔も知らない」の回答が多くなっています。

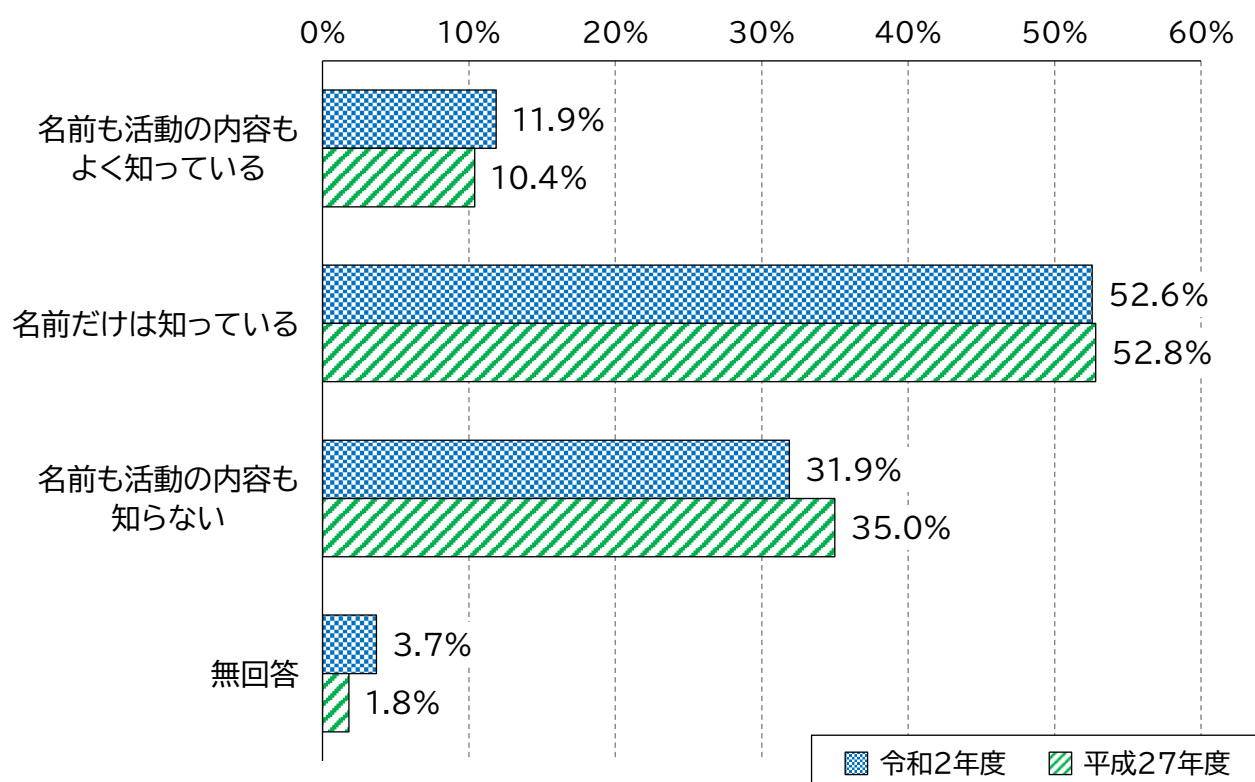


【年齢別の認知度】



(26)「社会福祉協議会」の認知度

「名前だけは知っている」が52.6%で最も多く、次いで「名前も活動の内容も知らない」が31.9%、「名前も活動もよく知っている」が11.9%となっています。



社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として、都道府県および市区町村の区域を基本として設立された民間団体です。

「福祉」の「福」「祉」という文字には「しあわせ」という意味があります。高齢者福祉は高齢者の「しあわせ」のために、児童福祉は子どもたちの「しあわせ」のために推進されているように、地域福祉は、地域で生活するすべての方々が「しあわせ」に生活することができる地域になるように活動を進めています。

「しあわせ」のかたちが人それぞれ異なるように、地域の「しあわせ」のかたちも地域ごとに異なります。社会福祉協議会では、地域の方々の思いを聞き、地域の実情に合わせて地域と共働しながら福祉活動を推進しています。

福津市での地域福祉活動の例

●小地域福祉会

小地域福祉会は、地域住民が主体となって設立された組織で、隣近所の気になりな方の見守り、居場所づくり、ちょっとした困りごとの支援など地域に合わせた様々な活動を行っています。



見守り訪問
(大和1区福祉会)



買物支援
(若木台6区福祉会)

●外出支援

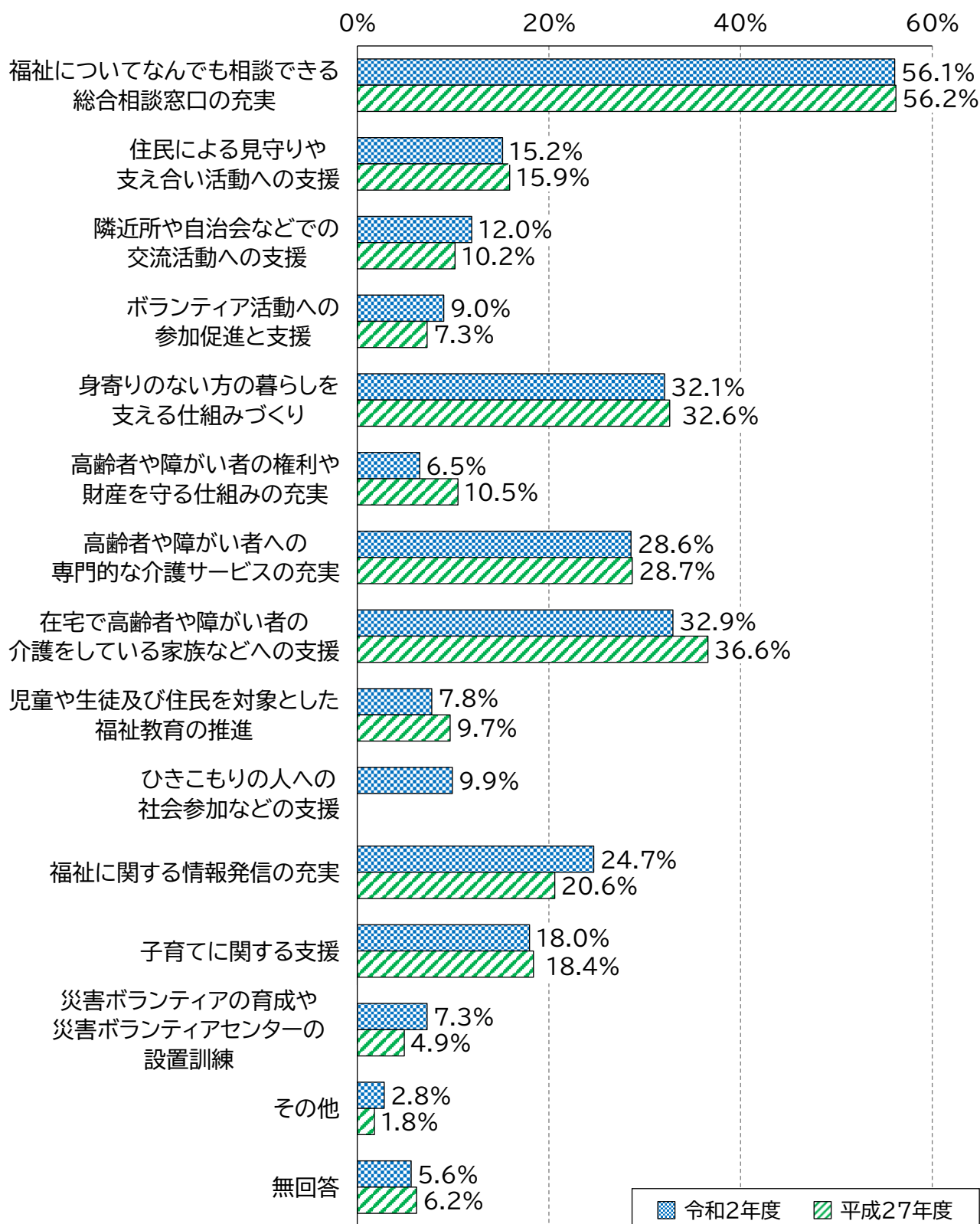
社会福祉協議会の車両を高齢者等の買い物やサロン、地域行事への参加のために貸し出しています。



外出支援活動
(福岡南外出支援サポート隊)

(27) 福津市社会福祉協議会が充実したらよい活動・支援

「なんでも相談できる総合相談窓口の充実」が56.1%で最も多く、次いで「在宅で高齢者や障がい者の介護をしている家族などへの支援」が32.9%、「身寄りのない方の暮らしを支える仕組みづくり」が32.1%の順で多くなっています。



「ひきこもりの人への社会参加などの支援」のは平成27年度調査で回答項目なし

3. 関連する分野別計画から見えた共通して取り組む事項

(各計画からの抜粋)

高齢者福祉・介護、障がい児・者、子ども・子育て支援、郷づくりなどの分野別計画から、連携・共働して取り組む施策や課題を集約しました。

第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

基本理念 「人が大切にされ、みながともに住むまち、ふくつ」

基本目標1 いきいきと健康に自分らしく暮らせるまちづくり

基本目標2 安心して暮らせる支え合いのまちづくり

基本目標3 誰もが暮らしやすいまちづくり

【各分野が連携・共働して取り組む施策や課題】

- ・他課と連携した疾病の早期発見や生活習慣病の予防や介護予防。
- ・教育、地域づくり等の関連施策と連携しながら、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる共生の考え方の啓発。
- ・地域包括支援センター*の相談内容は、介護関係のみならず、医療、保健、障がい、権利擁護*、認知症、高齢者虐待、家計等と多岐にわたり複雑化しているため、関係機関との連携体制の構築を図る。
- ・高齢者の能力や豊かな経験を活かし、地域づくりに積極的に関われる体制の整備や地域での活躍の場づくり。
- ・認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域での見守り・支援体制の充実。
- ・地域ケア会議*と生活支援コーディネーター*との連携体制を構築し、協議体*との情報共有、連動を強めて、地域課題の抽出・解決を図る。
- ・困った人の問題を我が事と受け止めて行動できる住民を増やす。
- ・庁内での調整を行い、各専門職団体や関係機関ならびに成年後見制度の利用者本人や親族、福祉・医療・地域等の関係者等が一体となり、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談や対応体制の整備、意思決定支援*や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築。
- ・市民一人ひとりの災害に対する意識や知識の向上、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくり。
- ・在宅で避難生活を送る要配慮者に対して、健康状態の確認や福祉ニーズを把握する体制の整備。
- ・高等学校や小・中学校に対し、介護等福祉の仕事を考えることができる働きかけ。

第3期障がい者計画・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

基本理念 「障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を地域で尊重しあい、安心して暮らせる、共生のまち福津」

基本目標1 地域で自立して安心して暮らせるまちづくり

基本目標2 いきいきと社会参加できるまちづくり

基本目標3 支え合い、共に生きるまちづくり

基本目標4 差別のないまちづくり

【各分野が連携・共働して取り組む施策や課題】

- ・児童から高齢者まで、あらゆる世代の人たちが障がいの有無にかかわらず地域社会の一員として健康でいきいきと暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等が制度の枠にとらわれず横断的に連携し、切れ目のない支援を行っていく。
- ・乳幼児健診等で言葉や行動面などに課題がある児や保護者の困り感や育てにくさを早期に発見し関係機関と連携して対応する。
- ・障がい者や家族のニーズを的確に把握し、早期に適切なサービスが受けられるような保健・医療・福祉が連携したサービスの充実。
- ・障がいに関係するボランティア活動への市民の積極的な参加を支援する。
- ・障がい者への地域住民の理解と交流。
- ・学校や地域に出向いて、共に生きる社会について考えてもらう機会づくり。
- ・障がい者に配慮した避難所の整備。

第2期子ども・子育て支援事業計画

基本理念 「こどもの笑顔があふれ、心豊かに育ちあうまち福津」

基本目標1 こどもの持っている力を最大限に尊重しよう

基本目標2 家族みんなが子育てや仕事、社会参画を楽しめる家庭にしよう

基本目標3 こどもと子育てを喜びを持って支える地域にしよう

【各分野が連携・共働して取り組む施策や課題】

- ・相談窓口の明確化と気軽に相談できる環境整備、窓口が把握した情報や提供されているサービスの共有化を図り、一元管理することで継続的に支援できる体制づくり。
- ・こども自身がこどもの権利について学ぶ機会を充実させ、すべての人を対象にした人権尊重の意識啓発を継続的に進めていく。
- ・こども一人一人が個性を発揮し、主体的に生きていく力を育み、こどもの活動を支えていく。

- ・児童虐待防止に向けて、早期発見に努め、関係機関と連携を図りながら迅速な対応を行っていくとともに、適切な支援を継続していく。
- ・児童虐待防止のための意識啓発についても継続的に進めていく。
- ・社会全体でこどもや子育て世帯を見守り、支えるという意識の醸成。
- ・こどもと一緒に行動し、楽しめるまちづくりをめざし、子育て支援センター「なかよし」の機能の充実を図る。
- ・世代間交流や豊かな体験活動ができるような地域の取り組みを進めていく。
- ・継続的にいじめ防止対策や不登校支援について、意識啓発を進める。
- ・障がいのある子どもの早期発見と必要な支援提供のために、関係機関との連携強化を図る。
- ・経済的、精神的負担を軽減するための子育て支援策を拡充する。

健康ふくつ21計画（第2次）

基本理念 「ともに支え合い、笑顔あふれる健康都市・ふくつ」

基本目標 健康寿命の延伸

- ・基本方針 生活習慣病の早期発見、発症予防・重症化予防
- ・基本方針 健康維持・増進のための生活習慣の改善
- ・基本方針 ライフステージに応じた健康づくりの推進
- ・基本方針 市民の健康を支える環境整備の推進

【各分野が連携・共働して取り組む施策や課題】

- ・市や地域、関係団体が連携して市民の健康づくりを支える環境を整備する。
- ・高齢者自身が地域活動などの社会参加や自身の生きがいづくりを通して、こころと身体を元気に保つ。
- ・高齢者の社会参加を促進するため、身近な地域における地域活動の活発化。
- ・高齢者や子どもを対象とした活動、まちづくり活動、安全な生活のための活動、環境保全活動などのボランティア活動への参加者を増やす。
- ・地域や団体の活動で、健康教育や啓発活動。

郷づくり基本構想

郷づくりの将来像 「人と地域の絆をつくる 郷づくり」

郷づくりのキャッチフレーズ 「誇れる明日は自分たちの手で」

- 基本目標1 「市民参加」
- 基本目標2 「活動内容」
- 基本目標3 「運営体制」

【各分野が連携・共働して取り組む施策や課題】

- ・地域特有の課題への対応は多岐にわたることから、専門部署の横断的な連携・支援体制づくりが必要。
- ・地域の行事やイベントへの参加を促進することにより、住民間の交流のきっかけがで
き地域への関心を高める。
- ・誰もが気軽に参加できる場づくりへの支援、参加や交流を促す環境づくり。
- ・市民が自分の住む地域のことに関心を持ち、地域の問題や課題について、自ら考え、
行動を起こす。
- ・地域課題の解決に取り組む人材の確保。

第2期教育総合計画

基本目標 「あたたかな未来を創る 福津の教育

～人・自然・文化がつながる 人づくり・まちづくり～

- 重点目標1 未来を創造するための、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
- 重点目標2 未来に向けて豊かに学び続ける「福津型学びの循環」の構築
- 重点目標3 福津の豊かな自然や環境、歴史や文化とのつながりを活かした
学びの充実

【各分野が連携・共働して取り組む施策や課題】

- ・子どもから大人までの学びの連続性や、次世代を見通した地域の未来を担う人財（人
材）の育成の循環。
※福津市教育総合計画において、「人材」を「人財」という表現をしているため、原
文どおり掲載しています。
- ・地域学校協働本部における地域学校協働活動推進委員*（地域コーディネーター）と
ともに、各中学校区に統括地域コーディネーターを配備し、学校と地域との関わり、
つながりを大切にし、郷づくりや地域で活動している諸団体、事業所、郷育カレッジ*
等との連携を深める。
- ・家庭・地域・保育所・幼稚園・学校等が連携して育てる地域体制及び包括的な相談支
援体制の整備。
- ・魅力ある地域づくりや、みんなが学びあい、成長しあい、生きがいを見つけあうこと
ができる創造的な教育活動や生涯学習社会の実現のために、郷づくり推進協議会や関
係機関との連携、共働体制を強めるとともに、「地域とともにある学校づくり」（コミ
ュニティ・スクール*）をより一層充実・発展させ、「学校を核とした地域づくり」（ス
クール・コミュニティ*）との一体的推進を図る。
- ・子どもと地域との交流を推進し、子どもを地域全体で見守り育てるという意識の醸成。

4. 統計や分野別計画から見えた重点的に取り組む事項

福津市においては、8頁に記載のとおり、様々な分野で、それぞれの計画を作成し、各種事業を推進しています。

本計画では、関連する計画に掲げられている各種事業で、分野を超えて横断的に対応することで一層事業効果が高まる事業、福祉分野以外でも「福祉でまちづくり」の視点を持って連携することで、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができる事業などを検討し、共通して取り組むべき事項として計画します。

①様々な課題を抱えた相談者に対応できる体制づくり

近年、虐待や孤独死、孤立、貧困、格差、ひきこもり、ヤングケアラーなど、分野別の縦割りでは対応が困難な課題に対して、相談者も「どこに相談してよいか分からない」と相談できずに課題が深刻化することがあります。どのような相談でも断らずに受け止める相談体制をつくり、課題の早期発見、早期解決できる仕組みづくりを行います。

②様々な課題を抱える人の活躍の場の確保

福祉以外の様々な分野（郷づくりや防犯・防災、教育、都市計画など）の計画にも「福祉でまちづくり」といった視点をもって、地域の活性化に寄与しながら、地域生活課題の解決にも関わる取り組みを行います。

③制度の狭間*の問題への仕組みづくり

制度の対象とならない課題、一時的な課題等、既存の制度やサービスが行き届かない課題への対応の仕組みづくりを行います。

④認知症や障がいなどにより判断能力に不安がある方などへの権利擁護体制の充実

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進のための体制を充実します。

⑤高齢者や障がい者、子どもへの虐待への取り組みの充実

高齢者、障がい者、子どもに対する虐待への対応の強化、併せて、介護者・養育者を各分野横断的に連携して、家庭が抱える課題を協議し、連携して支援する仕組みをつくり、起こり得る虐待への予防策となるように努めます。



第3章

計画の理念と目標

1. 基本理念

第2期福津市地域福祉計画・福津市地域福祉活動計画では、地域の多様な構成員が、福祉ニーズの充足を図るために、地域福祉活動の主体として「共働」のもと、さまざまな課題解決に取り組み、福祉による支えあう地域を実現していくため、「みんなが安心して生活できる地域づくり」を基本理念として、福祉施策の推進を図ってきました。

近年の経済・社会変化に伴い、人々のつながりが弱体化し、「社会的孤立*」の問題や、「複合的な課題*」、「制度の狭間」にあって十分な支援が届かない問題などがますます顕在化しています。福津市においても住民同士の支えあう関係を再構築していくことや分野横断的な支援の仕組みを構築することで、「つながりの回復」や「制度では対応できない生活課題への対応」をさらに目指す必要があります。第3期福津市地域福祉計画・第2期福津市地域福祉活動計画では、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助けあいながら暮らしていくことのできる「共生のまちづくり」の実現を目指します。

基本理念

みんなが安心して生活できる共生のまちづくり

2. 基本目標

基本目標1 地域で支えあう「まちづくり」



高齢化や核家族化の進展によって子育て家庭の孤立がすすむとともに、子育てに不安を抱えた家庭も多くみられ、ライフスタイルの個人化・多様化などによって、地域でのつながりの希薄化が進み、地域自治の担い手の固定化、担い手不足などが課題となっています。

このような中、介護保険制度や障害者総合支援法の制定、生活困窮者自立支援法など分野・課題別の公的な制度の整備は進んでいますが、地域や個人のあらゆるニーズを全て公的サービスでカバーすることは困難であり、地域の中で住民相互の支え合う体制が必要となってきます。これからの地域における活動は、「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと共働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが重要です。

福津市では、地域の支えあい活動が「我がこと」と捉えられるよう、住民福祉講座*やボランティア養成講座などを通して、意識啓発や各地域の様々な活動の情報提供等に取り組みます。

基本目標2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」



住み慣れた地域で安心安全に暮らしていくためには、災害に備える体制づくりと地域、福祉関係者、行政等が連携した仕組みづくりが重要です。そのため、平時から見守り活動や支えあいの取り組みを推進し、災害時の助けあいが円滑にできるような仕組みづくりに努めます。

また、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人や障がいのある人などの権利や財産を守るため、成年後見制度等の周知や利用促進等の取り組みを進めます。

虐待防止については、多様化・複雑化した案件が増加していることから、分野横断的に関係機関と連携して取り組むとともに、地域全体で高齢者や障がい者、児童等の見守りを行うことにより、異常等を発見した際に早期に対応できるよう情報共有を図ります。

基本目標3 いつでも相談できる「まちづくり」



近年の経済・社会変化に伴い、人のつながりの弱体化が進み、8050問題*やダブルケア*、ヤングケアラーなど、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑多様化しています。

このような課題に対し、誰一人取り残さず、支援していけるよう包括的に受け止める相談支援体制の構築に努めます。

また、地域福祉活動に欠かせない民生委員・児童委員が、住民と相談機関（行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）のパイプ役として安心して活動できるよう活動の支援を行います。

生活困窮者の自立支援については、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対し、関係機関と連携して、相談者に寄り添いながら自立や家計改善に向けた支援を行います。

3. 施策の体系

基本理念 みんなが安心して生活できる共生のまちづくり

基本目標1 地域で支えあう「まちづくり」

- 施策1 地域のつながりづくり
- 施策2 地域活動の強化
- 施策3 市民活動やボランティア活動の活性化

基本目標2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」

- 施策4 災害時における支えあいの仕組みづくり
- 施策5 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）
- 施策6 虐待防止の推進

基本目標3 いつでも相談できる「まちづくり」

- 施策7 民生委員・児童委員活動への支援
- 施策8 生活困窮者の自立に向けた支援
- 施策9 相談を包括的に受け止める体制づくり

地域で取り組まれている支えあい活動

おたがい様隊

「おたがい様隊」は宮司浜シニアクラブが母体となって設立された団体です。宮司浜シニアクラブは50年以上にわたり、仲間づくりや健康づくり、清掃、見守りなどの活動を進めてきました。近年、ちょっとしたことに困る人が増えてきたため、「おたがい様隊」を平成29年3月に結成しました。

現在、地域の枠を超えて幅広く、草刈りや庭木の剪定、電球交換、網戸の張替え等の生活支援を行っています。



剪定作業の様子

若木台3区サポートの会

若木台3区サポートの会は、平成29年2月に設立されました。運営事務局が相談の窓口となり、支援は56名のサポーターが行います。屋外作業、家事サポートなど分野ごとに分けられた8つの班で活動しています。

また、子ども会育成会の協力を得て、スーパーへの買い物サポートを実施しています。



草取り作業の様子



屋外作業の様子

東福間4区福祉会

東福間4区福祉会では、自治会や民生委員・児童委員と協力しながら、地域の見守り活動に取り組んでいます。毎月のカレンダー配布や誕生月の訪問などをおして、定期的に見守り訪問を行っています。また、地域で気がかりな方がいた場合は、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの相談機関につないでおり、住民と相談機関とのパイプ役として活躍しています。





第4章

施策の展開

基本目標１ 地域で支えあう「まちづくり」

施策１ 地域のつながりづくり

価値観やライフスタイルなどの社会環境の変化とともに、地域のつながりは希薄化しています。市民アンケート調査で「あいさつする程度」「近所との付き合いはない」の割合が平成28年の調査時よりも増えており、近所との付き合いの希薄化が見て取れます。

しかしながら、困ったときには地域で助け合うことは大切だと多くの方が感じています。特に「安否確認の声掛けや見守り」「災害時の手助け」については、市民アンケート調査で、手助けしてほしいこと、手助けできることの両項目で多くなっています。

いざ困ったときに、助け合いができる環境をつくるには、日ごろから互いに顔の見える関係づくりが大切です。

また、内閣府が推進する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、誰もが居場所と役割を持つコミュニティをつくり、活気あふれる温もりのある地域をつくるため、多世代交流を通して活性化するコミュニティづくりの実践に向けた「生涯活躍のまち」づくりを推進しています。

さらに、学校教育においては、市内すべての小中学校（１０校）において「地域に開かれた信頼される学校づくり」のために、地域学校協働本部*と連携・共働し、「学校を核とした地域づくり」（スクール・コミュニティ）を目指しています。

日頃からあいさつ、声かけに心がけ、隣近所での顔見知りの関係をつくり、世代を超えた人と人との交流を促していくよう、誰もが参加しやすい地域行事や活動の情報を発信し、市民への参加促進に努めます。

行政の取り組み

- ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など地域での見守り体制の充実を図るため、「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関係機関に貸与します。
- 民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援します。
- 生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。
- 郷づくり推進協議会やその活動の認知度を高めるよう情報発信に努めます。
- 自治会加入促進に向けたPRを行います。

- コミュニティ・スクールの機能を生かして「地域とともにある学校づくり」（コミュニティ・スクール）と「学校を核とした地域づくり」（スクール・コミュニティ）を一体的に推進し、多世代交流を通して活性化するコミュニティづくりを目指します。
- 統括地域学校協働活動推進員（統括地域コーディネーター）を核とした各中学校区の連携・共働により、地域学校協働活動の促進を図ります。
- 郷づくり推進協議会と学校との連携・共働により、中学生のボランティア活動や小学校のインターシップ活動の推進を図り、活気あふれる地域づくりを目指します。
- 郷育カレッジや地域学校協働本部との連携・共働により、中学生未来会議やトークフオークダンス等の活動の推進を図り、多世代交流を通して活性化するコミュニティづくりを目指します。
- 子育て世代、子ども世代の社会参加の促進として、地域とつながる子どもたちの育成を推進します。
- まちづくり活動を行う主体が世代や分野を越えてつながり、交流・連携できる機会を創出します。

社会福祉協議会の取り組み

- 小地域福祉会と連携し、地域の特性に応じた交流の機会の拡大を支援します。
- 地域ごとの基礎情報の整理、支えあいマップ*などを活用し、地域の支えあい活動を支援します。
- 見守り訪問活動や防災活動の支援を通し、日頃からの近所の付き合い、地域交流の重要性を啓発します。
- 本会が地域に貸し出しをしている福祉用具を活用し、地域交流を支援します。

市民・地域に期待すること

- 地域の行事や活動などに参加しましょう。
- 様々な地域活動に参加し、交流を深めましょう。
- 地域であいさつ運動や見守りなどの活動を行い、隣近所の交流を広げ、お互いのつながりを深めましょう。
- 自治会に加入し、自治会の活動に参加しましょう。
- 地域の誰もが参加しやすいような地域行事に取り組みましょう。

施策2 地域活動の強化

みんなが安心して生活できる共生のまちづくりのためには、地域住民の地域活動への参加を促進することで、住民同士の支えあい活動につなげていくことが求められます。

市内でも特に高齢化が進んでいる神興郷づくり推進協議会が行った調査や小地域福祉会へのヒアリングにおいて、「役員のなり手が無い」「メンバーが高齢化している」「いつも同じメンバーで後継者が育たない」などが、自治会や小地域福祉会の運営上の大きな課題となっています。

一方で、市民アンケートの調査結果においては、地域活動への参加について、20歳代の参加率は低いものの、30歳代～40歳代では3割を超えており、40歳代以降では地域活動への参加経験がある方も含めると5割を超えています。地域に関わりを持っている方が多くいるという強みを生かして、今後更に地域活動への参加促進や人材育成を進めて行くことが必要です。

また、一人暮らし高齢者や障がい者、ひきこもりの方など、地域から孤立しがちな方々を適切な支援に結び付けていくためには、自治会や民生委員・児童委員、小地域福祉会等の地域組織による、見守り訪問活動などを通して連携を深めていく必要があります。

福津市では、地域包括ケアシステムの構築のための重点的な取り組みの一つである生活支援体制整備事業*において、平成28年10月に「ささえ合い協議体」を設置し、誰もが住みやすい共生社会の実現のため、地域住民、介護事業所の職員、地元企業の方などが集まり、地域課題の解決に向けた話し合いを続けています。

全市的（第1層エリア）な話し合いをする場を中心としてきましたが、令和元年度からは、より日常生活圏域に近い、地域単位でのニーズや社会資源の把握、これらを結び付けるコーディネート機能を強化するために、各郷づくり地域（第2層エリア）に生活支援コーディネーターを配置し、郷づくり推進協議会等と連携し、地域の課題を話し合う場を進めるとともに、各地域で居場所づくりや移送支援、地域の困りごとを知るためのアンケート調査等を展開しています。

住民が様々な地域課題に関心を持ち、地域福祉の重要性への理解を深め、自分にできること、地域でできることを考えていけるよう、福祉に関する学習の機会や、地域課題を共有する機会の充実を図ります。

行政の取り組み

- 生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。
- 生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などを取り巻くさまざまな地域課題の解決に向けて、地域で支援できるような体制づくりに取り組みます。
- 郷づくり推進協議会やその活動の認知度を高めるよう情報発信に努めます。
- 自治会加入促進に向けたPRを行います。

社会福祉協議会の取り組み

- 自治会単位を基本とした小地域福祉会の結成支援を行います。
- 既存の小地域福祉会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供など行います。
- 住民福祉講座などを通して、地域づくりに意欲のある人材の発掘・育成を行います。
- 第2層生活支援コーディネーターの育成・支援を行い、地域の課題を話し合う場づくりや課題の共有、課題解決のための人材発掘、地域資源づくりに取り組みます。
- 本会が所有する車を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用いただいている「外出支援活動団体サポート事業*」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の開発に努めます。

市民・地域に期待すること

- 自治会や子ども会育成会の加入、郷づくり推進協議会の行事に積極的に参加し、地域の人と知り合いを増やし、つながりを持ちましょう。
- 日ごろからあいさつや声かけを行い、隣近所の交流を広げ、お互いのつながりを深めましょう。
- 高齢者や障がいのある方、生活に困窮している方などで、課題を抱えて暮らしている方に気付いた場合には、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会などの相談機関に繋がしましょう。
- 住んでいる地域に関心を持ち、地域の課題やニーズについて考えましょう。
- 自治会や郷づくり活動への参加者増に向けて、勧誘・親睦・交流に取り組みましょう。
- 地域で行っている活動をPRし、広く参加を呼びかけましょう。

施策3 市民活動やボランティア活動の活性化

地域には、防犯や防災、教育や文化、まちづくりなど多様な課題があり、その課題の解決のためには、個人の力だけでなく、課題を共有し、共に活動する仲間づくりも大きな力となってきます。

福津市には、「自分たちの地域は、自分たちの手で」という考えのもと、地域住民が主体となって取り組む郷づくり推進協議会や福祉、環境、まちづくりなどのテーマ別の課題に対するボランティア団体などが活動しています。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加に伴い、日々の暮らしの中で、ちょっとしたことに困る人が増えてきています。そのような課題を住民の支えあいで解決しようと、福津市には、分別収集のごみ出しや草刈り、電球交換、網戸の張替え等を支援する、地域団体も近年増えてきています。

市民アンケート調査で、地域の活動以外のボランティア活動への参加状況を尋ねたところ、現在参加している割合は、7.8%とまだまだ低い状況です。

しかし、今後参加してみたい方が27.6%となっており、参加したい意向を持ちながらも参加していない人を活動に結び付けるための取り組みが求められます。

参加したくない理由としては、「時間がない」「仕事や家事が忙しい」の回答が多くある一方、「参加するきっかけがない」「大変そうだ」という回答も多く、その課題を解消する取り組みを行うことで、新たな活動者の発掘につながると考えられます。

また、既存の団体に対しては、活動の継続のための運営支援を行うとともに、新たに活動を希望する方を結びつけるコーディネート機能、講座や研修会などを通じた人材の発掘・養成を行います。

行政の取り組み

- 持続可能な社会参加と促進のために次世代の担い手育成を目的とした、地域福祉を支えるボランティアの育成・活動を推進します。
- まちづくりへの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝わる情報発信に取り組みます。
- オンライン・オフラインでのイベントや講座等を開催し、産学官民の多様な主体がまちづくりに参加・参画するための機会を充実させます。
- まちづくり活動を行う主体が必要とする『ひと』『もの』『こと』の情報をワンストップで提供できるよう、多様な主体が取り組むまちづくり活動の情報収集を積極的に行うなど、情報の一元化を図ります。

- 福津のまちづくりへ参加・参画する多様な主体が互いの立場や特性を理解し、認め合い、共有する目標達成のために、各主体の特性を活かし合った連携型のまちづくりが広がるための支援を行います。そのため、多様な主体間の出会いや交流などの機会を提供し、取組支援を行う「未来共創センター(仮称)」の設立を目指します。

社会福祉協議会の取り組み

- 各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行っていきます。
- 高齢や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に対し、福祉教育*や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していただけるボランティアを養成します。
- ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をともに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い活動の活性化を図ります。

ボランティアやまちづくり活動を行う団体に期待すること

- 自分たちの活動を知ってもらうための丁寧な情報発信を行うとともに、新たな活動者の発掘のため、参加しやすい機会づくりや場づくりに努めましょう。
- 活動を行っていくうえでの課題の解決や実現したい目標達成のために、様々な分野の活動者や団体との対話の場に参加し、交流・連携に努めましょう。

市民・地域に期待すること

- 地域組織や市民活動団体、行政などからのまちづくり情報をできる範囲で受け取り、各主体の取組みへの理解を心がけましょう。
- イベントへの参加や活動への手伝いなど、日々の暮らしの中で、できる範囲で、まちと関わる機会を設けましょう。
- まちづくりに関する講座へ参加し、自分ができることを考え、広げましょう。

基本目標２ 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」

施策４ 災害時における支えあいの仕組みづくり

地震や台風、豪雨などの大規模な自然災害が日本各地で毎年発生しており、一人ひとりの防災の気運が高まっています。

福津市においては、近年、自然災害による大規模な被害は発生していませんが、市民アンケート調査において、「地域に手助けしてほしいこと」「困っている家庭への手助けとしてできること」の項目で、災害時の手助けが高い値となっており、福津市においても、防災への関心の高まりが見えます。

地域社会全体で防災対策の充実を図ることはもちろん、要配慮者*、避難行動要支援者の視点での対策が必要となってきます。

令和３年に改正された災害対策基本法において、避難行動要支援者ごとの避難支援を実施するための計画である個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

この計画は、災害が発生又は発生する恐れが生じた場合に、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ安全に実施するために、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰がどのように避難を支援するのかを、あらかじめ定めておく計画です。個別避難計画に基づく支援は、地域住民の支え合いに基づく制度であるため、地域の方の十分な理解がなければ成り立ちません。

災害時に命を守る支援を強化するため、災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を進め、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

行政の取り組み

- 災害時の避難等に支援が必要な要介護者や重度の障がい者等の「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、避難行動要支援者の把握に努めます。
- 「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得た上で関係機関と共有し、個別の避難経路や支援内容を定める「個別避難計画」の作成を促進します。
- 危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。

社会福祉協議会の取り組み

- 福津市地域防災計画、福津市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、大規模な自然災害が発生した場合には、災害ボランティアセンター*を設置し、市民の生活の復旧・復興に努めます。
- 災害時には各種団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。
- 災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。
- 地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。
- 平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通じた地域のつながり、顔見知りの関係づくりを推進し、災害時の地域の避難行動の基盤づくりを支援します。

市民・地域に期待すること

- 日頃から指定避難所*や避難経路などを確認し、災害が起きる恐れがある場合には、最新の情報に注意して早め早めの行動を心がけましょう。
- 地域で開催する防災訓練に参加しましょう。
- 家庭での食料や水などの備蓄に努めましょう。
- 各自が「自分自身の命を守る」という意識を持ち、家族や隣近所で話し合い、災害に備えましょう。
- 地域支えあい制度を活用し、災害に備えた体制づくりを促進しましょう。

福津市総合防災マップ

福津市総合防災マップには、大雨・洪水、土砂災害、地震、津波・高潮などの災害種類別の知識・心得、避難の心がまえ、災害への備え、郷づくり地域別の防災マップなどが掲載されています。

自然災害はいつやってくるか分かりません。総合防災マップを活用し、地域に存在する危険箇所を把握して、日ごろの備えと地域の自主防災活動に取り組みましょう。



福津市総合防災マップ
(2020年度版)

施策5 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、生活に必要な支援が受けられ、その人の権利が守られることが重要です。

急速な少子高齢社会の進展により、成年後見制度の利用者は年々増加しており、今後も増加が予測されています。制度の普及啓発、利用しやすい環境の整備、制度の利用を必要とする障がいのある人や認知症高齢者等の把握に努め、適切な成年後見制度の利用を進めていくことが求められています。

また、成年後見人においても、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職だけでなく、身近な地域で本人に寄り添える市民による支援が必要な場合もあり、人材育成も行う必要があります。

成年後見制度に関する国の動向などを踏まえ、福津市においても、成年後見制度を必要とする人が利用できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画を考慮して、地域連携ネットワークと中核機関*の整備を進めます。

行政の取り組み

- 権利擁護に関する知識や理解の普及に努めます。
- 相談窓口の周知と制度が必要な市民の利用支援を行います。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、中核機関のあり方を関係機関と協議・検討します。

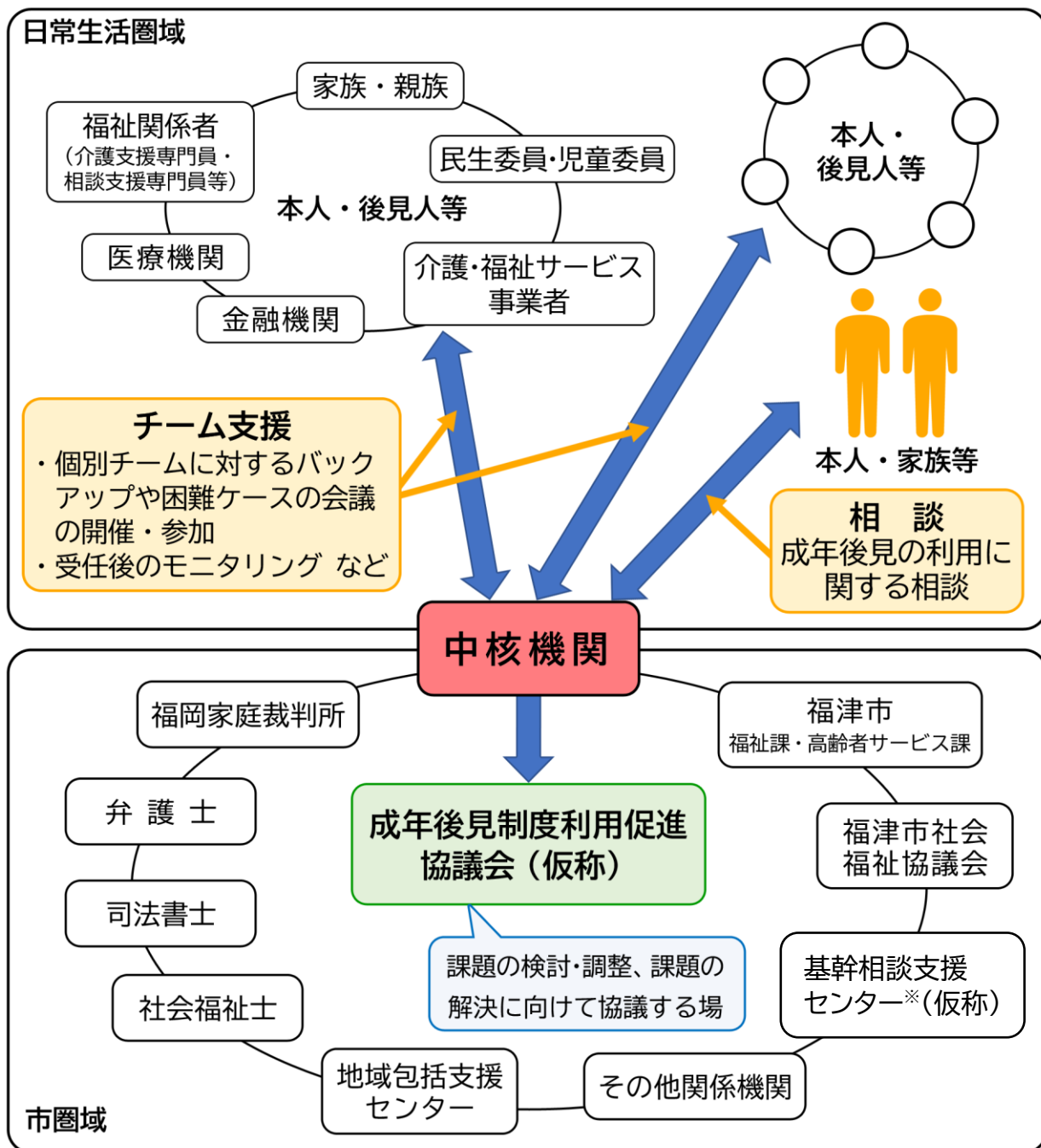
社会福祉協議会の取り組み

- 市民後見人養成研修の修了者について、社会福祉協議会の法人後見の実務担当者としての活動を進めます。
- 市民後見人養成研修の修了者へのフォローアップ研修や意見交換会を実施し、活動に至っていない方への活動の意欲向上に努めます。
- 社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業の適正な運営に努めます。

市民・地域に期待すること

- 成年後見制度などの権利擁護に関する正しい理解に努めましょう。
- 市民後見人の活動を知りましょう。
- 判断能力の低下など、気になる高齢者や障がい者などを見かけたら関係機関につなぎましょう。
- 地域のひとり暮らしの高齢者など見守り活動に協力しましょう。

中核機関のイメージ図



施策6 虐待防止の推進

地域の中で自分らしく、周囲からも意思や人格が尊重され、尊厳をもって日々を過ごすことは、誰もが望むことです。

子どもの発達、認知症や障がい特性への理解不足等を背景として、子どもや高齢者、障がい者等への虐待に至るケースが生じています。その対策として地域の見守り活動などを通じて、課題を抱える家庭をいち早く発見し、関係機関が分野横断的に対応していくことが求められています。

行政の取り組み

- 安心して気軽に心配事や相談ができる体制を充実させます。
- 虐待防止に関する研修を行います。
- 虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。
- 障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障がい者本人からの届け出には、市が中心となって対応します。生命に関わるような緊急事態もあるので、まずは障がい者の安全を最優先に考えます。
- 児童虐待についての相談や通告に対して、早期発見と児童の安全確保に迅速に対応します。
- DV*等を発見した場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。

社会福祉協議会の取り組み

- 民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。
- 市や障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者の虐待防止、虐待事案への適切な対応に努めます。

相談機関や福祉サービス事業所などに期待すること

- 事業所内における研修会等を実施し、虐待防止への理解を深めましょう。

市民・地域に期待すること

○虐待の通報・通告義務を理解し、高齢者、障がい者、子ども等の虐待の疑いを発見した場合には、速やかに警察や支援機関に通報しましょう。

虐待に関する相談窓口

○高齢者虐待

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに通報しなければいけません。

(相談・通報先)

福津市地域包括支援センター（福津市手光南2丁目1番1号）

電 話 0940-43-0787 FAX 0940-43-3481

※8時30分～17時まで（ただし、緊急の場合を除く）

※日曜日・祝日及び第2土曜日・12月29日～1月3日を除く

○障がい者虐待

家庭や施設、職場で虐待を受けたと思われる障がい者を発見したら通報する義務があります。

(相談・通報先)

福津市障がい者虐待防止センター（福津市手光南2丁目1番1号）

電 話 0940-42-2580 FAX 0940-34-3343

※24時間対応。ただし、FAXは平日の8時30分～17時まで

○児童虐待

虐待を受けたと思われる児童を発見したら
児童相談所や市町村に通告する義務があります。



※24時間対応

○配偶者などからの暴力

配偶者からの暴力を受けている人を発見したら、配偶者暴力相談支援センター
または警察に通報するよう努めなければいけません。

配偶者暴力相談支援センター 電 話 0940-37-2880

※8時30分～17時15分まで。日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く

基本目標３ いつでも相談できる「まちづくり」

施策７ 民生委員・児童委員活動への支援

民生委員・児童委員は、自治会長からの推薦により選任し、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。高齢者や障がいのある人、子育て中の親などから、さまざまな相談を受け、必要に応じて関係機関につなぐなど、地域福祉を支える人材として非常に重要な役割を担っています。

高齢者問題の多様化や児童に関することに加え、近年は引きこもりや８０５０問題など相談が多様化し、民生委員・児童委員活動の負担や責務が重くなり、地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員のなり手不足とともに、民生委員・児童委員の高齢化も問題となっています。

また、市民アンケート調査では、５０．１％「聞いたことがある」と回答していますが、住んでいる地区の担当民生委員・児童委員の「名前も顔も知らない」との回答が６３．１％となっています。地域住民への担い手の確保に向けた認知度向上と活動に対する周知啓発が必要となっています。

行政の取り組み

- 民生委員・児童委員の役割を明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に取り組みます。

社会福祉協議会の取り組み

- 民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に行えるよう支援します。
- 民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。
- 見守り訪問活動をする中で発見した課題を抱える家庭や地域の課題の相談を受け止める支援体制を整備します。

民生委員・児童委員に期待すること

- 地域の行事などへの参加をととして、地域の方とのつながりを広げ、相談を受けやすい関係を作りましょう。
- 課題を抱えている方や世帯の早期発見に努め、相談機関につなぎましょう。
- 地域福祉活動に携わって感じたやりがいや喜びをPRしましょう。

市民・地域に期待すること

- 民生委員・児童委員の活動を知りましょう。
- 民生委員・児童委員の活動に協力しましょう。
- 民生委員・児童委員と交流する機会をつくるよう努めましょう。

民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、みんなが安全・安心に生活できる地域をつくるボランティアです。担当地域のお宅を訪ねて、安心して生活できているか確認する「見守り活動」や、地域の仲間づくりや日中に居場所づくりのための「サロン活動」などの様々な活動をととして、安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。

福津市民生委員・児童委員協議会の各ブロックでは、民生委員・児童委員活動への理解を深めてもらうことを目的に、学校や社会福祉協議会と共働して「民生委員体験」を実施しています。

この活動は、子どもたちに民生委員への理解を深めてもらう効果のほか、地域の人に喜ばれる経験してもらうことで、地域社会への参加意欲を高める効果も期待されます。

神興東ブロックでの民生委員体験の様子



【高齢者のことを知る】
福津市社会福祉協議会が実施する高齢者疑似体験をととして、高齢者について理解を深めます。



【民生委員について知る】
民生委員から、民生委員活動についての説明を受けます。



【民生委員として訪問】
民生委員と一緒に、地域の高齢者宅を訪問します。からだのこと、楽しみや困りごとなどの話を聞きます。

施策8 生活困窮者の自立に向けた支援

福津市では、生活相談窓口を設置し、「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家計のやりくりができない」などの問題を抱え、生活に困窮している方の自立を支援するために、相談を受け、寄り添いながら支援を行っています。

個人や世帯の抱える生活困窮の問題は、根底に様々な要因がある場合が多く、より専門的な知識や経験、分野を超えた横断的な対応が必要とされる困難なケースが増えてきています。

この状況に対応するため、関係機関との連携を密にし、包括的な相談支援体制の構築を行います。

行政の取り組み

- 経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。
- 市民に対し、生活困窮者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来所しやすくなるよう努めます。
- 多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。
- 民生委員・児童委員協議会に対し、生活困窮者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらいます。

社会福祉協議会の取り組み

- 民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困窮者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。
- 福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業*をとおして、相談支援を一体的に実施し、生活困窮者の社会的、経済的自立を支援できるように努めます。
- 制度の申請手続きや次の支援までの期間に時間を要し、その間支援を受けられない方々や、相談先がないケースや制度の狭間の状況にある方に対し、福岡県社会福祉法人経営者協議会が行っている「ふくおかライフレスキュー事業*」や市内社会福祉法人の連携などを活用し支援を行います。

福祉サービス事業所などに期待すること

○生活困窮者への理解を深め、中間的就労*やボランティアの受け入れを行うことで生活困窮者の社会的、経済的な自立を支援できるよう協力しましょう。

市民・地域に期待すること

○就労や債務、家計のやり繰りなど、生活に困り事がある場合、または困り事を抱えて悩んでいる場合は、福祉課や民生委員・児童委員に相談しましょう。

○気になる人に対して、見守りに努め、関係機関につなぎましょう。

社会福祉法人の連携による取り組み

これまで社会福祉法人は、地域の困りごとの把握に努め、様々な支援に取り組むことで、福祉制度の充実を図ってきました。しかし、近年家庭環境などが複雑・多様化するなかで、既存の制度だけでは対応することができない困りごとが増えてきています。

このような困りごとに対応するために、福岡県内の社会福祉法人が高齢・障がい・児童などの専門性を活かした支援ネットワークを構築し、生活困窮者などに対する相談支援に取り組む事業として、「ふくおかライフレスキュー事業」が実施されています。

福津市では、南十字福祉会（筑前顕慈園など）、北筑前福祉会（津屋崎園など）、進知会（双葉保育園など）、福津市社会福祉協議会がこの事業に参加し、様々な支援に取り組んでいます。

社会福祉法人による支援



南十字福祉会による食事の提供



デイサービス菜々（北筑前福祉会）
で取れた野菜の提供

支援を受けた人からの感想

1 初回相談時の生活状況や、どういう思いで相談に来られたか教えてください。

コロナで仕事に行けなくなり、収入が減ってしまい、支払いの事が
困難になり相談に行きました。

2 サポートの支援を受けて、生活は改善しましたか。当ではまるものを1つ選んでください。また、支援を受けてどのように思ったかも教えてください。

ア とても良くなった イ 少し良くなった ウ あまり変わらない エ 悪くなった

シングルマザーで、子供に「飯を食べてせれない」と思っていた。
そんな中支援いただき、光が見え、元々張りついていた心。

施策9 相談を包括的に受け止める体制づくり

近年、個人や世帯が抱える地域生活課題は複雑化多様化しており、従来の高齢者や障がい者、子どもなどといった分野別での相談支援だけでは対応できないケースが増加しています。また抱えている問題が複雑化し、「どこに相談して良いのか分からない」と、どこにも相談できずに課題が深刻化しているケースも増えてきています。その解決のためには、分野にとらわれず課題を受け止める総合相談窓口の充実や、相談を断らず、受け止めた困りごとを適切な支援につなぐ体制づくりが必要です。

分野を超えた多様な機関との連携を強化し、困りごとを抱える人の様々なニーズに適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、多様な地域生活課題を包括的に受け止めることができる相談機能の強化を図ります。

行政の取り組み

- 基幹相談支援センター*を設置することにより、相談支援事業者間の連携が強化され、障がいの種別やニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施します。
- 子育て中の家庭の保護者が孤立することなく、周りの保護者や地域とつながりを持ち、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校等が連携して育てる地域体制の整備を推進します。
- 障がい、子ども、高齢者をはじめとして、分野を超えた複数の部門や地域と連携し、だれもが気軽に集える場を整備し、支えあいの仕組みづくりを推進します。

社会福祉協議会の取り組み

- 高齢・障がい・子ども・生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。
- 生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困窮者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的に行い、個々に寄り添った支援を行います。

相談機関や福祉サービス事業所などに期待すること

- 子ども子育て、障がい、高齢、学校、地域など、あらゆる分野の相談支援に関する事業者は、専門分野でなくても、相談者の話しを受け止め、適切な相談支援につなぎましょう。

市民・地域に期待すること

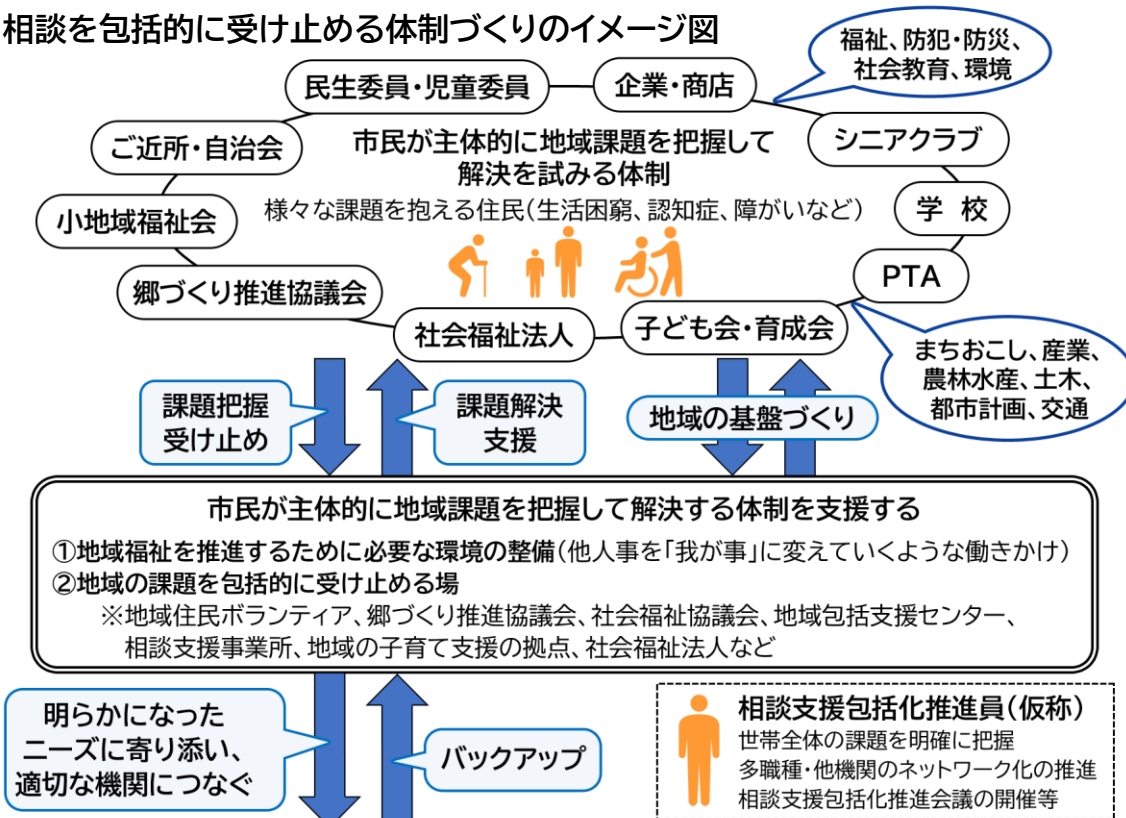
- 日頃から地域や福祉に関する情報に関心を持ちましょう。
- 悩み事などは、ひとりで抱え込まず、誰かに相談することを心がけましょう。
- 民生委員・児童委員や市の相談窓口など、様々な相談窓口について理解を深めましょう。
- 気になる人に対して、見守りに努め、関係機関へ相談をつなぎます。

「共生のまちづくり」に向けた取り組み

本計画の基本目標や各施策について、それぞれの実施機関が個別に展開していくと、基本理念である『みんなが安心して生活できる共生のまちづくり』の達成は困難であると考えられます。本計画を効果的・効率的に展開していくためには、福祉分野の横断的な連携や福祉分野以外の多分野・多機関との連携・共働の体制構築が重要となってきます。

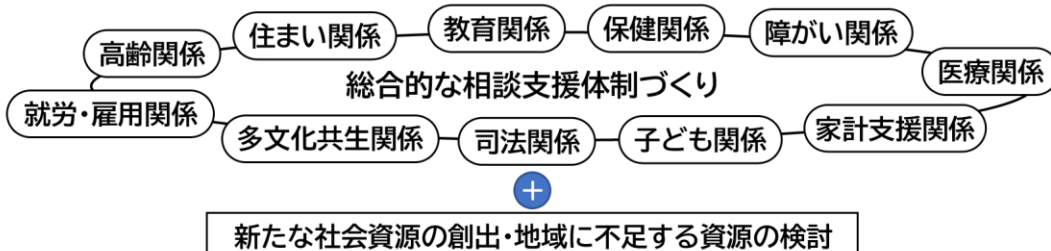
「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年6月公布）や「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年6月公布）などの国において示されている「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの方向性を参考に、多機関連携による本市や各地域の実情に応じた、地域生活課題の解決に資するための『相談支援』『参加支援』『地域づくり』を一体的に実施する包括的な支援体制の構築を目指していきます。

1. 相談を包括的に受け止める体制づくりのイメージ図

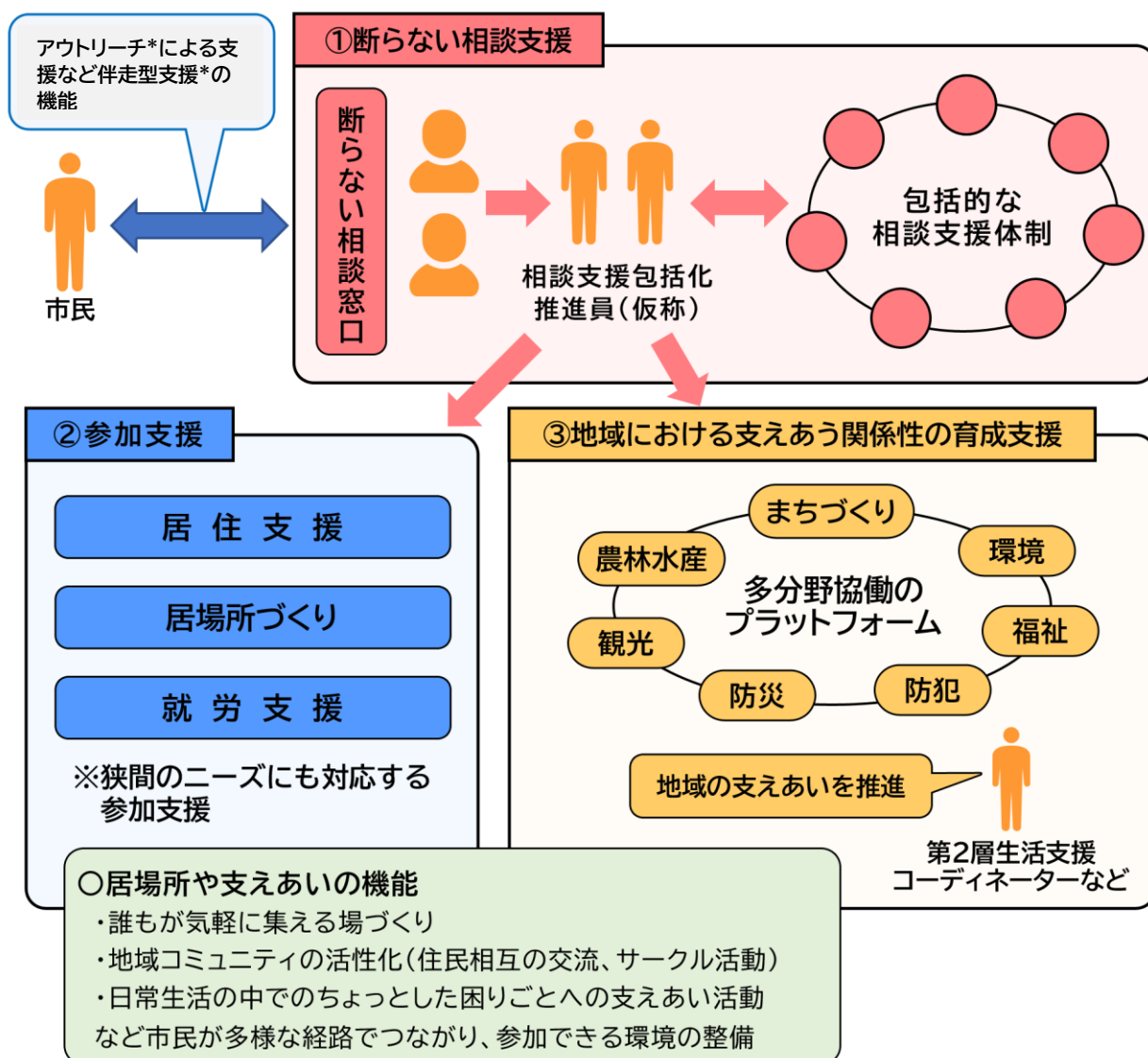


多機関の共働による包括的支援体制の構築

複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員(仮称)を配置し、チームとして包括的・総合的な相談支援体制を構築。



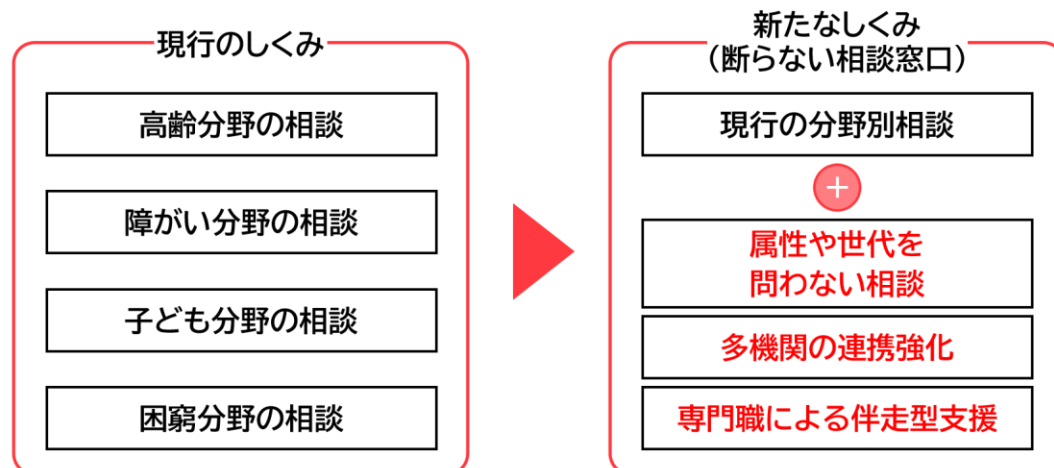
2.相談を包括的に受け止める体制と多様な参加・共働の推進イメージ図



※既存事業との関係性

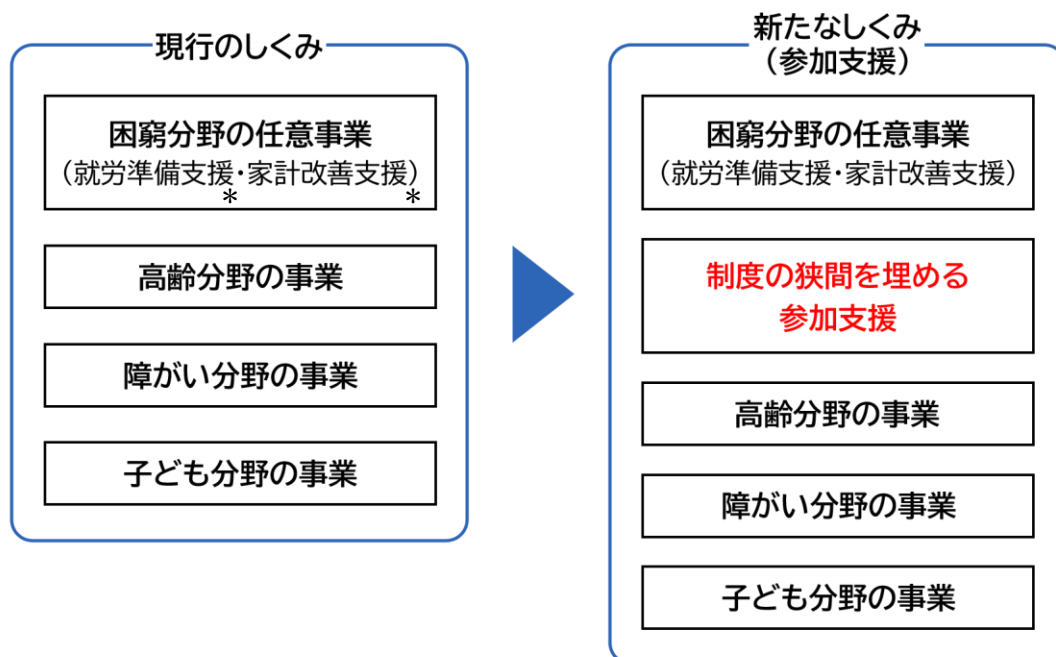
①断らない相談支援

現行の相談窓口では対応が難しいケース、支援に時間を要するケースへの対応を可能にする機能。



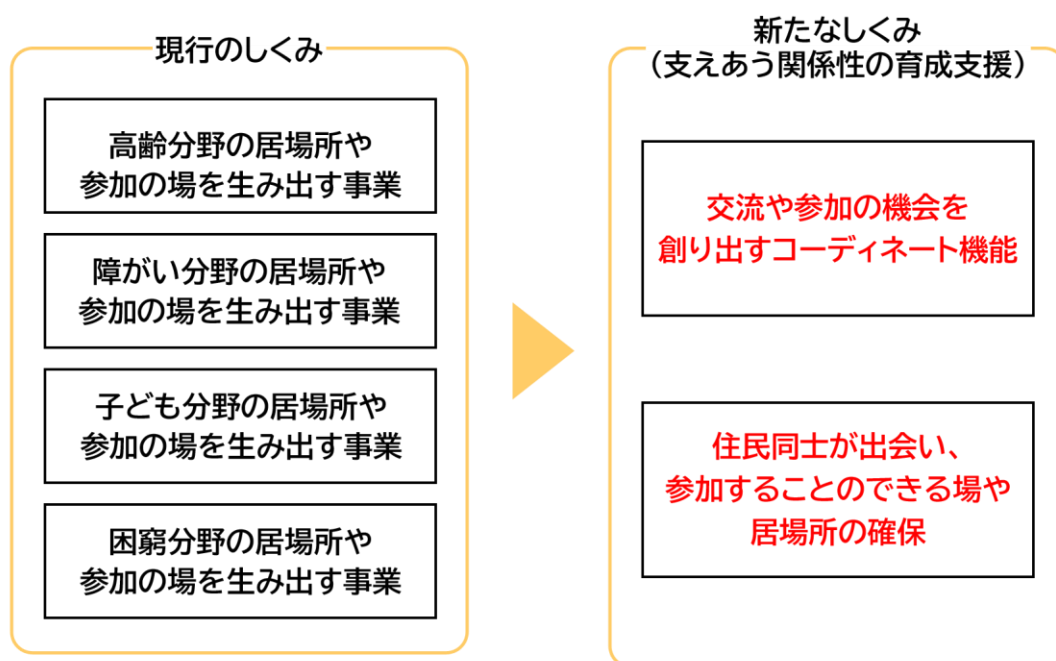
②参加支援

断らない相談と一体的かつ縦割りを克服した多様な参加支援の機能。各制度における既存事業を活用しつつ、制度の狭間にある方への参加支援のための新たな事業の創設を検討する。



③地域における支えあう関係性の育成支援

支えあいの関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネートや住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保を分野横断的に連携して取り組む。



※厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料を参考に作成

第 5 章

資 料 編

1. 福津市福祉施策策定審議会規則

平成18年6月26日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第3条の規定に基づき、福津市福祉施策策定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 福祉施策に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

2 審議会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会の委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後最初に開く審議会については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 福津市福祉施策策定審議会委員名簿

	氏名	選出区分	任期
◎	むらやま こういちろう 村山 浩一郎	学識経験者 (福岡県立大学人間社会学部教授)	自 令和2年10月1日 至 令和4年3月31日
○	まえだ じゅんじ 前田 潤二	福津市民生委員・児童委員 協議会会長	自 令和2年10月1日 至 令和4年3月31日
	うらべ ゆきこ 占部 幸子	精神障がい者施設	自 令和2年10月1日 至 令和4年3月31日
	かじ ひろまさ 加地 弘昌	小地域福祉会	自 令和2年10月1日 至 令和4年3月31日
	すえたけ よしこ 末武 美子	子育て支援関係者	自 令和2年10月1日 至 令和4年3月31日
	ながた かずこ 永田 和子	介護予防サロン	自 令和2年10月1日 至 令和4年3月31日
	まつざき しゅんすけ 松崎 俊輔	高齢者施設	自 令和2年10月1日 至 令和4年3月31日
	やまぐち ひさし 山口 尚志	公募委員	自 令和2年10月1日 至 令和4年3月31日

◎会長 ○副会長

3. 計画の策定経過

日程	内容
令和2年12月21日	令和2年度第1回福津市地域福祉計画策定審議会 ・委嘱状交付 ・会長・副会長互選 ・計画に関する諮問 ・第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況と課題について ・第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画策定方針について ・策定スケジュールについて ・市民意識調査（案）について
令和3年 5月24日	福津市地域福祉計画等ワーキング会議（研修会） ・「地域共生社会の実現について」 講師 福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 教授 村山 浩一郎 氏 ・意見交換
令和3年 5月	令和3年度第1回福津市福祉施策策定審議会 ・市民意識調査結果について ※緊急事態宣言下につき、書面で意見を聴取。
令和3年 8月 3日	令和3年度第2回福津市福祉施策策定審議会 ・第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画（素案）について
令和3年10月13日	福津市地域福祉計画等ワーキング会議 ・第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画（素案）について
令和3年10月25日	令和3年度第3回福津市福祉施策策定審議会 ・第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画（素案）について
令和3年11月29日	令和3年度第4回福津市福祉施策策定審議会 ・第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画（素案）について
令和4年 1月 4日 ～ 2月 3日まで	市民意見公募（パブリックコメント）の実施 ・第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画（素案）
令和4年 2月28日	令和3年度第5回福津市福祉施策策定審議会 ・第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画（素案）について ・（答申）について
令和4年 3月11日	庁議提案

4. 用語解説

数字・アルファベット

はちまるごうまるもんだい ○8050問題

80歳代の親と無職やひきこもり状態の50歳代の子どもが同居することによる問題。社会的孤立や生活困窮など様々な課題の背景となっている。

ディーフィ ドメスティック バイオレンス ○D V (Domestic Violence)

配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことをいい、その暴力は経済的暴力、性的暴力、精神的暴力なども含まれる。

エスディジーズ じぞくかのう かいはつもくひょう ○SDGs (持続可能な開発目標 : Sustainable Development Goals)

2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本においても積極的に取り組まれている。

エスディジーズみらいとし ○SDGs未来都市

SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、国(内閣府地方創生推進事務局)が選定するもので、福津市は2018年に選定された。

あ

○アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

○あんしんサポート事業^{じぎょう}

福津市に居住の日常生活自立支援事業の対象から外れる身体障がいや難病などで、福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類の預かり等を行う福津市社会福祉協議会が実施する事業。

○意思決定支援^{い し けってい し えん}

自ら意思を決定することに困難を抱える人が、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるように可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援すること。支援を尽くしても本人の意思の推定が困難な場合には、最後の手段として、本人に不利益が生じないように、本人の最善の利益を検討し支援を行う。

か

○外出支援活動団体サポート事業^{がいしゅつ し えん かつどうだんたい} ^{じぎょう}

年齢や心身の状況等によって、高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することができる介護予防に資する外出支援活動を行う地域の団体を育成・支援する事業。社会福祉協議会の車を地域団体に貸し出し、地域の高齢者の買い物やサロン活動での送迎を行っている。

○家計改善支援^{かけいかい ぜん し えん}

生活困窮者自立支援制度の事業の一つで、家計状況の見える化と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援する事業。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生をサポートしている。

○基幹相談支援センター^{きかんそうだん し えん}

障がいがある人、またその家族のための総合相談窓口として、障がい福祉サービスの利用に関する相談や暮らしに関することなど、さまざまな相談に対応し、障がいのある人が自立した生活を送れるように必要な援助や情報提供を行う機関。

○協議体（ささえ合い協議体）^{きょうぎたい}

高齢者も、子どもも、障がい者も、誰もがみんな住みやすい「共生社会」を実現するために、どのような仕組みや助け合いがあれば暮らしやすいのか、地域の情報を共有し、話し合いをする場。

○けんりようご権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障がいを有する人が、人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

○ごういく郷育カレッジ

福津市が開催している「ひと、もの、こと」を題材にした、ふるさと、健康福祉、環境、生きがいなど、さまざまな分野の講座。

○こべつひなんけいかく個別避難計画

避難行動要支援者について、災害時の避難経路を設定し、地域の避難支援者がどのようなサポートを実施するかを定めておく計画。計画作成には、当事者を中心に、自治会や民生委員・児童委員、福祉専門職、市等の関係者が連携して取り組む。

○がっこうえいきょうぎかいせいどコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

学校と保護者や地域の人が、ともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に共働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

さ

○さいがい災害ボランティアセンター

大規模な災害が発生した際に、被災者の困りごとに対し、ボランティアの力を借りて、被災者の生活の復旧・復興に向けた福祉救援活動を円滑に行うための組織。福津市では、発災時に福津市社会福祉協議会が設置するよう計画している。

○ささ支えあいマップ

日ごろの地域での支え合い活動、共助の仕組みづくりに活用することを目的に、支援が必要な方と、関わりのある方を地図上に起こし、地域でのつながりを把握するもの。

○さと すいしんきょうぎかい郷づくり推進協議会

「自分たちの地域は、自分たちの手で」という考えのもと、地域住民が主体となって取り組む「地域づくり」の活動。おおむね小学校区を単位として、市内を8つの地域に分け、地域住民や地域で活動する団体同士が互いに協力・連携し、地域の課題解決や個性的で魅力ある地域づくりに取り組んでいる。

〇^{していひなんじょ}指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設で、地域の学校などが指定されている。

〇^{ろうじん}シニアクラブ（老人クラブ）

おおむね60歳以上の人が集まり、地域を基盤に仲間づくりや健康づくり、生活を豊かにする活動などを行っている高齢者の自主的組織。

〇^{しみんこうけんじん}市民後見人

社会貢献への意欲が高い一般市民で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人。福津市では、現在、福津市社会福祉協議会の法人後見の支援員として活動している。

〇^{しゃかいてきこりつ}社会的孤立

家族や社会との関係が希薄で他者との接触がほとんどない状態。単身世帯や一人親家庭、貧困などで、地域や人との繋がりがなく、外に「助けて」と言えず、課題を抱えた世帯が孤立し、孤独死やひきこもり、虐待などさまざまな社会課題の原因となっている。

〇^{じゅうきょかくほきゅうふきん}住居確保給付金

離職者または自営業の廃業者で就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人に対して、住居確保給付金を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う制度。

〇^{じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう}重層的支援体制整備事業

市町村に対して交付金を一体的に交付することで、市町村において属性や分野を超えた取組が柔軟に実施可能となり、課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や、地域住民等による地域福祉の推進を展開しやすい仕組みづくりを行うための事業。

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしている。

○住民福祉講座じゅうみんふくしこうざ

地域で関心のある、福祉に関する事柄をテーマに開催する勉強会。

○小地域福祉会しょうちいきふくしかい

お互いに顔の見える自治会を単位とした福祉活動を組織的に進める組織。地域の見守り活動や住民交流活動、生活支援活動、支えあい活動など、各地域の実情にあった活動が展開されている。

○自立相談支援機関じりつそうだんしえんきかん

生活保護に至る前の段階から困窮者を支援するため、家計や仕事など生活に関する困り事に幅広く対応する相談窓口。

○新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯への特例貸付しんがた かんせんしやう えいきやう しやうにゆうげんしやうせたい とくれいかしつけ

新型コロナウイルス感染症の影響によって休業になったり、仕事が減ったことで収入が減少した人への、緊急かつ一時的な生計維持のための生活費の貸付。

○身上保護（身上監護）しんじやうほご しんじやうかんご

親権者が未成年の子の身体的・精神的な成長を図るために監護・教育を行うこと。また、後見制度で後見人が被後見人の生活・医療・介護などに関する契約や手続きを行うこと。

○スクール・コミュニティ

「学校」を核とした、あるいは「学校」という場や関係を介在させた、人々の結びつきや関わりの状態を指し、学校やそこにおける子どもを「縁」として、地域の大人と教師の関わり、学校と地域社会の協働関係のあり方を、より良好なものにしていこうとする考え方や実践のこと。

○生活支援コーディネーターせいかつしえん

関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、地域の要望と助けあいをしている主体（団体や個人）とのマッチング等のコーディネートを行うことにより、助けあいの取り組みを推進する人。

○生活支援体制整備事業

介護保険法に位置付けられた事業であり、地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、高齢者の生活支援、介護予防、社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的として、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える仕組みをつくる事業。

○生活福祉資金貸付事業

「生活福祉資金貸付制度」は、低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、県内の市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。

○制度の狭間

どの制度の対象にもならず、既存の制度では対応が困難または、どの制度の対象にもならない課題。

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が不十分な方々の代理人として、財産を管理したり、介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだりする制度。判断能力の程度によって「後見」「保佐」「補助」の類型があり、家庭裁判所が類型や成年後見人の選任、後見等事務の報告を行っている。

○成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定された。適正な後見人候補者の育成や権利擁護支援の地域の専門職団体の協力体制、コーディネートを行う中核機関等の整備地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底を各市町村が推進することが努力義務として定められた。

た

○ダブルケア

同じ世帯で、中学生以下の子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。

ちいきがっこうきょうどうかつどうすいしんいん ちいき ○地域学校協働活動推進委員（地域コーディネーター）

地域と学校との連絡調整、情報の共有、地域学校協働活動の企画、調整、運営、・地域住民への呼びかけなど地域と学校との橋渡しをする人。

ちいきがっこうきょうどうほんぶ ○地域学校協働本部

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

ちいききょうせいしゃかい ○地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

ちいき かいき ○地域ケア会議

地域包括ケアシステムを実現するための手法の1つとして行われる会議で、地域包括支援センターまたは市町村が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」と定義されており、地域の医療・介護に関わる多職種が参加する会議。参加者がそれぞれの専門知見を共有しながら、よりよい支援内容について検討し、また地域の課題を明らかにしていくことで、地域包括ケアシステムの整備・推進につなげていく。

ちいきささ せいど ○地域支えあい制度

高齢者や障がい者およびこれに準ずる状態にある人を、緊急時または災害時だけでなく日ごろから地域で支え助け合う制度。市が要配慮者の情報を台帳として整備し、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの地域の支援団体と情報を共有して、災害時の安否確認や避難支援、日ごろの見守り活動や防災訓練など、地域の支えあい活動に活用する。

ちいきほうかつ ○地域包括ケアシステム

市町村や都道府県が、地域の自主性に基づき、重要な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしが続けられるように、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスが一体的に提供できるよう関係者が連携・協力して作り上げていく地域の姿。

ちいきほうかつしえん ○地域包括支援センター

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援するための高齢者の総合相談の機関。健康や医療の面で支える保健師と介護の面で支える主任ケアマネジャー、日常生活の困りごとなど福祉の面で支える社会福祉士の3つの職種で構成されている。介護予防や心配事の相談など、それぞれの専門職員が連携を取りながら総合的に支援を行う。

ちゅうかくきかん ○中核機関

国の成年後見制度利用促進基本計画に掲げられている、権利擁護支援を必要とする住民を迅速に適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された「権利擁護支援のネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを担う機関。

ちゅうかんできしゅうろう しゅうろうくんれんじぎょう ○中間的就労（就労訓練事業）

すぐに一般企業等で働くことが難しい人を対象に、訓練として、就労体験や支援付きの雇用を提供する事業。利用者の能力や適性、状況に応じて作成した個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施。

な

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう ○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。社会福祉協議会が実施主体。

にんいこうけんせいど ○任意後見制度

判断能力のあるうちに、あらかじめ後見人になってもらう人を選んでおき、任意後見契約を締結し、断能力が衰えてきたとき、事前に契約した後見人にサポートしてもらう制度。

は

○ばんそうがたしえん伴走型支援

訪れた相談者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、本人・世帯の暮らし全体を捉え、本人に伴走し寄り添いながら、つながりや信頼関係を築き、継続的に関わること。

○ひなんこうどうようしえんしゃ避難行動要支援者

高齢者や障がい者、難病など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方。

○じぎょうふくおかライフレスキュー事業

社会福祉法人の地域における公益的な取組の一つとして、県内の社会福祉法人が団結し、生活困窮等に陥っていても既存制度では解決できずに困っている方々等に対して、各法人に配置されたサポーターが相談支援を行い、地域の社会福祉法人がそれぞれの専門性や資源を活かして支援を行う事業。

○ふくごうてき かだい複合的な課題

高齢者や障がい、生活困窮、就労など個人や世帯の抱える課題が1つだけでなく、様々な要素が重なりあっている課題。

○ふくしきょういく福祉教育

福祉教育は、すべての人が「ふだんの・くらしの・しあわせ」を実現させることを目指すものであり、多様性を認め合う、「ともに生きる力」を育むプロセス。

福津市社会福祉協議会では、各小中学校や地域で、車イス体験や高齢者疑似体験、視覚障がいの体験、障がい当事者との交流、手話や点字の体験などを行っている。

ま

○みんせいいいん民生委員・じどういいん児童委員

民生委員法、児童福祉法に基づき設置され、地域の様々な生活上の相談に対して助言や援助をし、支援につながるよう、必要な情報提供・連絡調整を行っている。

○ヤングケアラー

高齢であることや、身体・精神の障がい、疾病等を理由に援助を必要とする家族等に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話やその他の援助を行っている人（ケアラー）のうち、18歳未満の人をいう。

○ようはいりよしや要配慮者

災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦、傷病者、難病患者、日本語を十分理解できない外国人等が想定される。

第3期福津市地域福祉計画・第2期福津市地域福祉活動計画

～みんなが安心して生活できる共生のまちづくり～

編集・発行

福津市

〒811-3293

福岡県福津市中央1丁目1番1号

TEL 0940-42-1111

FAX 0940-43-3168

URL <http://www.city.fukutsu.lg.jp>

E-mail info@city.fukutsu.lg.jp

社会福祉法人福津市社会福祉協議会

〒811-3218

福岡県福津市手光南2丁目1番1号

TEL 0940-34-3341

FAX 0940-34-3343

URL <http://www.fukutsu-shakyo.or.jp>

E-mail fukushi@fukutsu-shakyo.or.jp

令和4年3月